



* 0019105011 *

0019105-011

505-71

日本經濟年報

東洋經濟新報社・編

東洋經濟新報社

第1至5, 7至22輯 (昭和5年第24半期
- 昭和10年第34半期)

昭和5-10

ADA

9.1.10

609

本日經濟年報

昭和八年第一四半期

(五月十五日止の資料による)

第二十輯

東京經濟新聞社編



日本經濟年報正誤表

頁	行	第十輯	正	誤
一一	右	帝國主義國間の	マリアナ	制府王する
一〇	右	帝族及官職	帝族、官職	世界財政經濟
一一	左	増別	増加	バンフレット
一二	右	増別	増加	(第七表)
一三	左	増別	増加	恩給扶助料表(七)は(六)
一四	右	増別	増加	第八表
一五	左	増別	増加	陸海軍省以外の軍事關係費表(八)は(七)
一六	右	増別	増加	第六表
一七	左	増別	増加	戦前戦後の輸出表(六)は(八)
一八	右	増別	増加	日本位制下
一九	左	増別	増加	日露戦中増徴
二〇	右	増別	増加	次節
二一	左	増別	増加	要るで
二二	右	増別	増加	十二月末
二三	左	増別	増加	十二月末
二四	右	増別	増加	同前
二五	左	増別	増加	減少せるに
二六	右	増別	増加	七百五十一件
二七	左	増別	増加	それ
二八	右	増別	増加	第七節
二九	左	増別	増加	主として
三〇	右	増別	増加	三億六千萬圓



日本經濟年報第十二輯

東洋經濟新報社編

昭和八年第一四半期

東洋經濟新報社



505-71

序

一九三三年第一四半期に於ける日本の・世界の、經濟、政治、社會の動搖は、極點に達したかの觀があつた。しかもこの動搖はその深度の未曾有なるが故に、遂には最も根本的なものを侵すに至つた。嘗てレーニンは、資本主義を墮落させるには貨幣制度を混亂させればよい、との意味を述べたが、米國は、みづからの胎内に孕んだ産業恐慌から遂に全米資本主義の根幹を揺がす金本位恐慌を出現させて仕舞つた。

これぞわれ等が最高度の關心をもつて、解剖、批判するに値するものでなくて何であらう。本輯の主題として第一部に据えた所以である。

第二部として、ジンゴイズム旺盛なる刻下の情勢に於て、敢へて軍縮問題を探り上げざるを得ぬ譯は、極めて明瞭であると信ずる。戦争が、領土擴張が、利益を齎らすとの幻想は臺所の情勢を無視して巨砲を玄關口に置かんとするが爲めに、文化的支出の比較的減少を招來し夫れが寧ろ國家を焦土に導かんとする危険が多いからである。

第三部に於ける部門經濟の分析とその見透しは、例に依つて本社の蒐集する豊富なる材料を以て縦横に行論したもの、「今日の歴史書」として書齋に備へるに便宜至極なものであらう。
 本輯には、第三部に於て政治・社會の情勢と植民地の社會運動を扱ふ筈であつたが、紙面の都合上、出來上つたものを削るの止むなきに至つた。

本輯の執筆者は、第一部 梅井、第二部 岡部、第三部一節 石橋、同二節 周東、齋藤、同三節 綿野、同四節 根津、同五節 村山、同六節 山田、同七節 大原、同八節 壁井、同九節 村山、同十節 前田、附録參考資料 梅井、岡部、重要統計表 本社調査部、日誌 村山、索引 石原の諸氏である。

昭和八年五月廿一日

編者

日本經濟年報第十二輯目次

第一部 世界經濟危機下の米國金融恐慌……………一

序、世界經濟の危機と米國金融恐慌……………一

第一節 銀行恐慌の根は深い……………二

一、銀行恐慌の進展……………三

(A)一九三〇年に始まつた銀行破産——(B)信用の收縮——(C)通貨の死蔵——銀行の不安(D)銀行収益の低下——六大銀行でさへも赤字……………三

二、銀行恐慌の諸原因……………二七

(A)農業恐慌——國內的原因(一)——(B)産業恐慌——國內的原因(二)——(C)遠く「繁榮」に胚胎する——國內的原因(三)——(D)銀行組織に内在する原因——國內的原因(四)——(E)外國貸付の凍結——海外からの原因……………二七

第二節 銀行救済からインフレーションへ……………三七

(A)全國信用會社——(B)復興金融會社——(C)グラス、スチーガル法——(D)緊急救済法其他——(E)聯邦準備銀行の公開市場政策……………三七

第三節 本位恐慌への途上……………三三

目次……………一

一、英國金本位停止後の六週間……………三三

二、金本位の第二次の危機……………三五

第四節 一九三三年三月金融恐慌の爆發……………四〇

一、金融恐慌の導火線……………四〇

二、恐慌の経過とその後……………四二

三、この恐慌の特質……………四八

四、ローズヴェルトの緊急対策……………五五

第五節 今後の見透し——世界經濟會議への期待……………六〇

第二部 國際軍備縮少と列強軍備の動向……………六三

序、國際政局と軍備擴張競争の序幕……………六三

第一節 華盛頓會議及倫敦會議の意義……………六七

一、華盛頓會議の經濟的意義……………六八

二、華盛頓より壽府を経て倫敦へ……………七四

(A)米國の國際的進出——(B)激烈なる補助艦建造競争と海府會議の決裂——(C)倫敦會議

三、倫敦會議の經濟的意義……………八一

(A)保留財産と減税の意義——(B)條約による經費増減の清算

四、倫敦會議に於ける日・英・米と倫敦會議後……………九二

第二節 軍備に於ける擴張・充實の方向……………九四

一、陸軍、海軍、空軍について……………九五

二、列國軍事費の膨脹傾向……………九九

三、戦後における國家總動員計畫の發展……………一〇二

第三節 一般軍縮會議の意義と情勢……………一〇五

一、會議の意義と経過……………一〇六

二、各國の軍縮案の概要……………一〇九

(A)米國——(B)佛蘭西——(C)英國——(D)獨逸——(E)ソヴェート聯邦——(F)日本

三、提案における日・英・米の關係……………一一八

(A)相容れない日米海軍案——(B)日本は英案に全面的に反對

四、結語……………一二二

第三部 各經濟部面の分析と見透……………一二三

第一節 日本經濟の一般情勢……………一二三

一、多事なりし三個月……………一三三

二、インフレーションの進行……………一三五

三、貨幣價值低落の中断……………一三六

四、生産活動の増進……………一三九

五、注目すべき新投資増加の傾向……………一四〇

六、大衆の生活とインフレーションの影響……………一四一

七、米國の金本位停止と日本經濟……………一四二

第二節 世界經濟の展望

一、景氣狀勢の分裂は續いた……………一四三

二、英國は漸徐として改善……………一四四

 (A) 磅の動搖防止と其效果 — (B) だが産業活動の蘇活未だし

三、世界的金本位制の崩壊……………一四五

 (A) 佛蘭西金禁止の必然性 — (B) マルクの危機 — (C) フロリンの不安濃厚

四、歐羅巴の危機と見透し……………一四八

 (A) ファッショ獨逸の投じた波紋 — (B) 獨逸と結ぶ伊太利 — (C) 調停者英國の努力

五、世界經濟會議開催の意味……………一五〇

 (A) 世界經濟會議への要望 — (B) 専門家準備委員會 — (C) ワシントン豫備會商 — (D) 世界經濟會議の開催と其成否

第三節 八年度豫算の決定と膨脹の諸要因

一、七年度の二追加豫算……………一五九

二、八年度成立豫算の内容……………一六一

 (A) 兵備改善費 — (B) 滿洲事件費の繼續支出 — (C) 時局匡救費 — (D) 爲替差損金と國債元利拂の増加 — (E) 計上された追加豫算

三、八年度の公債發行額……………一七〇

四、收支均衡の對策未だし……………一七三

第四節 金融及資本市場

一、財政インフレーションの進行……………一七五

二、通貨膨脹遅々……………一七七

三、日銀の公債賣却は尙ほ續こら……………一七九

四、金利低下の程度……………一八〇

五、資本發行額の激増……………一八一

六、貯蓄力の増大……………一八二

第五節 貿易の狀態

一、一般的素描……………一九一

 (A) 第一四半期に於ける貿易の背景 — (B) 輸出入共躍進 — (C) 貿易躍進の孤立性と其内容概観

二、商品貿易の實體……………一九八
 (A)爲替相場と金物價——(B)貿易動向の分析

三、國別貿易の觀察……………二〇四

第六節 重要産業の狀況……………二〇七

一、一般的傾向……………二〇七

二、石炭礦業……………二〇九

三、石油礦業……………二一〇

四、鐵鋼業……………二一一

五、銅鐵業……………二一三

六、セメント工業……………二一四

七、製紙業……………二一六

八、製糖業……………二一八

九、硫安工業……………二一九

十、紡績工業……………二二〇

十一、人絹工業……………二二二

第七節 農村の狀態……………二二三

一、震災に襲はれた三陸地方……………二三四

二、農村は何を訴へ何を要望するか……………二三六

三、貧弱極まる負債整理組合法案……………二三九

四、第一四半期の小作爭議發生件數は倍増……………二四〇

五、注目すべき産業組合運動の進展……………二四三

第八節 労働者階級の狀態……………二四九

一、就業度は引續き好化……………二五九

(A)日銀労働統計——(B)職業紹介所成績——(C)失業

二、實收賃銀は増加す……………二四七

三、生計費は上る……………二四九

四、労働強化……………二五一

五、労働爭議……………二五二

(A)争議件數と要求事項——(B)婦人従業員排斥

第九節 第六十四非常時議會の成果……………二五五

一、重要な新法律の解説……………二五五

二、外國爲替管理法……………二五七

三、關稅定率法中改正法律……………二五九

四、農村負債整理法……………二六〇

五、農業動産信用法……………二六二

六、米穀統制法.....	二六〇
七、日本製鐵株式會社法案.....	二六六
八、擔保付社債信託法中改正法律案.....	二六八
九、南滿洲鐵道株式會社の株式引受に關する法律.....	二六九
第十節 プロツク經濟下の朝鮮臺灣及滿洲.....	二七一
一、鮮滿、臺滿相互貿易.....	二七二
二、内地對鮮、臺、滿相互貿易.....	二七四
三、朝鮮臺灣及滿洲に於ける經濟開發.....	二七五
(A)朝鮮——(B)臺灣——(C)滿洲國.....	
米國經濟恐慌日誌(第一部參考資料).....	二九四
華盛頓條約海軍制限一覽表(第二部參考資料).....	三〇四
倫敦會議海軍制限一覽表(同上).....	三〇五
軍縮條約要項(同上).....	三〇六
國防充實費沿革一覽表(第三部第三節參考資料).....	三〇七
重要統計表.....	三〇八
昭和八年第一四半期日誌.....	三〇九
第十一輯(昭和七年第四半期)索引.....	三一一

附錄

日本經濟年報 第十二輯

——昭和八年第一四半期——

(昭和八年五月上旬迄の材料による)

第一部 世界經濟危機下の米國金融恐慌

序、世界經濟の危機と米國金融恐慌

去る二月十四日ミシガン州の銀行モラトリアムに端を發した米國金融恐慌の爆發は、米國全土に互
る銀行休業となり、同時に米國の金本位停止を導いた。

今次の米國銀行恐慌は、その規模に於て、またその深刻さに於て、一九三一年七月の獨逸銀行恐慌
の比ではない。また、その本位恐慌（金本位停止）の大きさ及び深さも、一九三一年の英國の本位恐慌
を凌駕すると言ひ得る。世界金融恐慌は、米國金融恐慌によつて、恐るべき尖鋭さを加へられた。米

國經濟及び世界經濟の危機は、今やその全相貌を露呈し去つたのである。

米國金融恐慌は、世界經濟恐慌を一層深刻化せしめ、それに伴つて世界各國間の經濟的鬭争を一層
鋭くさせつゝあるが、同時に、他方に於て、恐慌からの出路を求むる各國の努力を白熱的に眞劍なら
しめた。國際的協調に世界恐慌からの脱却を求めんとする世界經濟會議が、その一つの現はれである。
世界經濟が異常な危機に直面しつゝあることは、今や何人の眼にも明かである。世界經濟會議の專

門家準備委員會はその報告書に於て、世界經濟會議による國際協調の「この危急の企圖が失敗すれば、全世界をして國家的自給自足の理想を採らしめるであらう。……斯の如き道を選択するときは國際金融の全機構をその根柢より動搖せしめ、生活水準は低落し、且つ吾人の今日知つてゐるが如き社會組織は最早残存すること困難となるであらう」と迄極言してゐる。(註)

(註) 『國際通貨經濟會議議題』第一部の序言、『東洋經濟新報』一九三三年四月廿九日號所載譯文による。

米國金融恐慌は、その由つて來るところ極めて深く、且つ遠い。従つてその恢復は容易ならぬものを思はしめる。而もそれは世界經濟の恢復と關聯せずしては不可能である。世界經濟の恢復も亦、米國經濟の恢復、米國金融恐慌の克復なくしては達成し得ない。米國金融恐慌進展の徑路、その根因、その重大性、今後の發展の見透しを、吾々は世界經濟危機と關聯せしめつゝ、以下に於て取扱はうと思ふ。

第一節 銀行恐慌の根は深い

屢々多くの人によつて言はれてゐる様に、米國の銀行恐慌は突如として吾々の眼前に現はれて來たものではない。米國の銀行恐慌は深く且つ遠いところに根ざしてゐる。深刻な產業界の恐慌、未曾有

の農業恐慌に原因せるばかりでなく、海外諸國に對する貸付の凍結にも影響されてをり、更に深く原因を求むるならば、「永遠の繁榮」を謳はれた高景氣の時期に——その過度投機による株式の暴騰時に於て既に銀行恐慌の要因が見出される。他方、銀行恐慌の深刻さは、米國特殊の事情、即ちその銀行制度の特殊性によつても一層激烈にされた。

この様に、米國の銀行恐慌は、深刻な經濟恐慌に根ざし、且つ遠い時期に胚胎してゐるものであるから、銀行恐慌の今後の推移、その米國經濟及び世界經濟への影響等の問題を考へる場合には、翻つて銀行恐慌の徑路と、その規模、深さ、諸原因等々を探求することが必要である。それを充分に究めることなくしては、吾々は前途の見透しを樹てることが出來ない。讀者の煩雜にも拘はらず、統計數字の解剖に入る所以である。

尙、銀行恐慌は、米國に於ては密接に本位恐慌と關聯してゐる。この兩者は米國に於ては切離すことの出來ないものである。(この點は英國の金融恐慌と性質を異にしてゐる。)だが説明の便宜上、この節では銀行恐慌のみを取扱ふこととする。

一、銀行恐慌の進展

第一節 銀行恐慌の根は深い

(A) 一九三〇年に始まつた銀行破産

一九二九年秋の取引所恐慌直後に於ても、既に銀行及び仲買人の破綻はあつたけれども、その數は著るしく少なかつた。これは、株式市場の瓦落に際して、紐育の市中銀行が乗出して、民間銀行、私人、會社及び外國銀行家に依つて回收された仲買人貸付金を、自ら辨済したことに由るものであらう。

然るに一九三〇年初頭には既に地方の小銀行に於て『流行病的破綻』(註) が起り、中部、西部及び南部にも波及し、大商業中心地に於ける若干の銀行も亦破産した。

(註) 國際聯盟『世界經濟不況の過程並びに様相』邦譯三〇〇頁。

その金額は比較的小さかつたが、然し銀行破綻就中地方銀行の破綻は既に一九三〇年初頭に於て起つてゐる。次頁第一表に示す様に、一九三〇年一月、九十九行(前年同月、五十四行)、二月、八十五行(前年同月、六十行)、三月、七十六行(前年同月、五十一行)、四月、九十六行(前年同月、二十九行)と、稍々著るしい増加を來してゐる。斯る地方銀行の破綻は後にも述べる如く、米國の銀行恐慌が農業恐慌と密接な關係にあることを物語つてゐる。

地方銀行の破綻は一九三〇年の終りに近づいて著しく目につく様になつた。即ち同年十一月には二

(一) 米國全國銀行破産數及同預金額月別表

	破 産 數				預 金 額 (千弗)			
	1929年	1930年	1931年	1932年	1929年	1930年	1931年	1932年
1 月	54	99	202	342	16,413	28,903	76,553	218,867
2 月	60	85	77	121	21,746	32,800	34,616	57,266
3 月	51	76	86	46	9,002	23,769	34,320	14,760
4 月	29	96	64	74	7,790	33,388	41,683	31,613
5 月	112	55	91	82	24,090	19,315	43,210	34,370
6 月	48	66	167	151	19,219	70,566	190,480	132,661
7 月	69	65	93	132	66,161	32,333	40,745	48,743
8 月	17	67	158	85	8,532	21,951	180,028	29,513
9 月	39	66	305	67	10,050	23,666	233,505	13,508
10 月	43	72	522	102	13,153	24,599	471,380	20,092
11 月	68	254	175	93	22,646	186,306	67,939	43,319
12 月	52	344	358	161	15,730	367,119	277,051	70,914

(備考) 『聯邦準備局年報』及び『聯邦準備月報』による。

百五十四行(前年同月、六十八行)、十二月、三百四十四行(前年同月、五十二行)となつてゐる。一九三〇年の十二月十一日には、單に地方銀行のみでなく、紐育のバンク・オヴ・ユナイテッド・ステーツ(資本金二千五百二十五萬弗、預金高二億弗)といふ可成な大銀行が破綻するに至つてゐる。この當時の地方銀行破綻が如何に著しいものであつたかは、上院特別委員會が、銀行休業に關する調査會を開くことに決したといふ事實によつても、窺ひ知ることが出来る。

其後銀行休業は續出する一方で、米國の全國銀行の休業數は一九二九年の六百五十行から一九三〇年の千三百五十行、三二年の二千三百行と激増した。その預金額も一九二九年の二億三千萬弗から一九三〇年の八億六千萬弗、三一年の十六億九千萬弗といふ驚くべき増加である。

(二) 米國銀行休業年別統計

年	全 國			預 金 額 (千弗)		
	全 國 銀行	非加盟		全 國 銀行	非加盟	
		州立銀行	非加盟		州立銀行	非加盟
1921年	501	51	19	196,460	21,285	21,218
22年	354	45	12	110,721	19,092	5,151
23年	648	90	34	188,701	32,904	18,324
24年	776	122	57	213,338	63,889	13,580
25年	612	118	23	172,900	58,537	8,727
26年	956	125	35	272,488	47,866	20,946
27年	662	91	33	193,891	46,581	19,755
28年	491	57	16	138,642	31,619	10,621
29年	642	64	17	234,532	37,007	20,128
30年	1,345	161	26	864,715	173,290	207,150
31年	2,298	409	108	1,691,510	439,171	294,357
32年	1,456	276	55	715,626	214,150	55,153

(備考) 『聯邦準備月報』による。

銀行破綻は一九三一年七月の獨逸銀行恐慌、同九月の英國金本位停止以來急激に猛烈になつた。十月の如きは破産銀行數五百二十二行、その預金額四億七千百萬弗といふ數字を示してゐる。

一九三二年に於ては銀行休業數が三一年よりも減じてゐるが、これは復興金融會社の救済を反映したものであつて、銀行恐慌が下火になつたことを示すものでないことは、今春の大破綻によつて明かである。

そして銀行破綻が弱小銀行から漸次に、抵抗力の強い大銀行へ波及して行つたことは、次頁第三表の數字からも知ることが出来る。

即ち資本金百萬弗以上の銀行の破産は、一九二八年には全くなかつたのであるが、一九二九年には五行、三〇年には十一行、三一年には三十二行となつてゐる。

(三) 銀行規模別米國全國銀行破産數

資 本 金	一 九 二 八 年	一 九 二 九 年	一 九 三 〇 年	一 九 三 一 年
二萬五千弗以下	一九	三三	四六	五九
二萬五千弗—	一〇六	一四二	一六六	一八〇
五萬弗—九萬九千弗	三六	六七	一〇〇	一三〇
十萬弗—十九萬九千弗	四	一〇	一五	二〇
二十萬弗—九十九萬九千弗	二	五	七	一〇
百萬弗以上	—	—	—	—
不詳	—	—	—	—
合 計	一五	一〇	一六	二一

(備考) 『聯邦準備局第十八回年報』による。

銀行の不安は休業銀行の續出に現はれたのみでなく、銀行の信用の著しい收縮にも現はれてゐる。米國に於ける全銀行の貸出及び證券投資額は、一九二九年十月の取引所恐慌以後減少する一方であつた。即ち、一九二九年十月四日の五百八十八億弗から翌三〇年九月廿四日には五百七十六億弗へと十二億弗を激減し、更に三一年九月廿九日に至る一ケ年間に至る一ケ年間には四百六十億弗へと七十四億弗を減じた。一九二九年十月四日から三二年九月三十日に至る三ケ年間に實に百二十九億弗、割合にして約二二%の收縮だ。貸出のみに就て見ると、一九二九年十月四日の四百二十二億弗から、一九三二年九月卅日の二百七十億弗へと百五十二億弗、割合にして三六%を激減した。驚くべき減少である。この減少の主なるものは、仲買人貸付で株式取引に於ける沈衰と産業界の沈滞を反映せるものである。

(B) 信用の收縮

(四) 米國全銀行の貸出、證券投資及預金(百萬弗)

貸出	證券投資	貸出及證券投資合計	預金(銀行の預け金を除く)
一九二八年六月三十日	三九、四六四	一七、八〇一	五七、二六五
十月三日	三九、六七一	一七、五四九	五七、二〇八
十二月卅一日	四〇、七六三	一七、五〇四	五八、二六六
一九二九年三月廿七日	四〇、五五七	一七、四六二	五八、〇一九
六月廿九日	四一、五二二	一六、九六二	五八、四七四
十月四日	四二、二〇一	一六、六三四	五八、八三五
十二月卅一日	四一、八九九	一六、五九九	五八、四八七
一九三〇年三月廿七日	四〇、六六六	一六、七〇〇	五七、三六六
六月三十日	四〇、六八八	一七、四九〇	五八、一〇八
九月廿四日	三九、七二五	一七、八七五	五七、五九〇
十二月卅一日	三八、一三五	一八、〇七四	五六、二〇九
一九三一年三月廿五日	三六、八三三	一九、一一一	五五、九四四
六月卅日	三五、三八四	一九、六三七	五五、〇二二
九月廿九日	三五、七五〇	一九、六五五	五五、三六五
十二月卅一日	三五、三〇五	一八、三九九	四九、七〇四
一九三二年六月卅日	二七、八三四	一八、三三七	四六、〇七一
九月卅日	二六、九八五	一八、八六七	四五、八五三
十二月卅一日	四一、九四三

(備考) 『聯邦準備月報』による。

他方證券投資は同じ期間に百六十六億弗から百八十九億弗へと却つて増加してゐるが、これは、主として政府證券への投資の増加を意味してゐる。即ち事業信用の融通が不安であるため、安全な投資物たる政府證券に投資したのが影響してゐる。然し證券投資も亦一九三一年六月以後に就て見ると、著しく減少してゐる。(第十一頁参照)

貸出及び證券投資の收縮を、更に全聯邦準備加盟銀行、紐育市銀行、紐育市以外の十一準備銀行所在都市銀行及び他の「地方」銀行に分つて觀察し、更に一九二九年十二月末から三一年六月

末までの一ヶ年半と、一九三一年六月末から三二年十二月末までの一ヶ年半とに分つて見ると、興味ある事實が導き出される。それは、一九三一年六月以後に於て一般に信用の收縮が一層著しくなつたことと、及び殊に紐育市銀行及び其他の準備所在地銀行に於ける信用の收縮が飛躍的に激しくなつたことである。

(五) 聯邦準備加盟銀行貸出及證券投資の推移(百萬弗)

全聯邦準備加盟銀行	内紐育市以外地方銀行	紐育市銀行	内紐育市の準備所在地銀行
一九二九年六月廿九日	三五、七一	八、一六〇	一三、八三三
十月四日	三五、九四	八、一五〇	一三、七八〇
十二月卅一日	三五、九三四	八、七七四	一三、七八五
三〇年三月廿七日	三五、〇五六	八、二三八	一三、五七五
六月卅日	三五、六五六	八、七九八	一三、二四三
九月廿四日	三五、四七二	八、五五七	一三、一五七
十二月卅一日	三四、八六〇	八、五八二	一二、九四四
三一年三月廿五日	三四、七二九	八、四七三	一二、五二九
六月卅日	三四、九三三	八、二八七	一二、二〇六
九月廿九日	三四、〇七三	八、二五三	一一、八〇五
十二月卅一日	三〇、五七五	七、四六〇	一〇、九九九
三二年六月卅日	二八、〇〇一	六、七二五	一〇、二四〇
九月卅日	二八、〇四五	七、一一二	一〇、九七九
十二月卅一日	二七、四六九	七、三三七	一〇、五三五

(備考) 『聯邦準備月報』による。

第一節 銀行恐慌の根は深い

紐育市銀行に就て見ると、その信用收縮率は最初の時期に於ける五%六から一〇%四へと高まつてをり、紐育市以外の十一準銀所在都市の銀行に就て見ると最初の時期には一%六であつた信用收縮率が、次の時期には實に二二%に高まつてゐる。この事實は、銀行破産數の解剖の際にも述べた様に、最初地方小銀行を襲つた信用不安が、一九三一年の歐洲金融恐慌の時期以後大都市の銀行をも襲ふに至つてゐることを物語る。

(六) 聯邦準備加盟銀行の貸出及證券投資の減少せる割合

	全聯邦準備 加盟銀行	内紐育 市銀行	内紐育市以外の 準銀所在市銀行	内、地方 銀行	他方、銀行の預金も 亦驚くべき減少を示し てゐる。即ち前掲第四 表第四欄の數字の如く
一九二九年十二月卅一日から	五〇%	五・六%	一・六%	九・八%	
一九三一年六月卅一日迄の減少率	二〇・四%	三・〇%	二〇・四%		
一九三一年六月卅一日から	一九・〇%	一〇・四%	三・〇%	二〇・四%	
一九三二年三月卅一日迄の減少率	二〇・四%	三・〇%	二〇・四%		

米國全銀行の預金は一九二九年十二月末の五百五十三億弗から一九三二年九月末の四百十九億弗へと百三十三億弗、即ち約二四%を激減してゐる。預金の減少も亦、貸出及び證券投資の減少と同様に、一九三一年下半年以後著しく激烈となつた。即ち一九二九年十二月三十一日から三一年六月三十日まで間に全國銀行の預金は三十五億弗を減少したが、一九三一年六月三十日から三二年九月三十日まで間には、九十八億弗を減少した。このことは、銀行に對する不安が、一九三一年後半以後一層増大

したことを示してゐる。

この巨額の預金減少は、預金者が銀行に對する不安から預金を引出して、通貨を死藏し、或は貸出の減少から當然預金の減少を生じた等々、その原因は單一でない。が、預金減少は銀行の状態を一層悪化させた。なぜならばハーディーも言つてゐる様に(註)、銀行は預金の引出に應ずる爲に貸出の回収をせねばならぬ。が、回収は困難なので手持有價證券を賣放さざるを得ない。その賣放した證券は市場性ある優良なもので、銀行の手許には賣ることの出来ない、不良證券が残る結果となつたからである。而して、銀行がどれだけ證券を賣出したかと言ふと、前掲第八頁第四表第二欄の示す様に、全國銀行の證券投資は一九三一年六月三十日から、三二年九月三十日までの間に七十七億弗を減じたのである。(尤も此計算には證券下落のため評價基礎の變つた事も考慮さるべきだが、蓋し、それは妙からう。)

(註) Charles O. Hardy, Credit Policies of Federal Reserve System. 1932, p. 335-6.

(C) 通貨の死藏——銀行への不信

銀行に對する不安は、前述した巨額の預金引出に現はれてゐるが、銀行不安のための通貨死藏に就

て一言しやう。銀行から引出された通貨の多くは各個人の手許に、或は郵便貯金として死蔵されたのである。死蔵された通貨の中には金貨や金証券もあるが、多額の紙幣——聯邦準備券其他の——が各個人によつて死蔵されてゐた。死蔵された通貨の額は實際に何億弗あつたかは正確には判らないが、

(七) 米國通貨流通高(單位百萬弗)

季節的變動調節

月	一九二九年	一九三〇年	一九三一年
一月	四、七三三	四、六六七	四、七二〇
二月	四、七五二	四、六二九	四、六六三
三月	四、七五九	四、五八二	四、六四〇
四月	四、七三四	四、五三三	四、六九二
五月	四、七四四	四、五五七	四、七三九
六月	四、七五〇	四、五五三	四、八三三
七月	四、八一	四、五三〇	四、八三三
八月	四、八一七	四、五二六	四、九七
九月	四、七八一	四、四六三	五、一〇三
十月	四、七四六	四、四三七	五、二四
十一月	四、七六四	四、四四七	五、五七九
十二月	四、七三三	四、六三三	五、五二

(備考) 季節的變動調節の方法は、『聯邦準備月報』一九三二年十二月號による。

通貨流通高から大體推察出来る。

米國聯邦準備局が算出した處に従つて米國の通貨流通高から季節的變動を除いた數字を掲げると、それは第七表の如くである。この表が示してゐる様に、通貨流通高は一九二九年の八月を最高として以後減少しつゝあつたのが、地方銀行の破綻が著るしく目に付く様になつた一九三〇年末から(前掲四—五頁参照)再び増加し出した。即ち一九三〇年十一月に四十四億五千萬弗であつたのが同十二月には急に四十六億一千万弗となり、翌三一年一月には四十七億一千万弗となつてゐる。そ

の後同年の二、三、四の三ヶ月間に稍減少を示した後、漸増の傾向を辿り、獨逸、埃太利に銀行恐慌が起り、英國が金本位を停止した後の同年十一月には五十四億三千七百萬弗となつた。更に越えて一九三二年二月には五十六億九千餘萬弗となつてゐる。當時フーヴァー大統領は、全國民にステートメントを發して通貨を隠匿しない様にと訴へたが(二月三日)、その時のフーヴァーの推算によれば、約十二億五千萬弗の通貨が民間に死蔵されてゐた。

右の様な通貨の膨脹が購買力の増加を意味しなかつたことは、その間に物價が急激に下落してゐたことから明かである。(物價下落に就ては第二〇頁第十四表第八欄参照)通貨流通高の増加は、それだけ死蔵通貨の増加と見てよいだらう。否物價下落を考慮すれば、却つて通貨流通高の増加以上に死蔵が増加してゐると考へてよい。

一九三二年に於ても、三、四、五の三ヶ月は、通貨流通高が少しく減少したが、七月には五十七億九千八百萬弗といふ記録的な數字を示した。通貨死蔵の激増したことが想像される。

なほ、死蔵された通貨は多く個人の手許に在るのだが、そのうち一部分の紙幣は外國へ積出されて、外國の貨幣に代へられてゐる。例へば、一九三一年の獨、英の金融恐慌から米國の弗不安が傳へられた際には(これに就ては次節に述べるが)、紐育の銀行の手でヨーロッパへ向つて五月から九月までの

間に三千三百萬弗の紙幣が積出された。(註)

(註) 『聯邦準備月報』一九三二年一月號七頁。

(D) 銀行収益の低下——六大銀行でさへも赤字

米國銀行の内容が如何に悪化してゐたかは、銀行収益の状態からも明かに判る。通貨監督官の發表によると(註)、米國の全國立銀行六千五百五行は、一九三二年六月末を以て終る一年間に、缺損一億三千九百七十八萬弗を出した。その缺損は、資本金及び積立金に對して四%九四に當つてゐる。一九二九年度には九%七二、三〇年度には七%三八の利益率を示してゐたのが、一九三一年度には一%六五に低下し、一九三二年度には、右の様に缺損となつたのである。全銀行が全體として缺損を示したといふことは、國立銀行史上初めての事である。世界戦争後の反動の恐慌が起つた一九二二年度に於てさへも、國立銀行の利益率は七%七九であつた。最近三年間に於ける銀行内容が如何に悪化してゐたかが、このことから判る。公衆が銀行から預金を引出して確實な政府證券を買つたり、通貨を死蔵したりするのも、當然なことであつた。

(註) 『フィナンシャル・アンド・コマース・クロニクル』一九三二年十二月十七日號。

更に驚くべきことには、米國の最大諸銀行が赤字を出したといふとだ。『ブラッド・ストリート誌』によると(註)、米國の六大銀行、即ちバンカース・トラスト、チエーズ・ナショナル銀行、ナショナル・シテイ銀行、フアースト・ナショナル銀行、ギャランテイ・トラスト、アーヴ

銀行數	利益の變化	
	純益 (千弗)	資本金及積立金に對する利益率(%)
1914年	7,453	149,270 8.39
15年	7,560	127,095 7.08
16年	7,571	157,544 8.76
17年	7,589	194,321 10.52
18年	7,691	212,332 11.09
19年	7,762	240,366 12.11
20年	8,019	282,083 12.78
21年	8,147	216,106 9.40
22年	8,246	183,670 7.79
23年	8,238	203,488 8.48
24年	8,085	195,706 8.11
25年	8,070	223,935 9.60
26年	7,978	249,167 9.54
27年	7,796	252,319 9.24
28年	7,691	270,158 8.96
29年	7,536	301,804 9.72
30年	7,252	249,261 7.38
31年	6,805	52,541 1.65
32年	6,150	139,780 4.94

(備考) 通貨監督官の報告による。

イー銀行、フアースト・ナショナル銀行、ギャランテイ・トラスト、アーヴ・トラストの六行は、合計して、資本金及び積立金十億四千八百四萬九千弗、預金を五十二億二千九百七十七萬五千弗持つてゐるが(一九三二年六月末)、この六大銀行が一九三二年度末に二%八九の缺損を出した。

(註) 『ブラッド・ストリート誌』一九三三年二月四日號。

一九二九年には、この六大銀行を合せて一〇%〇五の利益率を擧げてゐたが、その當時に比較すると非常な悪化である。また一九二九年度の収益状態を一〇%〇とするといふと一九三二年度のそれはマイナス六九・三といふ有様だ。悪化の程度が想像される。

(九) 英米六大銀行收益指數

	英國六 大銀行	米 國 六大銀行
1929年	100	100
30年	84.0	93.2
31年	76.4	32.5
32年	(-) 68.6	(-) 69.3

(備考) 『アラッド・ストリート誌』1933年2月4日號278頁。
英國の六大銀行は、パークレス、ロイズ、ミッドランド、ナショナル・プロヴァインシア、ウエストミンスター、マーティン。

そして六大銀行の悪化は、一九三〇年度に於て既に少く現はれてゐたが、一九三一年度には急激となり、更に一九三二年度に於て一層激烈となつたこと、また第八表の示す通りである。

斯くして、最初に地方の小銀行を襲つた金融不安が、遂には世界有数の大銀行たる米國最大諸銀行をも脅かすに至つたのである。

右に於て、米國銀行恐慌の發生、進展の徑路、その大きな規模、異常な深度、激烈さ等々を述べた。右に述べたことから明かな様に、米國銀行恐慌はその潜在的な状態から、いつかは當然に公然たる爆發に達すべき運命にあつたのである。『東洋經濟新報』も述べてゐる様に(註)、銀行恐慌の公然の到來は決して豫知され得ぬことではなかつたのである。

(註) 『東洋經濟新報』一九三三年三月四日號、一七頁。

次に、『永遠の繁榮の國』たる米國の銀行をこの様な状態にまで陥れた原因——米國銀行恐慌の背景

——を究明し、米國は果して銀行恐慌を脱却し得るか、脱却し得るとすれば如何なる方法が採らるべきか、而してそれは果して容易であるかどうか、といふ將來への見透しの基礎を追求しよう。

二、銀行恐慌の諸原因

米國銀行恐慌の原因は、これを國內的な原因、國際的な原因に分ち得る。而して國內的な原因には米國經濟界の生んだものと米國銀行組織そのものから生じたものとに分つて考へることが出来る。先づ最初に、米國經濟界から生じた三つの原因を述べ、次いで米國銀行組織からの原因、及び國際的原因に移ることとする。

(A) 農業恐慌——國內的原因(一)

米國銀行休業の推移を述べた際に觸れてをいた様に、銀行休業は最初農業地方から始まつた。それは農業地方に於ける銀行が極めて小規模で、抵抗力が弱いからであるが、一九二九年末以來農業恐慌が著しく激化したからである。

第十表及び第十一表の示す様に、農産物價格の非常な値下り——例へば小麦、棉花の相場は好況時の三分の一から四分の一近くにまで下落してゐる——によつて収入が激減し(農家の収入は一九二九

(十) 小麥及び棉花の相場

	シカゴ小麥期近物		紐育棉花期近物	
	最高(弗)	最低(弗)	最高(仙)	最低(仙)
1927年	1.54 $\frac{1}{2}$	1.22 $\frac{3}{4}$	33.70	12.68
28年	1.70 $\frac{1}{4}$	1.08 $\frac{1}{4}$	22.60	16.91
29年	1.47 $\frac{1}{2}$	0.94 $\frac{3}{4}$	21.44	16.76
30年	1.34 $\frac{3}{4}$	0.69 $\frac{3}{4}$	17.37	9.30
31年	0.85 $\frac{1}{2}$	0.44 $\frac{3}{4}$	11.23	5.86
32年	0.62 $\frac{3}{4}$	0.41 $\frac{3}{4}$	8.99	4.93
33年1月	0.50 $\frac{1}{2}$	0.44 $\frac{3}{4}$	6.25	5.94
2月	0.48 $\frac{1}{2}$	0.46 $\frac{1}{2}$	6.07	5.79
3月	0.53 $\frac{3}{4}$	0.46 $\frac{3}{4}$	6.69	5.97

(十一) 米國農家の状態

	1929年	1932年	比較減少率
農産物價指數(1926=100)	104.9	44.1	58%
農民月額給料(弗)	49.08	26.36	46.2%
農民現金所得(百萬弗)	10,100	4,000	60.4%
農家總收入(百萬弗)	11,950	5,240	56.2%

(備考) 『ブラッド・ストリート誌』1933年2月11日號。

人口別による銀行破産統計を見ても、小都市及び町村の銀行休業が壓倒的多數を占めてゐるとが判る。
 (註) 『ブラッド・ストリート誌』一九三二年二月十一日號。

(B) 産業恐慌——國內的原因(二)

銀行の状態を悪くした原因として産業界の恐慌は最も大きなものに數へられなければならない。産業恐慌は事業會社及び商事會社を苦境に陥れ、その債務の支拂能力を喪失させた。商業破産の總數の月平均は、一九二九年、千九百九

(十二) 米國銀行休業數(町村及都市大小別)

人口	1928年	1929年	1930年	1931年
500以下	207	240	442	666
500—1,000	93	128	278	402
1,000—1,500	48	77	128	202
1,500—2,500	52	63	137	225
2,500—5,000	33	35	119	214
5,000—10,000	18	35	60	140
10,000—25,000	17	24	57	134
25,000以上	23	40	124	315
合計	491	642	1,345	2,298

(備考) 『聯邦準備局第十八回年報』による。

(十三) 米國商業破産(1927—31年)

月平均	代理店及仲買	製造業	販賣業	合計
1927年	115	474	1,240	1,929
28年	120	494	1,373	1,987
29年	124	501	1,285	1,909
30年	140	523	1,536	2,196
31年	142	524	1,681	2,357
32年	160	607	1,885	2,652

(備考) Survey of Current Businessより算出。

一九三〇年、二千九百九十六、一九三一年、二千三百五十七と著るしい増加である。これらの破産の結果、銀行の貸出は回収出來なくなる。破産しない迄も、業績の悪化した諸事業會社、商人等々への貸金が凍結する。産業界の悪化が如何に甚しいかは次頁の第十四表に就て見られたい。

そればかりではない。有價證券、就中株式相場の暴落は銀行に莫大な損害を與へる。聯邦準備加盟銀

行全體の有價證券投資を見ると、一九三二年十二月末に、政府證券以外の有價證券(社債及び株式)が五

(十四) 米國の生産、就業、貨物輸送及物價指數
(一九二三—二五年平均=100)

年	生産指數			物價指數		
	製造工業	建築業	許可指數	工業品	工業品	工業品
一九二七年月平均	106	106	106	101	101	101
二八年	111	113	113	99	103	103
二九年	119	121	121	97	106	106
三〇年	99	105	105	96	106	106
三一年	81	84	84	95	106	106
三二年	64	71	71	95	106	106

十七億二千六百萬弗ある。普通株の相場の指數は一九二九年當時に比較して約四・四分の一に低下してゐるから、いくら内輪に見積つても、この五十七億弗餘の有價證券は三分の一乃至四分の一に減價してゐる筈だ。また、有價證券を擔保にした貸付が

一九三二年十二月末に四十八億四千八百萬弗あるが、その擔保價格が値下りしてゐる。そしてこれらの貸付や投資は固定して了つて現金に換へることが出来ないから、取付に合ふと銀行は支拂不能に陥る譯だ。

尙また、不動産擔保の貸出に就て言ふと、これは聯邦準備加盟銀行全體で一九三二年末に二十八億六千二百萬弗あるが、農地の價格下落の外に、都市の不動産、家屋、建築用地の價格暴落から大きな打撃を受けてゐる。

(十五) 公社債及株價指數(月平均)
普通株(1926年=100)

年	公社債	優先株	總指數	産業株	鐵道株	公共事業株
1927年	98.9	127.1	118.3	118.5	119.1	116.0
28年	98.7	130.9	149.9	154.3	128.5	148.9
29年	95.7	127.4	190.3	189.4	147.3	234.6
30年	98.3	126.4	149.8	140.6	124.9	214.6
31年	95.9	118.1	94.2	86.9	72.1	147.9
32年	79.9	94.3	49.3	46.4	26.3	78.8
33年1月	84.1	97.8	49.0	45.0	28.0	82.0
2月	82.5	95.7	45.0	42.0	27.0	73.0

(備考) スタンダード統計會社の調査による。

この様に、産業界の恐慌が銀行恐慌を導き、激化させて行つたのである。

(c) 遠く「繁榮」に胚胎する——國內的原因(三)

米國の銀行が最近數年間に互る株價の大暴落によつて大きな打撃を受けたことは前述した如くであるが、株價の暴落は、言ふまでもなく一九二九年の取引所恐慌に出發する。而してこの取引所恐慌の原因は、「繁榮」を謳はれた時期に於ける過度の株式投機にあるのだ。當時米國に在つた吾國の實際家、横濱正金銀行支配人柏木秀茂氏はこの間の事情を次の様に述べてゐる。(註一)

「……斯の如き大恐慌の原因如何と云ふに、之に付て其の立場見方に依り種々の議論も生ずるでありましたが、要するに……米貨の安定策には成功したが、信用の膨脹は如何とも爲し難く遂に其の破綻を來たしたのだと信じます。

即ち米國に於ける黄金の洪水は他國に於て見るが如き通貨の膨脹、物價の騰貴と云ふ普通の現象を見なかつたが『準備銀行の安定策が奏功した爲め』——引用者、其代りに信用の膨脹となり、證券の投機を助長し、遂に未曾有の好況時代を惹起し、人皆永久の繁榮を唱え、新時代の到來を謳歌して、昔の經濟原則を冷笑するの狂態となりましたが、此の投機の極致が遂に恐慌となつて現はれたのであります。』

(註一) 通貨制度研究會報告第四號、柏木秀茂『紐育に於ける株式恐慌前後の事情』昭和七年四—七頁。

米國取引所恐慌に就ては多くの人々によつて多くの原因が主張されてゐるが(註二)、それが過度の投機に在ることは一般の認めるところである。

(註二) 『アーヴィング・フィッシャー』『アメリカ株式恐慌と其後の發展』第三章恐慌の原因参照。金原賢之助、小高泰雄共譯の邦譯書がある。

尙、何故米國に於て當時過度の投機が起つたかに就ては、種々の意見があり、殊にロシアの經濟理論家中には特異の説を立て、ゝゐる者があるが(註三)、今はこの問題には觸れない。銀行恐慌の原因が、遠く『繁榮』の時期に胚胎してゐることを指摘するに止める。

(註三) 例へば、エー・イー・グルヴァイツチ『アメリカ合衆國に於ける現在の信用恐慌の特質に就て』(經濟批判會譯編『金融市場の世界的動搖』昭和七年所載)

(D) 銀行組織に内在する原因——國內的原因(四)

『聯邦準備制度は金融資本の世界最大の組織である』。(註一) 聯邦準備銀行は、一九三一年末をとると、二十九億八千九百萬弗の金準備を持ち、總資産を五十六億七千九百萬弗有してゐた。聯邦準備制度に加盟してゐる全銀行の總資産は、同じく一九三一年末に三百九十六億八千八百萬弗あつた。而も聯邦準備制度は世界の銀行制度の最も完備したもの、一つである。(註二)

(註一) ラン『合衆國の獨占資本主義の基礎』(經濟批判會譯編『アメリカ資本主義の諸問題』昭和七年五六頁)
(註二) 聯邦準備制度に就て詳述してゐる紙面と餘裕を有しない。準備銀行に関する最も代表的な書物の一つは Burgess, R., The Reserve Banks and the Money Market, 1927. 邦譯は東京銀行集會所譯と岩崎博氏譯の二種ある。尙聯邦準備法(一九三三年三月一日現行)の全文が大藏省理財局『調査月報』昭和八年三月三十一日號に譯載されてゐる。

聯邦準備制度には、全米國の國立銀行(聯邦の銀行法に基いて設立されてゐるもの)の全部と、各州の有力な州立銀行(各州の銀行法に基いて設立されてゐるもの)の一部が加盟してをり、右に述べた如き強大さを有する聯邦準備制度は、恐慌に際して長く堪えることが出来るのだが、米國銀行制度に於ける最も大きな弱點は、聯邦準備制度に加盟しない銀行の數が未だ甚だしく多く、而もそれが殆んど弱小銀行であるといふこと、及び聯邦準備制度に加盟してゐる銀行でも小銀行が多いといふことである。

このことは、米國銀行恐慌の『消極的意味に於ける原因』と言ひ得る。(註三)

(註三) ハーディーは、前掲書に於て、米國の銀行の破綻せる原因のうちに、銀行規模の小さくして投資の危険分散がうまくなされなかつたこと等々、銀行制度乃至は運用から生じた原因を『消極的意味に於ける原因』と名づけてゐる。前掲書三四二頁。

即ち、一九三二年九月末に於ける米國全國の銀行數は一萬八千七百九十四行、その内加盟銀行は六千九百四行、非加盟銀行は一萬一千八百九十行で、非加盟銀行の數の方が遙かに多い。然し預金額を見ると前者二百四十九億弗、後者百七十億弗で、一行當り預金額は前者三百六十萬弗、後者百四十萬弗に當る。非加盟銀行の規模が小さいことはこの數字からも明かだが、加盟銀行の規模も全體として見ると小さいものが多い。

米國の銀行の規模が平均して非常に小さいことは(ナショナル・シティ銀行やチエーズ・ナショナル銀行の様な世界有數の大銀行があることは言ふ迄もないが、全體を平均しては弱小銀行が多い)、資本金二萬五千弗あれば國立銀行になることが出來得ると國立銀行法に定められてをり、また或る州では資本金二萬五千弗以下で州立銀行が設立出來る様に定められてゐる爲だ。また、國立銀行法は、既に支店を有する國立銀行以外の銀行が國立銀行に轉じた場合を除き、一般に國立銀行の支店設置を禁止してをり、且つ多くの州では州立銀行の支店の設置を禁止してゐるから、支店設置を通じて銀行規模を擴大

することが出來ない爲だ。尤も合同や合併や、また『チェーン銀行制』や『グループ銀行制』によつて銀行規模を擴大することが出来るが、然し『現在あるチェーン及びグループ銀行運動は主に比較的大きな銀行を結合する運動であり』小さな弱い銀行は除外されてゐる。(註四)

(註四) Anderson, Benjamin M., Branch Banking throughout Federal Reserve Districts. (The Chase Economic Bulletin, May 8, 1930, p. 5)

其他州立銀行と國立銀行がある爲に、州政權と聯邦政府との間に管轄權の争ひが生じるとか、銀行が證券會社其他類似金融會社を兼營してゐるとか、といふ様な問題が米國の銀行制度にはあるが、中心的な缺點は弱小銀行が過多にあることだ。その結果、恐慌が始まる以前から多數の銀行破綻があり、而も資本金二十萬弗以下の銀行が殆どその全部を占めてゐるといふ現象が見られたのだ。

(E) 外國貸付の凍結——海外からの原因

以上で米國自體からの原因を述べたが、更に海外から來た原因がある。それは、外國貸付の凍結だ。米國は一九三一年末現在で、別掲第十六表の示す様に、ヨーロッパへ四十七億七千二百萬弗投資してをり、中央及び南アメリカへ三十九億六千二百萬弗投資してゐる。これらの投資は、ヨーロッパでは獨逸及びダニユール諸國に凍結し、アメリカでは中米及び南米に凍結した。米國上院委員會では一九三一年

十二月から翌三二年二月にかけて上院議員スミットを議長として公聽會を開き、トマス・ラモント(モ

ルガン商會)、ミツチエル(ナショナル・シティ銀行)、オットー・カーン(クリーン・ロエブ商會)、ウイギン(チエーズ・ナショナル銀行)、等々の金融界の巨頭を招いて獨逸、南米、メキシコに於ける貸付が安全であるか否かを調査したが、この席上オットー・カーンは、南米及び中央アメリカの外債は大多數が支拂不能の状態にあると證言した。

こんな有様で、米國の海外債権は凍結し、海外からの利子収入も激減したが、これによつて最も大きな打撃を受けたのは、米國の諸最大銀行である。その他、一九三一年の獨逸及び英國の金融恐慌で巨額の短期資金がこれらの國に焦付いて了つた。米國の銀行は、かくて内外から苦しめられて、破綻へと追つめられてゐた。そして次に述べる様な、

種々な且つ大規模な銀行救濟策にも拘はらず、遂に今春の恐慌勃發にまで立ち至つたのである。

(一六) 一九三一年末米國海外投資額(百萬弗)

	直接投資	證券投資	合計
カナダ及ニュージーランド	2,067	1,899	3,966
グランド・ロツバ	1,538	3,234	4,772
中央アメリカ	933	38	971
中南アメリカ	1,639	1,352	2,991
アフリア	127	2	129
オーストラリア	423	601	1,042
小計	168	264	432
銀行及保險會社の資本	7,971	7,539	15,510
總計	—	—	125
			15,635

(備考) 『コマーシャル・アンド・ファイナンシャル・クロニクル』1932年7月16日による。

第二節 銀行救濟からインフレーションへ

(A) 全國信用會社

一九三一年の獨逸の金融恐慌と英國の金本位停止の結果巨額の米國短期債権がこれら二國に焦げ付き、其結果米國の金融恐慌が一層尖鋭化し、金融恐慌克服策を愈々急速に講ずべき必要に迫られた。そこでフーヴァー大統領は十月六日夜、大藏省、聯邦準備銀行當局、上下兩院議員、財界の有力者合せて十二名を大統領官邸に招いて「經濟協議會」を開催した。その會議の結果全國信用會社(National Credit Corporation)が設立された。この會社は資本金五億弗(後に銀行家の要求で十億弗に増加された)を有し、その目的は、聯邦準備銀行が現行制度の下で再割引をなし得ない資産に對して再割引をし、銀行資産の活動化を計らうとしたものである。だが、その資金の少い爲に効果を擧げ得ず、またそれが民間銀行の資金によつて設立されたものであるために、優良な銀行の資本を不良銀行に投資するに過ぎぬと非難された。この會社は後に復興金融會社が設立されるに及んで、その事業をこれに譲り事實上解散に近い状態となつた。(註)

(註) 全國信用會社に就ては、『聯邦準備月報』一九三一年十月號五五五頁以下、及び『東洋經濟新報』一九三二年五月二十一日號四八—九頁、同九月二十四日號一六—七頁參照。

(B) 復興金融會社

一九三一年十二月八日第七十二議會の開會されるに當つて、フーヴァー大統領は議會に教書を送つて種々な財界救済策を提案したが、復興金融會社 Reconstruction Finance Corporation の設立はその中最も重要なものの一つである。

復興金融會社は資本金五億弗で、全部國庫が負擔し、外に社債發行によつて調達される資金十五億弗も政府が保證する。これらの資金を運用して、(一)農工商各種の金融機關、(二)閉鎖中若くは整理中の銀行管財人(但しこれに對しては二億弗以内)、(三)鐵道若くはその破産管財人に貸付を行ひ、(四)輸出促進のために短期手形の引受をも行はうとするものであつた。復興金融會社の特色は、その運用する資金の豊富なこと及びそれが直接政府の負擔或は政府保證によつて調達されるところにある。(註)

(註) 金融復興會社に就ては『聯邦準備月報』一九三二年二月號九四頁以下、及び『東洋經濟新報』一九三二年五月二十一日號四九—五〇頁、同九月二十四日號一七頁參照。

復興金融會社は一九三二年二月から營業を開始したが、その實際貸出高は次頁第一表の示す様に、

(一) 復興金融會社貸出額(1932年2—12月)(單位千弗)

貸出先	2—3月	2—6月	2—9月	2—12月
銀行及信託會社	125,417	497,388	706,592	850,882
建築及貸出組合	2,431	42,117	80,311	93,933
保險會社	6,636	42,011	59,433	68,038
不動産金融會社	1,277	66,569	80,486	88,332
信用組合	—	368	373	440
聯邦土地銀行	—	—	11,450	18,500
株式土地銀行	—	864	1,296	2,528
農業金融會社	1	286	1,760	3,457
地方農業金融會社	—	—	—	5,372
家畜金融會社	471	5,894	10,689	11,810
鐵道(破産管財人を含む)	56,114	145,654	228,052	284,311
合計	192,346	805,150	1,180,442	1,427,603

(備考) 『聯邦準備月報』1932年4月號, 8月號, 11月號, 1933年2月號による。他に7—9月、及7—9月には、1932年7月制定の Emergency Relief and Construction Act による貸出がそれぞれ 14,160(千弗)、97,144(千弗)ある。

二月から六月までの五ヶ月間に八億弗、二月から九月までに十一億八千萬弗、二月から十二月末までに十四億二千七百萬弗といふ巨額に達した。

尙、同年一月二十三日聯邦土地銀行の増資案が大統領によつて裁可された。これは聯邦土地銀行法を改正して、聯邦土地銀行十二行に對し總額一億二千五百萬弗の増資を許可し、その全額を政府から出資し、これによつて聯邦土地銀行の資金調達を容易にすると同時に、その債權の取立を緩和しようとするものである。(註)

(註) 日本銀行調査局『海外經濟彙報』一九三二年三月一二五頁。『東洋經濟新報』一九三二年十月八日號一六頁

(C) グラス・スチーゴール法

グラス・スチーゴール法案 Glass Steagall Bill は、一九三二年二月十一日、グラス及びスチーゴールの二氏によつてそれ／＼上院及び下院に提出せられ若干の修正を経て二月二十七日大統領の裁可を得直ちに實施された。これは聯邦準備法第十條及び第十六條に新に三項の規定を挿入するもので、第一及び第二の條項では、緊急の場合に於て準備銀行は割引又は引受を受ける爲の適格手形 (Eligible Paper) 以外の資産を擔保として貸出をなし得ることを規定したもので (但し利子率は公定割引歩合よりも一%以上の高率) これによつて、危急の場合には資産内容の悪い銀行をも救済し得る様にした。第三項は、聯邦準備局が、公益上必要と考へるときには現任中の委員の過半数の同意によつて、合衆國政府證券をも發券擔保とし得ることを規定したもので、通貨の大規模の増發を可能にせんとしたものだ。(註)

(註) グラス・スチーゴール法の規定に關しては『聯邦準備月報』一九三二年三月號一八〇頁以下、同四月號二〇六頁以下、『東洋經濟新報』一九三二年五月二十一日號五〇一五二頁、同十月一日號一八一九頁參照。

グラス・スチーゴール法第二條及第三條は、一九三三年三月に至る一ケ年有効と規定されてゐたが、三三年二月三日更にその有効期間を一ケ年延長して一九三四年三月までと變更された。

この法律の外に、民主黨代議士ゴールズボーリー氏の思ひ切つたインフレーション案が四月二十一日の議會に提案され、五月三日に下院を通過したが、七月十一日上院で否決されて、實施を見るに至らな

かつた。これは當時五十三億弗發行されてゐた通貨を少くも九十億弗に増加せしめる案であつた。(註)

(註) 『東洋經濟新報』一九三二年十月一日號一九頁。

(D) 緊急救済法其他

更に三二年七月には緊急救済法 Emergency Relief and Construction Act が實施された。これは、

(一) 緊急救済のために資金二十一億二千二百萬弗を調達する。そのうち十八億弗は復興金融會社の社債發行能力の増加により、残り三億二千二百萬弗は國庫の負擔とする。

(二) この資金の中三億弗を直接に諸州救済の爲に、十五億弗を州、市町村其他の公共團體の事業建設及び農産物輸出金融の爲に、三億二千二百萬弗を公共事業に支出し、失業者を救済する計畫だ。

この法案の實施によつて、復興金融會社の社債發行力は十五億弗から三十三億弗となつた譯で右の様な法案によつて、インフレーションへの方向に拍車がかけられたのである。この緊急救済法に基く復興金融會社からの貸出は、然しながら前掲第一表(二九頁)備考欄に示した様に、七月から九月末までの間に一千四百萬弗、七月から十二月までに九千七百萬弗となつたに過ぎなかつた。(註)

(註) 緊急救済法に就ては『聯邦準備月報』一九三二年八月號五二〇頁以下、『東洋經濟新報』一九三二年十月八日號一六一七頁參照。

其他聯邦住宅貸付銀行法 Federal Home Loan Bank Act と云ふ法律が七月二十二日から實施された。この目的は全國に入乃至十二個の住宅貸付銀行を設置して、その資本金總額一億二千五百萬弗を國庫より支出し、その資金を以て建築貸付組合、貯蓄銀行、信用組合等の資金難を救済するにある。

(E) 聯邦準備銀行の公開市場政策

以上述べた種々の銀行救済及びインフレーション政策の外に、聯邦準備銀行は、グラス・スチーガルの法の實施に伴ひ、公開市場政策を行つて巨額の國債を買入れ、通貨を金融市場に供給した。その結果、聯邦準備銀行の手持政府證券は一九三二年二月から同八月に至る間に約十一億弗増加してゐる。

だが、この公開市場政策による資金放出は、加盟銀行の手許を豊富にはしたが、然し加盟銀行はこれを以て先づ準備銀行に對する借入金を返済し、次で準備銀行に於ける準備預金とした結果、一般銀行の貸出は依然として收縮してゐた。このことは、第一節に述べた如く貸出の收縮となつて現はれた。

x

x

x

x

右に述べた様に、一九三一年の末から開始された銀行救済インフレーションは、一方に於ては獨逸銀行恐慌及び英國金本位停止に伴つた在獨、在英短資の焦げ付きと海外からの金引出との結果惹き起されたのだが、他面に於て、一九三二年四月から六月へかけての弗不安の重要な一原因となつた。

第三節 本位恐慌への途上

米國は一九三一年九月十月及び三二年五月六月の二回に互つて金本位制の激烈な危機に襲はれた。第一次の危機は、經濟上の事件としては英國金本位停止と關聯して、また政治的事件としては、獨逸賠償問題、戦債問題、軍縮問題に關する米佛兩國間の折衝—フーヴァー・ラヴァル會商と時を同じくして起つた。第二次の危機は、國際政治上の事件としてはローザンヌ賠償會議の開會を前にして、國內事情としては、銀行恐慌の尖鋭化、インフレーションへの移行と關聯して起つた。先づこの二つの危機の經過を述べつつ、米國が金本位離脱に至るべき素地を益々強めつゝあつた所以を指摘しよう。

一、英國金本位停止後の六週間

英國が金本位停止をした一九三一年九月廿一日に續く六週間に於て、米國の金保有高は七億三千萬弗といふ巨額の減少を見、そのうち三億一千五百萬弗は海外、主として佛蘭西へ流出し、四億一千五

百萬弗は外國中央銀行によつてイヤマークされた。従つて、通貨は減少すべき筈だったが、反對に三億九千萬弗を増加した。これは、準備銀行當局が金保有高の急激なる減少に依る、通貨の縮小に備へる必要から、加盟銀行の貸出要求にドシ／＼應じたのと商業手形の買入を爲して通貨を供給したからだ。例へば六週間に、準備銀行の貸出は九億三千万弗を増強して十月末には二十二億五千五百萬弗といふ十年來の最高に達した。

準備銀行の金準備率は九月十六日の七八%四から十月廿八日には五九%九に急低下し、紐育準備銀行の割引率は十月九日に一%半から二%半へ、十月十六日には更に三%半へと上昇し、他の諸準備銀行も亦それに追隨して利上げをした(註一)。

(註一) 『聯邦準備月報』一九三一年十一月六〇三—四頁。

この突然の外國短資引上による金流出は、『ナショナル・シティー銀行月報』も言ふ如く、『英國の金本位停止の自然的結果』(註二)である。だが同時にこれには、賠償及戰債問題、軍縮問題を自國に有利に導かうとした佛蘭西の政治的な駆引がアインツツヒも言ふ如く『金融資本戰』の形をとつたことは想像し得る。

(註二) 『ナショナル・シティー銀行月報』一九三一年十一月一六九頁。

國內的事情としては銀行に對する不安が有るには有つたが(前述第一節の一参照)、然しその後の状態に比較すればまだ程度の低いもので、中心地の銀行を襲ふに至つてゐなかつた。だから、當時最大金融資本は『金引出が最小限の攪亂を惹起するにすぎぬ場合に於て過剰の金が流出することは幸福である』と樂觀してゐた位だつた。(註三)

(註三) 註二に同じ。

二、金本位の第二次の危機

一九三一年十月末に至つて金保有高の急激な減少は停止し、主として日本からの金流入によつて金保有高は同年十一月、十二月と恢復して來たが、一九三二年に入ると再び減少の傾向に轉じ、五月及び六月には猛烈な減少を見た。即ち五月四日から六月二十九日に至る八週間に金保有高は四億二千五百萬弗を激減し、同時に通貨流通高は二億弗を増加した。

この金引出は『英國の金本位停止の際にロンドンに在つた勘定が損失を受けたといふ經驗から、自分の資金を自國に持つて來ようとする他國人の欲求が繼續しつつあることを現はす』(註一)。

(註一) 『ナショナル・シティー銀行月報』一九三二年六月號八八頁。

そして一九三二年九月から三二年六月に至る間の金流出額は十二億一千三百萬弗で、その中七億六千九百萬弗は佛蘭西へ向ひ、和蘭、スイス、ベルギーへも巨額に流出した。同年六月末に於ける米國の金保有高は四十億弗を割つて三十九億一千九百萬弗となつた。

(一) 米國金流出先(單位千弗)
(一九三二年九月—三二年六月)

佛蘭西	六九,〇三八
和蘭	一六,三三八
スイス	一三九,〇六三
ベルギー	九,一七一
英國	一四,二〇九
獨逸	一四,六九五
ポルトガル	四,四七四
伊太利	四,四二七
其他の歐洲諸國	一,〇四五
合計	一,二三,〇〇〇

(備考) 『ナショナル・シティー銀行月報』一九三二年七月號一〇二頁

入によつてやつと救済された有様だ。

第二は、前節に述べた様に、銀行救済からインフレーションへの傾向が現はれ出したことである。そしてこのことは、國際收支の受取超過にも拘はらず(尤も受取超過は減少して來てゐるが)國家財政の赤字の増大と共に米國の本位に對する不安を高めたのである。

(二) 米國金保有高の變化(單位百萬弗)

月	末金保有高	對前月比較 (-)印減	純輸入 金輸	イヤマーク 減少(-)印
1931年 1月	4,643	49.4	34.4	11.9
2月	4,665	22.0	16.1	2.5
3月	4,697	32.0	25.6	3.0
4月	4,726	28.7	49.5	(-) 7.5
5月	4,798	72.4	49.6	4.0
6月	4,956	158.0	63.8	92.3
7月	4,949	(-) 6.6	19.5	(-) 29.7
8月	4,995	45.7	57.5	(-) 16.0
9月	4,741	(-) 254.3	20.6	(-) 279.1
10月	4,292	(-) 448.4	(-) 337.7	(-) 107.6
11月	4,414	122.0	89.4	28.3
12月	4,460	45.8	56.9	(-) 22.9
合計(1-12月)	(-) 133.4	145.3	(-) 320.8
1932年 1月	4,416	(-) 44.2	(-) 73.0	25.4
2月	4,354	(-) 62.3	(-) 90.6	26.4
3月	4,390	36.0	(-) 24.7	58.3
4月	4,367	(-) 23.1	(-) 30.2	4.0
5月	4,152	(-) 214.1	(-) 195.5	(-) 22.1
6月	3,919	(-) 233.9	(-) 206.0	(-) 28.8
7月	3,977	58.0	(-) 3.4	56.2
8月	4,088	111.7	6.1	100.5
9月	4,193	104.8	27.9	72.3
10月	4,264	70.8	20.6	45.8
11月	4,340	75.6	21.7	48.6
12月	4,513	173.5	100.9	71.0
合計(1-12月)	52.9	(-) 446.2	457.5
1933年 1月	4,553	40.0	128.5	(-) 91.5
2月	4,378	(-) 173.7	14.4	(-) 189.5
合計(1-2月)	(-) 133.7	142.9	(-) 281.0

だから最も高金融資本は依然として、過剰な金の引出は望ましいことだと言ひつつも、直ぐその後で次の様な辯解を試み準備銀行の救済出動を稱讚せざるを

(三) 米國國家財政(曆年)(單位百萬弗)

		經常收入	經常支出	不足又は剰余
1930年	1—3月	964	946	(+) 18
	4—6月	1,136	1,062	(+) 74
	7—9月	869	817	(+) 52
	10—12月	985	984	(+) 1
	1-12月計	3,954	3,809	(+) 145
1931年	1—3月	677	1,325	(-) 648
	4—6月	786	1,093	(-) 307
	7—9月	623	1,011	(-) 388
	10—12月	583	1,571	(-) 988
	1-12月計	2,669	5,000	(-) 2,331
1932年	1—3月	481	989	(-) 508
	4—6月	434	1,435	(-) 1,001
	7—9月	472	871	(-) 399
	10—12月	624	1,382	(-) 758
	1-12月計	2,011	4,677	(-) 2,666

(備考) Survey of Current Business 百萬弗以下四捨五入。

(四) 一九三〇年及一九三一年米國國際收支(單位百萬弗)

項目	1930年			1931年(暫定數)		
	受取勘定	支拂勘定	差額	受取勘定	支拂勘定	差額
1. 貨物貿易	4,095	3,294	(+) 801	2,623	2,254	(+) 369
内. 商品輸出入	3,843	3,061	(+) 782	2,424	2,091	(+) 334
2. 目に見えざる貿易	1,802	1,890	(-) 88	1,247	1,359	(-) 112
内. 運賃	155	251	(-) 96	117	189	(-) 72
旅行者支出	157	811	(-) 654	112	570	(-) 458
移民送金	33	199	(-) 166	10	173	(-) 163
職債受取	241	—	(+) 241	113	—	(+) 113
3. 私的長期資金の移動	2,315	2,610	(-) 295	1,587	1,369	(-) 218
4. 私的短期資金の移動	—	485	(-) 485	—	765	(-) 765
5. 金及通貨の移動	162	418	(-) 256	930	764	(+) 166
總計	8,374	8,697	(-) 323	6,387	6,511	x(-)124

(備考) The World Almanac 1933による。x印暫定誤差。尙1932年の貿易收支の商品貿易の輸出超過は201百萬弗。

得ない状態に立至つた。勿論、金の移動が、信用状態救済のための諸方策に對する海外に於ける誤解から、一部分ヒステリカルな性質のものにな

つてゐるとは悲しむべきである。金の引出は、準備銀行が證券の買入によつてそれを相殺したために、金融界に混亂を惹起しなかつた(註二)。

(註二) 『ナショナル・シティー銀行月報』一九三二年六月號八八頁。

即ち第一次の本位危機の際には、その原因が主として海外から生じてゐるが、その後、半年餘を経た第二次危機に於ては、國內に本位恐慌への素地が著しく擴大してゐたのである。銀行不安の増大、インフレーションの懸念、財政の不均衡の増大、加ふるに國際收支の受取超過の減少がそれだ。そして後になつて判つたことだが、この當時何等の處置もとられなかつたならば、米國は二週間しか金本位を維持し得なかつたかも知れなかつた。フーヴァー大統領は、三二年十月四日、オハイオ州デスモイネスでの選舉演説でそれを公言したのである。金流出は六月末に一應終つた。だが本位恐慌への國內的諸要因は其後益々激化しつゝあつたのだ。

尙、第二次危機に於て、弗から磅への逃避が大規模に起つたが、その際英國當局は磅の昂騰を避けるために爲替平衡資金を以て巨額の弗を買つた。このことは弗價低落の阻止に役立つた。英國當局は米國に對して巨大なサーヴィスを與へた(註三)。

(註三) Einzig, P. The Comedy of the Pound, 1933, p. 31.

第四節 一九三三年三月金融恐慌の爆發

一、金融恐慌の導火線

二月十四日のミシガン州の銀行休業が、今度の銀行恐慌の口火を切つた。即ちミシガン州知事ウイリアム・コムストック氏は、自動車工業地デトロイトを中心としたミシガン州一帯に亘る金融不安のために、二月十四日から同二十一日に至る八日間、州内の銀行、信託會社その他の金融機關全般に對する休業令を公布した。この休業命令によつて、ミシガン州に於ける銀行及び信託會社五百五十行の預金總額約十五億一千弗萬が引出不能となつた。最初のうちは、單なる地方銀行の不安に過ぎないと見られてゐたが、これこそは全米の金融恐慌爆發の導火線となつたのだ。

ミシガン州の銀行休業のキツカケを作つたのはユニオン・ガーディアン信託會社の破綻である。ユニオン・ガーディアン信託會社は資本金五百萬弗でミシガン州第三位の銀行だが、本年一月以來預金の引出に會つてゐた。然るに一月二十六日に復興金融會社の貸付内容が發表されてからは、同會社が多額の貸出を復興金融會社から受けてゐたことが明かになり、その内容の悪化が知られた爲めに預金の

取付が益々激しくなつた。同會社は一九三二年五月二十四日に復興金融會社から四百二十五萬弗、七月五日に八百七十三萬三千弗の貸出を受けて、今年の一月六日現在で尙五百五萬七千弗程の未済額を持つてゐた。然るに預金の取付が益々激しくなつた爲に再び復興金融會社に貸出を求めようとしたが、提供すべき擔保さへも不足になつたので、その最大の預金者たるフォード自動車會社に出資を求めた。ところが、フォードはこれを拒絶した。その理由は、フォードは既にこの信託會社に二千萬弗を注ぎ込んでゐるので、七百萬弗の預金は据置けれどもそれ以上の犠牲は拂ひたくないといふのであつた。かくてユニオン・ガーディアン信託會社は復興金融會社からの融通を受けることが出來ず、遂に閉店してしまつた。同信託會社は、ガーディアン・デトロイト・ユニオン・グループ（ミシガン州内に八個の銀行及び信託會社を包括）の有力な一員であるので、この會社の閉店がガーディアン・デトロイト・ユニオン・グループを危険に導き、ミシガン州全體の銀行恐慌を導いたのである。

だがミシガン州の銀行休業が何故に僅か三週間程の間に全米四十八州に波及して行つたか？ その近因は要するに、今まで蔽はれてゐた米國銀行界の内容の悪化が一月二十六日の復興金融會社貸出内容の公表以來公衆の面前に明かにされたことである。復興金融會社から救済を受けた個々の銀行の名稱、その融通を受けた日時、融通された金額、本年一月六日現在の未済額が總て公衆の面前に曝され

てしまった。即ち復興金融會社の貸出先の名稱、貸出金額、及利率の公表は既に「緊急救濟法」(これに就ては第二節の二の項で述べた)の第二百一條の(b)に規定されてゐたのだが、更に本年一月六日の議會は、復興金融會社創立以來の貸付内容の公開を迫つた爲に、遂に一月二十二日復興金融會社は、二月二日から七月二十一日に至る期間の貸付内容を下院に提出し同二十六日公表に付されたのだ。

だがその外、昨年十月にフーヴァーがデス・モイネスでやつた演説で、米國金本位の不安を曝露したこと(三九頁参照)や、上員議員ボラーが同じく昨年十月以來弗平價の切下による通貨膨脹案を唱へたことも米國金融界を不安にした一原因である。また、本年二月十五日以來、上院の財政委員會で經濟状態に關する公聽會を開き、その席上で最大金融資本関の内情が曝露されて、ナシヨナル・シティ銀行の頭取ミツチエルが二月二十六日に辭表を出したことも、金融界の不安を募らせた原因となつた。

二、金融恐慌の經過とその後

ミシガンの銀行恐慌が米國全土に波及した經過及びその後の状態を示すために、二月以來最近に至るまでの諸事件を摘録した日誌を左に掲げよう。この日誌は、金融恐慌の激烈さとそれに對する對策の眞剣さとを、筆者のペンよりも一層生々と物語るであらう。

金融恐慌日誌

二月

三日 グラス・スチーゴル銀行法來る三月三日より更に一年間延長法案去月三十日議會通過、本日大統領裁可。

四日 ニュー・オルレアンスのフキベルニア銀行取付に遭遇。復興金融會社が二千萬弗を融通したる爲、同地方金融界は沈靜に歸す。因に、フキベルニア銀行は資本金二千五十萬弗、その預金約四千五百萬弗。

十四日 ミシガン州デトロイトのユニオン・ガーディアアン・トラスト・カンパニー休業。ミシガン州知事は同州全銀行信託會社に對し、八日間休業を命令。紐育株式、弗爲替急落。

廿日 アリゾナ及モンタナ兩州は、兩州の全銀行に對し向ふ三日間の休業を命令。

廿五日 メリーランド州各地銀行は二月中旬より猛

烈なる取付に遭ひ州内に金融恐慌を起すに至れる爲、知事は三月一日迄全州銀行休業を發表。メリーランド州全銀行休業の結果ボルティモア株式取引所休場。最近金融恐慌から紐育諸株一齊急落。

廿六日 インディアナポリス市手形交換所、市中銀行預金拂出五%に制限案可決。オハイオ州デイトン市參事會廿七日一日間市中各銀行休業に決定。フォードはデトロイト市フアースト・ナシヨナル及ガーディアン・ナシヨナル兩商業銀行整理引受。

廿七日 インディアナ州内銀行預金拂出五%に制限。オハイオ州デイトン市中銀行モラトリウム三月一日迄延長。オハイオ州リマ及アクロン兩手形交換所、各銀行預金引出を一ヶ月に付、預金額の一%に制限決定。オハイオ州議會、預金拂出制限に法律的根據を與ふる緊急銀行法案可決。國立銀行非常時對策として六ヶ月を限り通貨監督官に對して、預金拂出制限其他知事が州立銀行に對し有すると同様の權限を賦與せんとするカズンス銀行

第一部 世界經濟危機下の米國金融恐慌

法急遽制定。紐育ナショナル・シティ銀行頭取ミ
ツチエル氏は、昨廿六日辭表提出、本日重役會之
を受諾、後任ジエームス・パーキンスを選任。

廿八日 オハイオ州議會は、各銀行が必要と認むる
ときは期間百二十日を限り預金拂限を爲すことを
得る法律案可決。インディアナ及オハイオ兩州銀
行殆ど全部預金拂出制限實施、ウエスト・ヴァージ
ニア、ペンシルヴァニア及アーカンソー三州議會
銀行休業乃至預金拂出制限を許容する法律案通
過。デラウェア及ケンタッキー兩州も支拂制限實
施。在ワシントン、コンマリーシャル・ナショナル銀
行も遂に閉鎖。金融恐慌の爲對外爲替暴落、對佛
爲替三仙九四・八分の七と現送點に達す。ウエス
ト・ヴァージニア州銀行休業許可法制定。

三月

一日 カリフォルニア、ウエスト・ヴァージニア、オク
ラホマ、ミシシッピ、ルイジアナ、アラバマ、
テネッシー、ケンタッキー諸州は銀行休業並に預

金拂出制限を命ず。フィラデルフィア州の四銀行、
イリノイ州の東セントルイスに於ける三銀行（預金
千百萬弗）預金拂出制限、カンサス州トベカに於
ける五銀行は二月廿八日より休業持續。コロンビ
ア區の銀行數行預金拂出制限。

二日 ユタ、ワシントン、テキサス、ネバダ、アリ
ゾナ、オレゴン、アイダホの諸州は、それ〴〵州
内の銀行休業を發令。紐育聯邦準備銀行は公定割
引歩合を二分半より三分半に引上げ。紐育組合銀
行は預金利子を當座一分（現在五厘）、定期を一分
二厘五毛（現在五厘）にそれ〴〵引上、六日より實
施に決定。

三日 ジョルジア、ニューメキシコ、ウキスコシ
ンの諸州は各州内銀行に休業を命ず。カンサス州
では預金拂出制限を發表。シカゴ聯邦準備銀行は
公定割引歩合を二分半より三分半に引上ぐ。

四日 ローズヴェルト氏第三十二代米國大統領に就
任す。メーン、マサチューセツツ、ヴァモント、コ

ネクチカワット、ミゾリー、ロード・アイランド、紐
育、イリノイ、デラウェア諸州銀行休業。ニュー・
ハンブシャ、ネブラスカ及ワイオミング諸州預金
拂出制限。かくて銀行休業及預金拂出制限は全米
四十八州に及ぶ。各聯邦準備銀行は國內及外國銀
行筋の引出に備へて休業し莫大なる金準備の流出
を防止するに決す。紐育株式取引所、紐育棉花取
引所、シカゴ株式取引所、シカゴ穀物取引所、ニ
ユーオールレアンス棉花取引所、ハウストン棉花取
引所、シンシナチ株式取引所、セントルイス株式及商
品取引所、ボストン株式取引所休業。紐育の爲替
取引停止、倫敦市場の英米爲替立たず、佛國銀行は
米國銀行との取引拒絶、パリの米國銀行支拂拒絶。
五日 ローズヴェルト大統領は、全國的金融恐慌に
對する緊急對策として金銀輸出の禁止、全國銀行
の休業其他を命じたる布告を發す。紐育手形交換
所は手形交換所證券を發行するに必要な機關を設
立することを聲明、更に同手形交換所理事に必要
に應じ證券發行を實施するの權限を與ふ。手形交

第四節 一九三三年三月金融恐慌の爆發

換所組合及び聯邦準備銀行加盟銀行は、聯邦準備
法第十項に基き一種のクレヂット團を組織。
六日 大藏長官ウツデイン氏は、大統領の緊急布告
により與へられた權限に基き、銀行休業中の緩和
的措置として大藏省令を公布。
七日 紐育州知事レーマンは、州議會より附與せら
れたる權限に基き非常時通貨發行を目的とする金
融會社を設立する旨聲明。ナショナル・シテイ
銀行はナショナル・シテイ會社を漸次分離する
方針を聲明。
九日 金融恐慌に對する緊急對策を講ずべき第七十
三（臨時）議會開かる。大統領ローズヴェルト氏恐慌
對策に關する教書を發す。
緊急銀行法案上下兩院を通過、大統領署名し即時
公布す。
ローズヴェルト大統領は、緊急銀行法に基き、新
に布告を發し、本日を以て満期となるべき銀行の
休業を更に無期限に延長すると同時に、金輸出及
イヤマートの禁止をも延長せり。

第一部 世界經濟危機下の米國金融恐慌

十日 ローズヴェルト大統領は緊急銀行法に基き、全國多數銀行の業務再開を可能ならしめる命令を發布。大統領は議會に對し第二次教書を發し、米國財政の處理に關する廣汎なる權限を政府に賦與せんことを要求。また大統領は、財政緊縮案(約五億弗)を議會に提出。

十一日 財政緊縮案下院通過。

十三日 聯邦準備銀行の加盟銀行業務再開。

十四日 手形交換所協會に承認されたる都市(全國で二百五十都市)に在る銀行は業務を再開す。

十五日 聯邦準備銀行の加盟銀行、手形交換所々在地銀行以外の銀行再開す。紐育株式取引所再開。シカゴ穀物取引所再開。

十六日 紐育棉花取引所再開。農業救済法案米議會に提出。

十九日 紐育準銀、金禁輸後始めて伊國向八百五十萬七千弗の金現送。

廿日 大統領政費節約法を裁可。大統領死藏目的の銀輸出を禁止。

廿一日 大統領緊急失業救済策に關する第五次教書を發布。紐育ナショナルシティ銀行前頭取ミッチェル氏、脱税の廉で拘引。

廿二日 農業救済法案下院通過。ビール法案米大統領署名發布。

廿八日 官吏減俸令發布。

廿九日 大統領新證券發賣並に取引所取締法案提出と共に特別教書發布。

卅日 失業救済案上院通過。

卅一日 上院銀行委員會は金融トラストの秘密取引調査開始。三月末迄に再開せる銀行一萬二千七百三十七行、四日來銀行に復歸せる通貨十一億六千萬弗と報ぜらる。

四月

三日 ローズヴェルト大統領は關稅障壁打破に關し特別教書を議會に送る。弗平價(三分の一)切下案上院に提出さる。

五日 金輸禁止緩和に關する大統領令發布さる。イヤマークされたる金及商取引決済に必要な金は

輸出を許可、但し國內には死藏金の回收を督促し應ぜざるものには重刑に處す旨規定。

六日 紐育準銀再割引歩合を三分半より三分に引下

十二日 聯邦準備局總裁ユーゲン・マイヤー氏辭表提出の由判明。

十三日 ローズヴェルト大統領は住宅抵當に關する教書發布。二十億弗農業再融資法案米國下院通過。

十五日 英國首相マクドナルド氏ワシントン會商出席の爲渡米。

十七日 米上院銀貨自由鑄造案(ホイラー案)を否決

十八日 米上院はインフレーション案に關する諸案の對議を中止し、諸提案撤回さる。

十九日 ローズヴェルト大統領金輸出絶對禁止を聲明。弗爲替は更に暴落。紐育株式は奔騰。就中スチール株は四弗八分の一高の三十八弗丁度。

二十日 金輸出禁止の大統領令正式に布告。大藏省施行細則を發表。大統領通貨調節獨裁案上院に提出さる。上院は農業救済資金一億弗支出を承認す。弗爲替愈々慘落、對英三弗八四仙四分の一、對佛四仙廿九。和蘭政府金本位維持を聲明す。

二十一日 佛蘭西金本位維持、關稅引上を聲明、白

耳義金本位離脱説を否定す。

二十二日 二十億弗農業融資案上院をも通過。

二十四日 加奈陀樞密院兌換停止法を可決。但し實施期は未定。

二十五日 英國は紐育からイヤマーク金引上開始(總計二億五千萬弗以上)。ワシントンに於ける英米佛三巨頭會議、英米會談は終る。

二十六日 銀貨自由鑄造案(ホイラー、キング修正案)上院可決。

二十八日 上院は、大統領通貨獨裁案、農業救済案、戰債銀支拂案を可決。恩給案を否決。米佛會商最終共同聲明書發表。佛蘭西はロンドンに於てクレダット三千萬磅を設定、期間三ヶ月、利率二分半。

二十九日 紐育株式は、インフレーション案通過にて暴騰す。

五月

三日 大統領通貨獨裁案下院をも通過。農業救済案下院通過の上兩院協議會へ廻付さる。

三、この恐慌の特質

(A) 銀行恐慌の激烈さ

この恐慌が如何に激烈を極めたかは、右の日誌を一瞥することによつて明かになるが、なほ二三の数字的説明を付け加へよう。聯邦準備銀行は本年一月末に拂込資本金一億五千八百六千弗、積立金は二億七千八百五十九萬九千弗を有してゐた。その金準備は三十二億五千五百九十九萬一千弗、總資産は六十億三千二百八十四萬四千弗、預金總額は二十五億五千三百八十三萬七千弗であつた(註一)。この巨大な中央銀行が、ミシガン銀行休業から三週間後の三月四日には扉を閉めて了つたのである。

(註一) 『聯邦準備月報』による。

恐慌の嵐の眞只中に就任したローズヴェルト新大統領は、三月五日米國全土の銀行に休業を命じたが、この命令によつて休業した銀行の中には、勿論チエーズ・ナショナル、ギャランテイ・トラスト、ナショナル・シテイといふ様な世界的な大銀行が含まれてゐる。これらは、いづれも、資本金及び積立金を二億弗以上持つた巨人銀行である(註二)。

(註二) チエーズ・ナショナルは二億五千九百十三萬一千弗、ギャランテイ・トラストは二億七千二百二十三萬

三千弗、ナショナル・シテイは二億五百四十五萬四千弗、いづれも一九三二年十二月末現在。『フィナンシャル・アンド・コマシアル・クロニクル』一九三三年一月十四日號二五九頁による。

銀行預金の取付が如何に猛烈であつたかは、紐育市内の聯邦準備制度加盟銀行だけで、二月一日から三月一日までの間に十億四千二百萬弗、全國主要都市の加盟報告銀行で十八億七千六百萬弗の預金が引出されたことから判る。これらの拂戻し要求は、如何なる銀行制度が今までに應じること求められた要求、或は應じ得た要求よりも遙かに大きなものである。(註三)

(註三) 『ナショナル・シテイ銀行月報』一九三三年四月號四九一五〇頁。

銀行恐慌の激烈さを、通貨流通高の側から見ると、二月一日から三月八日までの間に(實際は三月三日までの間に、何故ならば四日以後準備銀行は休業したから)、通貨流通高は十八億八千六百萬弗増加した。聯邦準備銀行の金準備は、五億七千百萬弗を減じ、聯邦準備券流通高は十四億八千五百萬弗を増加した。この準備券の増加は四〇%の金準備即ち五億九千四百萬弗を必要とする。金準備の減少と増加した準備券に對する金準備の必要のために、金の法定準備超過額は二月一日の十四億七千五百萬弗から三月八日には四億四千萬弗となり(十億三千五百萬弗の減少)、準備率は六五%六から四五%六へと急低下した。(註四)

(註四) 『ナショナル・シティー銀行月報』一九三三年四月號五〇頁。

(一) 三月恐慌に於ける金及通貨(百萬弗)

	金保有高	聯邦準備金	流通準備金	聯邦準備券流通高
2月 1日	4,548	3,255	5,652	2,730
8日	4,535	3,247	5,705	2,773
15日	4,511	3,200	5,854	2,891
21日	4,460	3,118	5,988	3,000
3月 1日	4,344	2,892	6,720	3,580
8日	4,243	2,684	7,538	4,215
その間の變化	(-) 305	(-) 571	(+) 1,886	(+) 1,485
22日	4,264	3,192	—	3,916

(備考) 3月8日の報告は銀行休業が實施された3月3日の閉店時の状態を現はす。だから此一週間は2日間の動きを示すに過ぎぬ。此2日間は恐慌のクライマックスを現はしてゐる。『ナショナル・シティー銀行月報』1933年4月號50頁所載。22日は外電により付加。

二月一日から三月八日までの間に金保有高が金輸出及び外國勘定のイヤマークによつて三億五千萬弗を減じてゐるのに對して準備銀行の金準備が五億七千萬弗を減じてゐることは、この差額二億六千六百萬弗が主として國內に於て死藏されたことを物語つてゐる。なぜならば、流通に投じられた金は金準備からは除かれるが、金保有高のなには残されてゐるからである。斯くして二月一日から三月八日までの間に、米國內に約二億六千數百萬弗の金の死藏が増加した譯だ。(註五)

(註五) 同上。

この激烈な恐慌が、政府の敏速な對策を要求したことは言ふ迄もない。ローズヴェルト大統領の對策に就ては後に述べる。

(B) 銀行恐慌から本位恐慌へ

米國金融恐慌が全世界を驚駭せしめたのは、單にそれが未曾有の大銀行恐慌であつたばかりではなく、それが、世界最大金保有國の金本位を崩壊せしめた點にある。

米國は一九三二年末に四十億四千五百萬弗の金を保有してゐた。世界の金保有高はその時百十八億八千萬弗だつたから、米國は世界の金の三四%を保有してゐた譯だ。その巨額の金保有高によつて、二度の金本位の危機を切抜けて來た米國が、また昨年末から今年の初めにかけて米國再禁止說が盛に流布された際に多くの人々によつてそれを信じられなかつた米國が(註一)、遂に金本位制を抛棄するに至つた。

(註一) 『東洋經濟新報』一九三三年一月十四日號所載「米國再禁止說の檢討」に於ける諸家の意見参照。

而もそのキツカケは、外國のマニユレーション—何等かの政治的策動に利用する爲の國際金融資本戰(アインツツヒの意味に於ける)—によつて惹起されたのではなく、また米國が外國短期資金の引上に堪え得なかつたのでもない。米國銀行恐慌が外國資金の引上を呼び起し、而も外國資金の引上が弗の息の根を止めたのではなく、米國人自身の銀行取付、金引出が致命傷となつたのである。即ち外國からの金引上が銀行恐慌の導因でなく、銀行恐慌が外國資金の引上を導いたことは、外國

爲替相場の動きにも明瞭に現はれてゐる。ミシガン銀行破綻の前日までは弗價はしつかりしてゐた。例へば二月十一日を見ても(十二日は日曜、十三日は休日)弗の對佛爲替は三仙九〇六三を示してをり十四日に於ても未だ弗爲替は下つてをらず、十五日以後急激に下り出した(第五四頁第二表参照)。「銀行不安」から「弗の不安」へ移つたことが判る。

更に、外國資金の引上が弗の死命を制したのでないことを數字を以て説明しよう。前述した様に二月一日から三月八日迄の間に金保有高は三億五百萬弗減少した。これは外國へ輸出され又は外國中央銀行によつてイヤマークされた金を現はす。これだけの金の減少であるならば、外國の紐育に於ける短期資金も既に甚しく減じてゐた(二月一日に十四億七千萬弗以上の法定準備を超過する金を持つてゐた準備銀行は、これに堪えることが出来た筈だ。然し、前述した様に、二億六千餘萬弗の金の死蔵増加と十五億弗近い聯邦準備券の増發との爲に、金準備率が著しく低下して、法定準備率に接近するに至つた。尤も金準備率は四〇%以下に減じて、累進課税を支拂へば聯邦準備券を發行し得る規定になつてゐるので、單に聯邦準備券の増發のみならば持堪え得ぬことはないのである。然し同時に右の如き米國人による金の引出しが猛烈に行はれたので、金準備の涸渇が迫つて來た。

準備銀行の金準備を脅かしたものが、國內の銀行取付及び金の引出しにあつたことは、その後の經

過を見ると一層明瞭に判る。即ち三月五日以後はローズヴェルト大統領の緊急布告によつて金及び金證券の死蔵が罰せられることになつた爲、金は急速に準備銀行へ回流して、二十二日には準備銀行の金準備は三十一億九千二百萬弗となり、準備率は五五%五へ回復した。八日から二十二日迄の間に金準備が五億八百萬弗を回復し、他方聯邦準備券流通高が四十二億一千五百萬弗から三十九億一千六百萬弗へと約三億弗を減じた爲に、準備銀行の金準備率は四五%六から五五%五へ回復した。

だがこの間に、米國の金保有高は四十二億四千三百萬弗から、四十二億六千四百萬弗へと僅かに二千百萬弗を増加したに過ぎない。即ち、外國へ流出した金の復歸、或は外國中央銀行によるイヤマークの解除は二千百萬弗といふ殆ど言ふに足りぬ額に過ぎなかつた。にも拘はらず、準備銀行の金準備率は、法定準備率たる四〇%を遙かに越えて、五五%五に回復したのである。以上の數字の變化から見ても、準備銀行の金準備を脅かしたものが、外國の金引上でなかつたことが判る。米國の金本位は米國自身の内部的原因によつて—米國の銀行恐慌によつて—米國の内部から崩壊したので。

「恐慌の副産物たる金支拂の制限は、金本位の離脱を意味せずして、パニツクのな要求に對して吾國の金の所有を維持する爲の方策である」と言つて、米國の金本位停止を一時なものとし、或は信ぜしめようと欲した最高金融資本も、自ら次の様に告白せざるを得なかつた。「……吾國金保有の涸渇

は外國の要求から來たのではなくて、吾國民自身の要求から起つた。原因は弗への不信ではなくて銀行への不信である」と。(註二)

(註二) 『ナショナル・シティ銀行月報』一九三三年四月號五〇―五一頁。同月報はこの後に續けて、米國の實際收支の順調を理由として、弗は減價しないと説いてゐるが、現在となつては、『原因は弗への不信ではなくし

(二) 米國外國爲替相場(紐育市場爲替)

	對英 弗	對佛 仙	對獨 弗	對日 弗
平 價	4.8666	3.9179	23.82	49.85
1931年 5月末	4.8650	3.9175	23.75	49.40
6月末	4.8634	3.9138	23.74	49.40
7月末	4.8575	3.3213	23.60	49.38
8月末	4.8616	3.9213	23.73	49.40
9月21日	4.3200	3.9113	23.55	49.13
9月末	3.9200	3.9400	23.35	49.37
10月末	3.8275	3.9275	23.70	48.95
11月末	3.3975	3.9100	23.65	49.60
12月末	3.4113	3.9263	23.61	35.50
1932年 1月末	3.4538	3.9350	23.65	35.00
2月末	3.4838	3.9350	23.80	33.25
3月末	3.8075	3.9400	23.80	33.00
4月末	3.6600	3.9400	23.79	32.50
5月25日	3.6975	3.9500	23.72	31.75
5月末	3.6900	3.9488	23.65	32.30
6月11日	3.6775	3.9400	23.67	31.62
6月末	3.5888	3.9275	23.78	27.18
7月末	3.5088	3.9175	23.74	27.50
8月末	3.4700	3.9213	23.78	23.00
9月末	3.4600	3.9175	23.80	24.18
10月末	3.2894	3.9275	23.75	21.12
11月末	3.2044	3.9088	23.78	20.06
12月末	3.3363	3.9025	23.81	20.56
1933年 1月末	3.3956	3.8038	23.77	21.18
2日11日	3.4294	3.9063	23.78	21.25
14日	3.4388	3.9063	23.78	20.75
15日	3.4325	3.9163	23.78	20.62
16日	3.4375	3.9313	23.82	20.81
2月末	3.4219	3.9488	25.89	20.62
15日	3.4594	3.9600	23.95	21.68
3月末	3.4200	3.9288	23.86	21.43
4月14日	3.4550	3.9800	23.92	21.37
18日	3.5100	4.0700	24.00	21.50
20日	3.8425	4.2900	26.15	23.12
4月末	3.8475	4.5375	26.60	24.00
5月5日	3.9875	4.7063	28.40	24.20
10日	3.9500	4.6100	27.57	24.06

(備考) 東洋經濟新報社調査による。

て銀行への不信である」といふ言葉の後へ『銀行への不信が弗への不信を導いた』と附加せねばならぬだらう。
米國の金本位維持の不可能が明かとなり、四月二十日に至つて嚴重な金の輸出禁止が布告され、更にインフレーション政策の様相が漸く明かになると共に、弗爲替は急激に崩落した。五月五日には對佛四仙七〇六三となつて、平價を割ること二〇%であり、磅に對しては三弗九八七五となつて平價よりも一八%三高となつてゐるに過ぎない。

四、ローズヴェルトの緊急對策

米國政府の最初にとつた方策は、銀行の預金が悉く引出されて、銀行資産の喪失するのを防ぐことであつた。三月四日新大統領に就任したローズヴェルトは、翌五日夜、一九一七年に發布された對敵取引禁止條令に基いて、議會開會迄の應急策として緊急布告を發布した。その内容は、

- 一、三月六日(月曜日)から九日(木曜日)まで全國銀行の休業斷行
- 二、右期間中輸出及び國內での使用のための金銀引出禁止
- 三、手形交換所證券の發行許可
- 四、死藏金に對して引出自由の特別信託勘定を設置することの許可
- 五、休業期間中も認可を受け通常銀行業務を營むことの許可

を定めたものであつた。

新財務長官ウツデインは、休業中の緩和的措置として、大統領の布告に基いて、三月六日大藏省令を發布した。それによると、

- 一、食料品取引に必要な通貨(金及び金証券を除く)の受入及び支拂を爲すこと
- 二、新規預金受入の爲に特別信託勘定を設け、右預金は何等の制限なく拂出すことを得る
- 三、食料品その他の生活必需品の取引、貧窮者の救済、給料支拂及び失業防止等のため銀行所在地地方團體で必要欠くべからざる範圍の銀行業務は、特別例外を除いてこれを行ふことを得る

といふことが定められてゐる。

全國の銀行を休業せしめた後に大統領の執つた方策は、出来るだけ急速に銀行を再開業させることであつた。大統領は三月九日に開かれた議會に提出した教書で

- 一、健全な銀行を再開せしめること
- 二、不健全な銀行の整理
- 三、健全な銀行の再開、及び不健全な銀行の整理並びに再開の權限を大統領に與へること
- 四、追加通貨の發行の規定を設けること

を要求したが、下院、上院ともに大統領の教書に基く緊急銀行法案を可決し、大統領はこれに署名

して即日公布した。緊急銀行法案の要旨は次の如くである。

- 第一部 大統領並びに財務長官の緊急法令及び布告一切を追認す。
- 第二部 一九一七年の戦時對敵取引條令中米國內に於ける金準備の死藏防止、及び統制に關する條項(大統領に金輸出禁止、兌換停止を命ずる權限を與へたもの)を再制定す。
- 第三部 一切の國立銀行並びに州立銀行を州銀行監督官により統制するの權限を聯邦政府に賦與し、融通力なき銀行を當分閉店すべきことを規定す。
- 第四部 聯邦準備局に對し、米國政府の債務(公債)、會社、組合若くは個人發行券にして政府債務により保證されるもの並びに健全な資産によつて保證せられる加盟銀行發行券を基礎として、各聯邦準備銀行を通じて聯邦準備銀行券を發行するの權限を賦與する條項。

そしてこの緊急銀行法によつて、賦與された權限に基いて、大統領は、九日に、銀行休業及び金輸出並びにイヤマーク禁止を延長する布告を發した。

翌十日、大統領は緊急銀行法に基いて、全國多數銀行の業務再開を可能にする命令に署名した。その要旨は次の如くだ。

- 一、聯邦準備加盟銀行に對し業務の再開を許可すべき權限を財務長官に賦與する。
- 二、許可申出は當該地方聯邦準備銀行に提出すること。
- 三、聯邦準備制度に加盟してゐない州立銀行に對し、州當局の承認を得た後財務長官に於て開業を許可する。

銀行に對しては

國立銀行たると州立銀行たるとを問はず聯邦準備銀行の加盟銀行に對しては三月十三日に、手形交換所協會に承認されてゐる都市（全國で二百五十都市）に在る銀行に對しては三月十四日に、その他の銀行に對しては三月十五日に再開業すべき旨の命令

が財務長官から發せられた。そして財務長官の聲明によれば、三月末現在で一萬二千七百三十七の銀行が開業した（約五千五百行は未開業）。かくて銀行恐慌はその急性的局面を通過した譯だ。ローズヴェルト大統領のつた迅速な對策は好評を博し、『緊急銀行法は銀行技術家によつて、また一般公衆によつても同様に、満足と賛同とを以て承認された。』（註）

（註）『ナショナル・シティー銀行月報』一九三三年四月號五〇頁。尙、大統領布告、同教書、財務長官の布告、緊急銀行法正文等は、總て『聯邦準備月報』一九三三年三月號に採録されてゐる。

銀行恐慌はその頂點を過ぎたが、他方、金本位の短期間に於ける回復は遂に不可能となつた。即ち四月五日には

一、金貨、金塊、金證券の退職は依然これを禁止し、これらを五月一日又はその以前に聯邦準備銀行及びその支店又は代理人に交付することを各人に要求す。二、但し、（イ）正當なる工業用の金、（ロ）何人の所有なるを問はず百弗に満たざる金貨及び金證券、（ハ）蒐集家の所有の金貨、（ニ）イヤマークされ、トラストにより保有

せられ、イヤマークされ居ることが外國政府、外國中央銀行又は國際決済銀行により承認せられ居る金貨及び金塊、（ホ）その他正當なる取引のため許可せられたる金塊はこれを除外す。

といふ大統領令が發せられたが、四月二十日に至つて、對外爲替及び正貨統制に關する次の様な大統領令が布告され、米國金本位停止が愈々正式に定められた。

今後別段の布告あるまでは對外勸定決済のため正貨にイヤマークを付し、若くは正貨、金塊、金證券等を輸出することを禁止す。

その布告公布の前日に大統領は聲明して、『弗相場が今後國際爲替市場に於て軟化しても、それを平調に取戻すための現送は一切行はない。右の結果として國內物價の騰貴を惹起することあらば、寧ろ國內經濟政策上望ましいこととして、そのまゝ放任する』と述べ、米國の完全な金本位停止と、インフレーションへの方向を明確にした。

第五節 今後の見透し

—世界經濟會議への期待—

米國金融恐慌の急性的局面は過ぎ去つて、一應の安定が齎らされた。今後に残されてゐる問題は、銀行の整理、銀行制度の改善もあるが、最も大きな問題は經濟界全體としての景氣回復の問題である。既に見た様に、米國の金融恐慌は單なる金融面の恐慌ではない。それは、産業界、農業界、及び海外諸國の恐慌と密接に關聯してゐる。そして金融界、産業界、農業界を救済する方法は、現在としてはインフレーションの外にない。インフレーションによつて國內の物價を騰貴せしめ、物價と生産費との均衡を得させ、債權と債務との均衡を回復させることが、唯一の方策である。

米國はこの方向へ向ふことを既に決意した。それは第一に、米國が完全に金本位を離脱したことがある。前述した四月十九日のローズヴェルト大統領の聲明は、米國の外國爲替相場が低落して國內物價が騰貴するならば、それは望ましいことだと言つてゐる。第二には、積極的なインフレーション案の作成だ。最近の外電によると、六十億弗の通貨の増發を規定する農業救済法案が既に上下兩院を通

過して大統領の署名を得、三十三億弗を投ずる公共事業計畫の草案が作成される等種々なインフレーションが計畫されてゐる。かくて既に不可避的となつてゐた米國のインフレーションは、一部の反對を押切つて、愈々急速に進展することとなつた。勿論、米國經濟界の深刻な恐慌の克服は決して容易でない。だが、この方法以外には執るべき策がないのだから、益々インフレーションが行はれるだらう。

他方インフレーションの進行は國際的には弗の低落を益々大きくするだらう。弗價の低落を放任するときは、多數の金本位停止國の通貨價值と適當な比率を保つ點まで低落し、從來貿易市場で蒙つてゐたハンデイキャツプが除かれる。そして、また弗が新たな國際的水準に適應するに至つた後、もし他の諸國がその新たな價值水準に従つて通貨の價值を引下げの場合には、米國もこれに追隨して弗の金純分を低下すると大統領は言つてゐる。かういふ方策がとられるならば、米國の外國貿易は從來の不利な地位を棄てることが出来、米國景氣上昇の一因となり得るだらう。

だが、このことは、一面に於ては各國間の「爲替ダンピング戰」を激化せしめると共に、他面に於て米國の物價騰貴が爲替下落よりも一層激しく起る場合には、貿易上の地位は却つて米國に不利となる結果を呼ぶ。而もこの事實は、單に米國のみでなく、世界各國に共通した事實である。こゝに世界的協調の必要が起る。各國通貨價值の比率の問題、國際貿易の問題及び世界的物價引上の問題が世界

經濟會議の重要な議案となる所以だ。(世界經濟會議に就ては、なほ第三部第二節五參照)。

また、これらの經濟的問題の外に、戰債問題も亦何等かの妥協が行はれるだらう。戰債問題が世界景氣回復の重大な障壁となつてゐることは言ふ迄もない。

單に米國の景氣回復の問題のみでなく、全世界の恐慌脱却の問題が、いまや擧げて世界經濟會議に懸けられてゐる。米國の金融恐慌は、世界恐慌からの脱却を求めんとする諸國の努力を一層眞剣にした。佛蘭西及び和蘭の金本位停止が會議以前に於て、或は會議中に於て起るならば、この努力はヨリ一層強められるだらう。種々の政治的經濟的利害、及び國際的諸對立—例へば、軍備問題に於ける獨逸と英佛の對立、獨逸の賠償金紙幣拂ひ要求、滿洲問題等々—にも拘はらず、世界經濟會議は何等かの積極的效果を納め得るであらう。もしも世界經濟會議が何等の結果をも生まないとすれば、それは、世界經濟會議専門家準備委員會報告書にも言つてゐる如く、「政治上及び經濟上の國際秩序の必要なる保證を案出すべき人類の意思と聰明との失敗の結果である。諸政府の責任は明瞭であり且つ免れ得ざるものである」のだ。

第二部 國際軍備縮少と列強軍備の動向

序、國際政局と軍備擴張競争の序幕

ジュネーヴに於ける一般軍縮會議が開かれてから(一九三二年二月二日開會)既に一年餘を経過した。その間多くの討議が重ねられたけれども、現在に於ては、未だ殆んど何等の成果も收められてゐない。會議の進行は今もなほ遅々として進まず、而かも前途には多くの難關が横つてゐるものゝ如くである。最近、華盛頓における世界經濟會議の豫備會商は、會議の成功の見込み増大したと報じてゐるが、果してどうなるか、解答は今後の展開に俟たねば明かでない。

この一般軍縮會議は、その討議すべき問題が廣汎複雑であり、且つ解決に困難な幾多の内容を含んでゐるので、開會前から既に、スラ／＼と成立しやう——各國代表者達の外交辭令を暫く措くとすれば——などとは無論考へられなかつた。その上、休火山にあるやうな最近の國際政治情勢(これが基本的な點であるが)は、會議の進行をヨリ困難にしてゐる。だが然し、それだけにこの會議の性質は極めて重要である。何故なら、その成否如何は、やがて今後の國際政治の動向に一つの大きな分岐點を作るも

のだからだ。この會議が見るべき成果を齎らさず終るとすれば、來る一九三五年に開かるべき軍縮會議（倫敦條約によつてこの年に開かれることになつてゐる）にも亦多くの期待は出來ないかも知れぬ。若し今後の情勢が軍縮を不可能ならしむる様であるならば、近き將來に豫想される危惧すべき一つの事實は、列強間に於るヨリ一層の軍備擴張競争である。過去の例に見ても軍縮會議の失敗後には、却つて軍備擴張を刺戟する傾向を有つてゐる。ヘーグ平和會議における軍縮失敗後、一九二二——一三年の英獨海軍協定の失敗後、華盛頓會議の補助艦協定の失敗後、近くはジュネーヴ會議（一九二七年）の決裂後等に於ては何れもそうであつた。元來軍縮會議は協議であるから、協議の可能なる素地があつて初めて成功し、成功せねば分裂傾向を採るは當然だ。

然し、だからと言つて、今度も軍縮會議が失敗した場合には、從來の様に軍備競争が起るだらうと類推するとは、或ひは速断に過ぎるかも知れない。事實、恐慌の深化と窮乏せる各國の財政状態は、容易にかゝる状態を惹起せしめないだらうとも言へる。更に『輿論』もあらう。『理性』も存在する。

だが然し、現實は、かうした期待や希望とは正に反對に進んでゐるかに見える。それに就いて、吾々は、最近屢々新聞紙上に傳へられる列強の軍備擴張競争を指摘する事が出来る。こゝにその二三のものをあげて見ても、先づ吾が國の海軍第二次補充計畫、陸軍兵備改善計畫、米國の八年計畫海軍擴張案、

（ロ大統領、スワンソン海軍長官の腹案として傳へらる）、同じく三ヶ年三十隻二億三千万弗建艦案（下院海軍委員長ヴィンソン氏發表）更に陸軍航空司令官ベンチャミン・フォウロイス少將の空軍充實の主張、更に英國に於ても下院に提出された海軍擴張案等々……。

『平和の都』ジュネーヴで各國の代表者達が平和を説き軍縮を論じてゐる丁度その時に、その本國では夫々かうして盛んに軍備擴張を計畫し、或ひは既に實行に移してゐる。而かも老大なる赤字に悩みながらこの軍備擴張だ。そして理由とする所は現在の『非常時局』『國際政局』に應ずる爲だと言ふ。吾が大角海相が『今後の國際政局に於いて我が海軍の偉力は一層重大なる意義を有しその充實は國家の急務である……』（東日・八・四・一八）と云ひ、また荒木陸相が『今次企圖せる時局兵備改善費は現下の非常時局に對する陸軍主要對策の一にして……』（東朝八・三・三二）と言つてゐるに見て明かだらう。

陸相、海相の言葉のやうに、最近の軍備擴張の意義も明かであるが、と同時にそれが齎す結果も亦明日だ。言ふ迄もなく先づ對内的には財政を益々窮迫せしめると共に、國民の負擔を更に加重する。他方對外的には他國の軍備擴張を刺戟し（日本の海軍第二次補充計畫が米國の海軍擴張を刺戟した事實を見よ）、同時に國際關係をより悪化せしめる。固より軍備の競争が國際關係の反映であるが、前者はまた相關的に後者を刺戟する。他の諸條件も加はれば、國際關係は更に險惡な情勢に置かれざるを得ない。

尤も吾々は戦争の勃發などといふことをそう念佛のやうに唱へようとするのではない。だが然しその可能性の存在することだけは極めて明白な事實だ。現に世界の一部では絶へず戦闘行為がとられてゐることは、讀者諸君のよく知つてゐる所である。

情勢が今後どう推移するかは時が答へるであらう。然し、こゝで人々は今一度、軍備擴張の齎らす結果に想到するがよい。更にあの慘憺たる遺産を残した世界大戦を回想して見るがよい。——それらの結果した民衆への犠牲の如何に莫大であつたことか。

如何に詭辯を弄する人があらうとも（軍備は平和維持に必要なだと説く人がある）、究極に於いて、『軍備の本質は戦争を實行するための準備に外ならぬ』（安富海軍大佐）。従つて戦争を少しでも防止せんとするならば、少くともその一つの手段として軍備縮少が行はねばならぬ。大戦後の軍備縮少は人の知る如く、固より不十分であり——當然の結果だが——また極めて局限された意義を持つたに過ぎなかつた。尤も此以前には、嘗て世界史上に於て國際的な軍備縮少が實行された事實は全然なく、従つて不完全と雖も、戦後の軍縮は文化史的意義を有する劃期的事業であつた。

吾々は、これら戦後における軍備縮少『意義』を明らかにする爲に、以下に於いて先づ戦後の軍縮會議の成果と、それがどう結實・解消したかを見、次いでジュネーヴにおける一般軍縮會議に移らう。

第一節 華盛頓會議及び倫敦會議の意義

『國際平和の確立』『國民負擔の輕減』——この二つが軍備縮少の主要なる目的とされてゐる。實際、軍備縮少問題が起る度毎に、この二つは各國代表者達が眞剣に意圖した事であつた。そして華盛頓會議に於ても、倫敦會議に於ても、これらの點に關する會議の効果は——各國軍部に於ける不満を押へながら——相當に收められた。

だが然しこの兩度の軍縮會議に於いて、右の目的は果してどの程度に達せられたものか。古い課題ではあるが、もう一度吾々はそれを問題として見よう。殊に國民負擔の輕減、財政的支出の節約は、戦後の不況時代にあつてはヨリ緊急な問題であり、軍縮會議の都度國民はそれを『約束』されて來たものである。だから吾々はこの點、即ち會議の經濟的意義に對して、ヨリ多くの關心を向けよう。然し各國について廣く取扱ふは困難だから、主として我が國を中心に見ることとする。なほ會議の概要に就いては既以前輯（第十一輯二二頁——四〇頁）で一應扱つた所であるから、こゝに直接に必要なもの以外再述を避ける。

一、華盛頓會議の經濟的意義

一九二二——二三年に亘る華盛頓會議で締結された『海軍軍備制限に關する條約』(卷末附録制限一覽表參照)に於いて、主要諸國は、その主力艦の比率——英、米、五、日三、佛伊、一・六七——並びに保有量(註一)を協定し、また主力艦の代艦建造の十年間休止、即ち所謂海軍休息を實施することとした。(註二)その結果、各國とも既成、建造中、計畫中の多數の主力艦を廢棄處分——日・英・米の三國は現有海軍力の四割廢棄——に附することとなつた。

(註一) 一九三四年迄の保有量は、米國五二五、八五〇噸。英國五五八、九五〇噸。日本三〇一、三二〇噸。佛蘭西二二一、一七〇噸。伊太利一八二、八〇〇噸。

(註二) 華盛頓會議では主力艦の比率及海軍休息が主要協定事項であるが、なほこの外航空母艦の制限或ひは潜水艦、毒瓦斯及航空機制限問題等がある。然し今こゝに財政の上からは直接に問題でないから觸れぬ。

その當時、右の條約に基いて、我が國がかの老なる八八艦隊計畫を放棄したことは周知の通りである。そしてこの計畫の放棄が、條約に基く我が國經費節減の大部分を占めるものであつた。

この八八艦隊計畫は大戦中の大正五年の議會で通過した八四艦隊に端を發し、其後八六艦隊案を経て、大正九年の議會で全計畫が實現の運びとなつたものである。それによれば、第一期艦齡の戰艦八

隻、巡洋戰艦八隻を基幹とし、これに多數の補助艦其他(第十一輯三五頁參照)を配して、大正十六年度迄に完成する豫定であつた。このうち華盛頓會議當時建造中(又未起工のまゝ材料集積中)のものは戰艦、巡洋戰艦各四隻、計畫中のもの戰艦二隻、巡洋戰艦四隻であつたが、これらのものが條約によつて、既成艦十一隻と共に廢棄處分に附せられたのである。

そこでこれに依つて生ずる經費の節減如何であるが、こゝで一應斷つておかなければならぬとは、一般に條約の結果幾何の經費が浮び上つたかなどといふ正確な計算は、極めて困難だといふのである。計算の範圍、標準如何によつて種々異なる結果が生じうるからだ。異論も生ずる所以の一つである。

こゝでは暫く他の事情を措き、華盛頓會議當時既に決定されてゐた八八艦隊計畫の豫算を中心として見ることにするが、既定繼續費は、華盛頓會議の結果次頁第一表の如くに變化してゐる。

即ち大正九年の決定總額十六億六百萬圓は、その後物價騰貴を理由に増加を見、十一年度の決定額は十九億九千四百萬圓(支出濟共)、正に二十億近くの計畫となつてゐた。亡國豫算とも言はれた所以である。それが條約による計畫廢棄の結果、十二年度には約十四億五千萬圓となり、前年度に比し約五億四千四百萬圓の激減を見た。これが豫算面に於ける軍備充實費(八八艦隊案の繼續費)の減額である。だが然しこれが全部浮いた譯ではない。このうち三億五千六百萬圓は一應不用額とされ、一億八千八百

第二部 國際軍備縮少と列強軍備の動向

七〇

(一) 海軍八八艦隊計畫費(總豫算に決定額、單位千圓)

年度	大正十年度	同十一年度	同十二年度	大正十二年
割	度決定額	度決定額	度決定額	度新設
總額	一、八七一、〇〇〇	一、九四四、〇七五	一、四四九、九九〇	三、六八、八七〇
大正十年度豫算額	二七三、三〇一	同上額支出済	同上額支出済	〇
十一	二〇〇、九六六	二六三、三三六	同上額支出済	〇
十二	一五四、九三四	一四七、四三三	六九、六七〇	七、七四四
十三	二〇九、八一	一四七、七九〇	四〇、〇〇〇	七〇、三三〇
十四	二二、〇五五	一四三、二五八	一三、七七七	三〇、〇〇〇
十五	二二、六九三	一三、六九三	〇	六、三三三
十六	二五、三七七	一五、三七七	〇	八五、〇〇〇
總額	一、八七一、〇〇〇	一、九四四、〇七五	一、四四九、九九〇	三、六八、八七〇
大正十年度豫算額	二七三、三〇一	同上額支出済	同上額支出済	〇
十一	二〇〇、九六六	二六三、三三六	同上額支出済	〇
十二	一五四、九三四	一四七、四三三	六九、六七〇	七、七四四
十三	二〇九、八一	一四七、七九〇	四〇、〇〇〇	七〇、三三〇
十四	二二、〇五五	一四三、二五八	一三、七七七	三〇、〇〇〇
十五	二二、六九三	一三、六九三	〇	六、三三三
十六	二五、三七七	一五、三七七	〇	八五、〇〇〇
總額	一、八七一、〇〇〇	一、九四四、〇七五	一、四四九、九九〇	三、六八、八七〇

(備考)

- 一、政府提出帝國議會協賛の當該年度歳入歳出總豫算になる。
- 二、八八艦隊計畫は大正九年度追加豫算にて成立したるものにして、同年度に行ひたる増税一億四千三百七十八萬圓、(所得税で九千六十九萬圓、酒税五千三百八十八萬圓)を主たる財源としたものである。
- 三、物價騰貴等の理由により十年度に於いて總額一億五百五萬圓を、十一年度に於いて總額一億二千三百七萬圓を追加す。
- 四、十二年度に於いてワシントン條約に基き總額三億五千五百九十萬圓を不用額とし、殘額一億八千八百七十七萬七千圓は豫算款項を改め新設艦艇製造費に組替へ、且つ之に一億八千六十九萬三千圓を追加したるものである。

萬圓は款項を改めて組替へられたが、更にこの不用額とされたものも、實は新たに追加された補助艦製造費一億八千六十九萬圓によつて半分以上は奪はれてゐる。これらの結果、既定計畫の内五億四千四百萬圓は減じたが、然しながらそれと同時にこのうち三億六千九百萬圓は別の形、即ち補助艦製造費となつて支出せねばならなくなつたから、既定繼續費のうち實際に減額されたものは一億七千五百萬圓に

過ぎない。

こゝに一應注意すべきはこの補助艦建造計畫である。これは、我が海軍は華盛頓會議で八八艦隊案を放棄したが、條約に對する不満はこゝに新に補助艦建造計畫を立てざるを得なくなり、従来の補助艦建造計畫を變更して、上記の新計畫(大正十六年迄の繼續事業、第一表最下段参照)を立てたのである。殊にこれは華盛頓會議後の列強補助艦建造競争の先端を切つたものとして注目される。

以上は軍艦の建造に關する設定繼續費の増減の結果だが、なほこの外に節減を見たものに水陸設備費(三千二百萬圓)、増加したものに艦艇改装費(一千五百萬圓)軍艦解體費(六百萬圓)等がある。

(二) 八八艦隊放棄にある減少額

節減	千圓
軍備充實費(軍艦製造費)	544,085
水陸整備費	32,000
計	576,085
増加	
艦艇製造費	368,869
(補助艦製造費)	
差引節減額	207,216
増加艦艇改装費	50,000
軍艦解體費	15,000
再差引節減總額	142,216

これらのものをも綜合して八八艦隊計畫の放棄に依つて生じた節減總額を見れば、(第二表参照)一億四千二百二十萬圓となる。然しこれは、大正十二年度より十六年度迄の六ヶ年間の既定繼續費の減少總額であつて、大正十二年度の豫算上では僅かに四千六百萬圓が節減されたに過ぎなかつた。而かもまた、前記の補助艦計畫に續いて更に昭和二年には、總額二億六千五百三十一萬圓(五ヶ年繼續事業)といふ補助艦計畫が新たに實施に移されたのである。これは、先きのものと等しく華盛頓條約に

よる主力艦の減少から生じた海軍力の不足を補ふ意味を多分に有つから、八八艦隊計畫の放棄による節減額も、實は單に一時繰延べられたといふ如き結果にしかならない。尤も既定計畫を全部遂行した場合年々累増する財政上の、より以上の負擔を考ふるならば、この既定計畫放棄による經費節減の效果は勿論認められねばならない。而してかうした點に會議の經濟的效果は存在する。

右の計算は華盛頓會議當時に豫算化されてゐた數字を基礎としての結果であるが、なほ計算の範圍をより廣汎にとり八八艦隊案を計畫のまゝ遂行した場合生ずることあるべき多方面の經費を考慮した場合の、詳細なる計算が海軍大佐安富正造氏の手によつてなされてゐる(註)。参考のためその結果だけを引用してをかう。次掲第三表がそれである。

(註) 海軍大佐安富正造氏『海軍軍縮の重點』に詳細な計算がなされてゐる。

これに依れば、軍縮の効果は一時減七億五千七百萬圓、半永久減五千七百萬圓とされてゐる。かくの如しとすれば、蓋し會議の經濟的效果は偉大なりと云はねばならない。但しこの數字だけに就いて云へば後年これだけの財政的支出は、如何にしても不可避的であつたらうかといふことや、主力艦減少のために生じた後年の補助艦の建造費(前記の昭和二年度決定の分)の如きは、更に考慮されねばならぬだらう。

(三) 華盛頓條約の經濟的效果清算表 (安富大佐『海軍軍縮の重點』による)

事 項	増 減		金額(單位圓)	備 考
	半永久減	一時減		
軍艦に關する退職者特別賜金及歸郷旅費	一時減	増	四、八〇〇、〇〇〇	大正十年度に比し十二年度の實際減少額
豫算を有し建造中又は未起工のまゝ材料集積中であつた主力艦の廢棄	一時減	増	八、二〇〇、〇〇〇	
建造の計畫中であつた主力艦の廢棄	右 同	同	五〇四、〇〇〇、〇〇〇	一時減の分
主力艦(既成未成共)の廢棄及制限による不要維持費	半永久減	減	一八〇、〇〇〇、〇〇〇	右同(此金額以上)
既成及未成主力艦の廢棄處分に必要なる經費	一時減	増	六、八四〇、〇〇〇	大正十年度に比し十二年度の實際減少額
保有主力艦の改裝費	一時減	増	五三、七八〇、〇〇〇	
建造中止に依る廢棄艦の材料利用	一時減	減	—	
既成主力艦の修繕に依る取説し名の利用	一時減	減	—	
水 陸 設 備 費	半永久減	減	二一、三〇〇、〇〇〇	大正十年度に比し十二年度の實際減少額
私立造船又は造兵會社に對する補助金	一時減	増	二〇、〇〇〇、〇〇〇	
八八艦隊完成の場合之に釣合つて増大すべきであつた補助艦の不用	半永久減	減	—	
艦隊行動及演習訓練費	半永久減	減	—	
軍 需 品 整 備 費	半永久減	減	一三、〇〇〇、〇〇〇	大正十年度に比し十二年度の實際減少額
防備制限に依り要する増築中止	半永久減	減	—	
通 計 及 差 引	半永久減	一時減	八八、八二〇、〇〇〇	
	一時減	一時減	八四、八四〇、〇〇〇	(最低限度)
	一時減	一時減	七五七、〇〇〇、〇〇〇	(同 右)
	一時減	一時減	五七、一〇〇、〇〇〇	大正十年度に比し十二年度の實際減

なほ英米の事情に就いて見れば、英國は戰艦建造計畫一部放棄の外、經常海軍費で其三分の一約三千萬磅を節約することが出來、米國は戰艦十一隻の建造完成に要する經費四千萬磅の外に、經常海軍費に於いて年額四千萬磅乃至五千萬磅を節約出來ると言はれてゐる(註一)。また三枝博士は前記の安富大佐の計算を基礎として『英米兩國には利用しうべき材料なきに當り兩國共一時減七億五千七百萬圓、半永久減年額五千七百萬圓の六分の十を節約し得たりと推定せるは、若し他の條件にして均一ならんか、必ずしも荒唐無稽の推論を以て目すべからず』(註二)と言つてゐる。單に推定といふも前記の數字と大きな開きがあるが、資料がないので、こゝには只引用だけに止めておく。然し三枝博士も右の引用に續いて『華盛頓會議後補助艦造艦競争の勃興を見たるが、此の事實と前記節約額との間の因果關係を否認することは至難なるべし』(註三)と結論してゐるのは注意すべきである。

(註一) 法學博士三枝茂智氏『國際軍備縮少問題』二六〇頁

(註二、三) 同上書一〇一三頁。

二、華盛頓より壽府を経て倫敦へ

華盛頓會議が列國の軍事費の累増を阻止し(後掲艦艇製造費参照)、會議前の果てしない海軍擴張熱

と、それに伴ふ國際關係の惡化を緩和したことは否定すべくもない。これらの事實は、國際軍備縮少の道を拓いたことと共に、たしかに華盛頓會議の功績に歸せらるべきだらう。

然しながら、國民の負擔を軽減し、同時に戰爭を阻止すると云ふこの『崇高なる軍縮の精神』は、其後會議の參加國に依つてどう守られたか。その後の事實が物語る如く答は無論容易だ。だが吾々は今少し事實を辿つて見よう。

(A) 米國の國際的進出

こゝで吾々は更に先きに進むべきであるが、華盛頓會議の意義を今少し明かにするため、もう一度會議にまで遡らう。

吾々は先きに軍縮の二つの目的について述べた。だが參加國の意圖は必ずしもこの二つの目的の下にのみあつたのではない。言ふ意味は、他方に於いて軍縮會議は帝國主義列強間の相刻の一表現であるといふことだ。こゝに軍縮會議の政治的意義の一面面があり、人々はそれを米國の態度に最も露骨に見ることが出来る。

華盛頓會議を米國が提唱した動機の一つは、自國の國際的優位を確立せんとするにあつた。そして

その目的は一應達せられた。先づ英國に對しては五對五の對等の海軍力を有することになり、『世界の海軍國』たりし英國の地位を完全に喪失せしめた。而かも會議の劈頭に出されたヒューズ氏の提案中において、海軍力決定の基準として現有海軍力（建造中のものも含む）を主張したことは米國の優勢を確保せんとするものであつたのだ。更に米國は日本に對しては五對三の比率により、其後十年間は海軍力の絶對的優位を確保することゝなつた。そればかりではない。日本に對しては、その大陸への進出をも極めて效果的に阻止することに成功した。即ち會議の結果、米國の希望通りに日英同盟は廢棄されて、四國條約（太平洋の安全保障に關するもの）がこれに代り、また支那に關する九國條約（支那における列國の機會均等主義を明かにしたもの）によつて支那における所謂門戶開放主義はより確立された。同時に山東問題の『解決』によつて山東省における日本の特殊權益も殆んど放棄せしめられた。何れも米國の太平洋進出への數歩前進である。尤も斷るまでもなく、米國のみがかゝる帝國主義的政策をとつたわけではない。たゞ勢力の如何がかく結果せしめたのである。

(B) 激烈なる補助艦建造競争と壽府會議の決裂

とまれ、かうして米國の指導下で華盛頓會議は終つた。然し、會議は『成功』したけれども他の國々

は其の反面に多くの不滿を持つてゐた。殊に主力艦の比率に於いてそうである。

この不滿は當然何らかの形となつて現はれざるをえなかつたが、やがて出現したものは、華盛頓會議で制限されなかつた補助艦の露骨なる建造競争である。そして『國際平和』を確立するといふ軍縮の目的は何時の間にか蹂躪された！

補助艦の建造に、最初に且つ大規模に手をつけたものは、華盛頓條約の主力艦の比率に最も不滿を有つた日本である。それについてどんな計畫がなされたかは既に述べた通りである。(七〇—七一頁參照) 他方、英、米、佛、伊に於ても夫々對抗的に補助艦の建造は進められ、一九二七年吾が海軍省の發表した所に依れば、當時造建中のものは巡洋艦に於いて日六、米五、英一四、佛四、伊二、驅逐艦に於いて日十四、佛二〇、伊九、潛水艦に於いて日一四、米三、英九、佛二九、伊一二といふ有様で、建造競争は正に停止する所を知らない形勢に置かれゐた。

この情勢を前にして、一九二七年六月、米大統領クラリツチ氏の提唱でジュネーブ會議（日英佛伊の四國に招集狀が發せられたが佛伊は拒絶し、日英米の三國會議となる）が開かれた。補助艦の制限が會議の主題であつたが、日本は五・五・三の比率に絶對反對し、英米また制限方式の問題で折合はず、結局會議は決裂に終つた。各國とも『國防』に籍して譲らず、その對立状態を如實に描き出したのが、

(二) 列國海軍艦艇製造費(兵器費を含む)累年支出
(海軍省, 昭和7年9月30日調)

年次	日本 千円	英吉利 千鎊	合衆國 千佛	佛蘭西 千法	伊太利 千利
1920(大正9年)	234,732	29,329	65,499	56,000
1921(10)	274,226	2,499	60,557	50,000
1922(11)	193,671	3,146	19,093*	29,513	48,000
1923(12)	104,203	4,353	34,120*	233,002	120,004
1924(13)	89,061	5,934	11,444*	287,197	160,000
1925(14)	88,000	7,645 527	34,170*	398,577	177,001
1926(15)	88,000	9,185	28,865*	498,278	370,502
1927(昭和2年)	90,000	10,727	48,000*	818,099	380,678
1928(3)	88,000	10,308	48,200*	1,057,059	379,180
1929(4)	88,000	9,300	46,550*	1,160,479	420,280
1930(5)	81,624	6,055 208	49,400	972,597	613,500
1931(6)	54,232	5,972	38,300*	1,079,090	736,235
1932(7)	60,407	7,681	31,400*	901,592	736,150

(備考) 1. 我國のものは附屬費を加算せり, 2. 英國のものは同國政府刊行の海軍豫算書による, 3. 米國のものは同國豫算書による, 4. ●印豫算額, ▲印豫算見積額, △印は追加豫算, 5. *印は艦艇建造費外に改造費を含む, 6. ×印工費を含まず, 7. 佛蘭西の會計年度は今年度より前年と同一に変更せられたるを以て今年度豫算は四月一日より十二月三十一日に至る九ヶ月なり, 表中()内は比較のため一年に換算したる額なり, 8. なお海軍省調のうち邦貨に換算せられてあるものは時間的の比較に使用するため夫々外貨に換算し直した。

の如く多数に上つてゐる。巡洋艦、驅逐艦、潜水艦等の補助艦に於いて如何に激烈なる建造競争が行はれてゐたかが看取されよう。特に吾が國に於ける建造数の多きは注目を惹く。他方同時に、華盛頓會議後一時減少しつゝあつた建艦費もまた漸次増加に轉じて來た(第二表参照)。いま倫敦會議(一九三〇年)迄の推移を見るに、日本は華盛頓會議當時の建艦費が老大

(一) 華府會議以後倫敦會議迄の主要海軍國建艦
狀況一覽表 (會議以後起工又は
は艦艇製造の分)

艦種	日本		米國		英吉利		佛蘭西		伊太利	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
主力艦	0	0	0	0	2	67,400	0	0	0	0
航空母艦	2	53,800	3	79,800	2	37,200	1	21,653	0	0
補助航空母艦	1	7,600	0	0	1	5,000?	1	9,842	1	4,429
巡洋艦	16	126,850	23	230,000	20	189,600	10	88,078	12	90,000
渡雷敷設艦	{1 1}	{1,970 ?	0	0	1	6,740	1	5,212	0	0
驅逐艦	51	72,430	0	0	31	41,644	50	80,549	38	59,788
潛水艦	33	48,249	3	8,200	27	43,120	65	69,417	30	27,585
砲艦	0	0	0	0	4	4,800?	2	4,920	0	0
河用砲艦	{4 2}	{1,220 ?	6	2,790	5	1,454?	1	708	0	0
掃海艦	6	3,369	0	0	2	1,890	0	0	10	6,652
潛水母艦	2	10,320	0	0	2(1)	32,000?	1	4,430	0	0
給油艦	3	42,150	0	0	0	0	3	26,678	4	28,761
給糧艦	1	15,820	0	0	0	0	0	0	0	0
工作艦	0	0	0	0	1	14,000?	0	0	1	8,140
其他	2	2,690	0	0	0	0	0	0	0	0
計	125	383,789	35	320,790	93	444,848	135	311,437	96	225,355

(備考) 海軍大佐安富正造氏『近世軍艦史観』による。

ジュネーヴ會議の終幕である。會議に於けるこの對立状態は、軍備の縮少どころか、却つてその擴張を刺戟した。米國の如きは會議後の一九二七年十二月の議會に海軍大擴張案を提出し、一九二九年これを可決(一萬噸級巡洋艦十五隻及航空母艦一隻)した。原案に比すれば多大の削減をうけたが、然し擴張たるに何等の變りはない。かゝる情勢の結果、各國の凡ゆる希望と辯解にも拘らず、國際關係は悪化し、艦艇の數は各國とも年々増加した。華府會議以後倫敦會議に至るまで新たに起工されたもの(或ひは議會の協賛をうけたもの)は上表

なるものであつたから、其後の節減額も比較的大きく、増加の傾向は見られないが、英、米は一時よりは漸次増加し、佛、伊の如きは會議後も年を追つて激増してゐる。

此間一九二八年八月所謂不戰條約の調印を見「……國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ拋棄スルコトヲ各自ノ人民ノ名ニ於イテ嚴肅ニ宣言」(第一條) されてゐるにも拘らず、この建艦競争だ。

(c) 倫敦會議へ

果てしない補助艦競争と暗澹たる國際政局の裡に一九二九年は明けたが、丁度この年、日、英、米に比較的國際協調主義的な政府の成立を見たとは——三月に米大統領フーヴァーの就任、六月に英國労働黨内閣(失業救済、國際協調を政策とする)成立、七月に我が濱口内閣(緊縮政策幣原外交をとる)成立——戦後三度び軍縮を世界の課題とした。尤もより根本的には、戦後の永い漫性的不況、財政困難、失業者の増加を前にしては、軍備の縮少は一入必要とされてゐたのだ。英國の如きは軍縮による剩餘を失業救済或ひはその他産業の回復のために充當せんとしてゐたのである。

かうした情勢の中にかつたのが一九三〇年の倫敦會議(參加國は日、英、米、佛、伊であるが佛、伊は補助艦の協定不成立)である。だから倫敦會議に於いて實質的に軍備縮少が行はれたならその經濟的意義は高く評價されて然るべきである。だが果して幾何の經濟的效果が收められたか。倫敦會議開催の経緯はこれ位で端折つて、直ちにその經濟的意義についての吟味に移らう。

三、倫敦會議の經濟的意義

倫敦條約、正確に言へば『一九三〇年倫敦海軍條約』であるが、先づ、その主要なる協定事項を見る。それは條約の結果による財政的支出の増減の内容を知るに必要であるから。協定事項の主要點は華盛頓條約の改訂(主力艦、航空母艦に就いて)と、補助艦問題の解決の二つに歸しうるが、要約すれば次のやうなものである。(なほ卷末附録、倫敦條約による制限表参照)

一、主力艦に就いて——(a)華盛頓會議で決定された主力艦の代換建造の十ヶ年間(一九三一年まで)休止、即ち所謂海軍休息を更に一九三六年迄延期すること、そのため吾が國は一九三六年末迄に完成する筈であつた主力艦三隻、並びに一九三四——三六年に着手すべきであつた主力艦三隻の代換起工を延期しうることになつた。英、米、佛、伊に於いても夫々延期。(b)更に華盛頓條約に於ては日、英、米の主力艦保有隻數は一九三四年迄十隻、二十隻、十八隻といふことであつたが、一九三四年迄待たないで、夫々日本一隻、英國五隻、米國三隻と廢棄すること。

二、補助艦に就いて——日、英、米三國の補助艦の保有量(卷末附録参照)を決定した。その結果日本は一九三六年十二月末迄に現有量より五萬百二噸を減ずることになる(従つて經費の點では、現有量を基礎にして考へれば當然代換のために必要であつた上記噸數の建造費は節減されることになる)なほ英國の減少量は六萬六

千八百餘噸、米國の減少量は四萬七千餘噸、(撰擇權を行使したる場合には三萬一千六百餘噸)である。
 三、補助艦の代換に就いて——代換の起工は艦齡に達する期限より三年以内には出来ないことになつてゐるが但し日、英兩國は造艦能力維持の關係から艦齡前のものを一部繰上げて代艦出来ることになつた。(規定の保有量と艦齡の關係から云へば日本は巡洋艦で五千噸位しか造れず、潜水艦では一隻も作れないので、これでは造船所を維持して行くとは出来ない。それで造艦能力維持の立場から艦齡前のものをも一部を繰上代換するにしたのである)。この代換のうち三六年未だ完成しうる噸數は日本七萬三千四百噸(内譯第五表参照)、英國二十二萬七千四百餘噸、米國二十八萬二千四百餘噸(撰擇權を行使したる場合は三十一萬七千九百餘噸)にして、三六年後に艦齡に達するものうちで三六年前に起工しうるものは、日本三萬二千九百噸、英國七萬五千七百餘噸、米國三萬五千餘噸(撰擇權を行使する場合は一萬五千噸)である。

(なほ以上の外、條約中には航空母艦に關する事項、制限方式、潜水艦の使用制限に關する事項、佛國が増艦した場合における英國の安全保障に關する事項、其他等があるが、財政上の問題には直接關係はない。)

以上が財政的支出の増減に關係ある主要事項であるが、このうち(一)(二)は節減、(三)は増加を意味するものである。そこで、これらの關係から結局幾何の經費が浮いたかであるが、先きにも一言しておいたやうに、計算の範圍乃至標準の如何によつて結論も自ら異なる。で、以下政府當局者の發表と吾の推定の結果に就いて述べて見る。

(A) 保留財源と減税の意義

吾が政府當局が、倫敦會議の後に於いて——條約の結果五億八百萬圓の保留財源の節約を見たので

その一部を減税に、他を補助艦計案に充當する、と聲明したことは、まだ人々の記憶に残る所であらう。それに就いては、昭和五年十一月十一日豫算閣議の終了後に次のやうな聲明がなされてゐる。

ロンドン海軍條約は軍備の制限に依る平和の確保と國民の負擔輕減とを目的とせるを以て、海軍補助計畫のため従來保留しありたる財源(引用者註、五億八百萬圓)は、これを條約に基く軍備の補充確立と國民の負擔輕減とに充當しなければならぬ。國民の負擔輕減は今日の財界に處する對策としても是非これを斷行するの必要がある。依つて兩者を適當に按配して昭和六年度より昭和十一年度に至る海軍の補助計畫に充當すべき金額を三億七千四百萬圓、減税に充當すべき金額を一億三千四百萬圓と定めたのである。

事實この通り決定實施されたのであるが、こゝで一應注意すべきは、この保留財源なる五億八百萬圓といふ金額は、華盛頓條約による節減額が既定繼續費の削減であつたのと異り、未だ何ら豫算化されてゐなかつたものであり(註)、全然政治的交渉上の數字に過ぎない。

(註) 即ち云ひ換へれば、この保留財源とは、豫め一定の財源を決定し、それによつて得らるべく見積られた収入(昭和六年度——十一度の六ヶ年間に五億八百萬圓と見積られてゐた)であつて、未だ豫算上で繼續費などの形をもとつてゐなかつたものである。結局たゞ政治的交渉の上で財源を豫定してあつたに過ぎない。

だが何れにしても五億八百萬圓といふ財源は大きい。このうち政府は前記の如く三億七千萬圓を倫敦條約に基く補助艦計畫に(この金額は後述する如く海軍第一次補充計畫となつて現はれてゐる)。殘

額一億三千四百萬圓を減税に充てた。結局この後者が財政支出の節減、國民負擔の輕減——昭和六年より同十一年に至る六年間の——となつたわけであり、これが倫敦條約による經濟的效果である。

然しながら、この減税も負擔輕減といふ意味からは實は大したものではない。即ち平年度に於いて二千五百余萬圓、六年度に於いては僅かに九百萬圓の減税に過ぎない。而かも更に之を昭和六年度の税

收入總額七億三千五百五十三萬と對照すれば前者に於て三%三強、後者に於ては一%二強を占むるに過ぎない有様である。而かも更に注意すべきはこの減税額のうち大衆の負擔輕減となるべき間接税の減額は平年度に於いてその四割、六年度では二割二分に止るといふとだ(註)。

(註) 東京政治經濟研究所昭和七年版『日本政治經濟年鑑』三三三頁參照

以上は政府の發表した所であるが、倫敦條約による節減額については、此外に當時若槻全權によつて推定發表されたものがあるからこゝに掲げておかう。これによれば吾が國の輕減額は主力艦の代換延期による半永久減三億六千萬圓、其他一時乃至半永久減(第二表の二、三)三千八百萬圓である。更に之を日、英、米、佛、伊の五國の合計について

(一) ロンドン海軍軍縮による節減に基く減税額(千圓)

	昭和6年度	7年度	8年度
地租	6,770	10,443	10,810
營業收益税	1,214	4,044	4,615
砂糖消費税	217	4,760	6,059
織物消費税	911	4,136	4,136
合計	9,113	23,386	25,622

(備考) 東京政治經濟研究所『日本政治經濟年鑑』による。

(二) 倫敦條約による負擔輕減額(單位萬圓)

- 日本
- 一、主力艦の代換期延長により……………三六、〇〇〇
 - 二、主力艦の隻數減少による維持費一ケ年……………四〇〇
 - 三、補助艦縮少による建造及維持費一ケ年……………三、四〇〇
- 日・英・米・佛・伊・五國分
- 一、五國主力艦代換期延長により……………二〇〇、〇〇〇
 - 二、日・英・米三國主力艦減少による維持費一ケ年……………三、三〇〇
 - 三、同上補助艦縮少による建造及び維持費一ケ年……………一五、〇〇〇

當時の海軍力を基準とする時、約十億弗の節約をなしうるとされてゐた(三枝博士前掲書一〇一三頁參照)。

(B) 條約による經費増減の清算

以上で、倫敦條約の結果、幾何の經費が浮いたかは一應は分るだらう。然しこれらのうちには政策的意味を含むものがあつたり(註)、或ひは節減額のみで、同時に必要な増加額(補助艦建造其他)が控除されてゐなかつたりする(若槻全權推定のもの)。で、吾々は更に少し進めて、節減額の推定基礎を明かにすると共に、同時に條約による補助艦の經費、其他の海軍兵力充實費等を概算し、以て倫敦條

日本

見れば前者二十億圓、後者一億八

千三百萬圓となつてゐる。正に二

十億餘に上る節減である。なほ英

首相マクドナルド氏によれば、英

國は一九三六年迄に、主力艦に於

いて五千四百萬磅、其他に於て一

千三百萬磅節約出來、フーヴァー

大統領によれば、米國は壽府會議

第二部 國際軍備縮少と列強軍備の動向

約によつて生ずる一九三六年までの増減の清算をして見よう。

(註) 倫敦條約による海軍力の補充については、初め海軍省は七億數千萬圓に上る膨大な計畫を政府に提出してゐた。然しこれでは保留財源五億八百萬圓を超過し、減税どころか増税さへせねばならなかつた。で政府はこの補充計畫の略々半ばを認め(第一次海軍補充計畫三億七千四百萬圓)、殘餘は後年度決定することにした。だからこの殘餘も何れ問題化する筈であつたが、果然昭和八年度豫算に於いて第二次海軍補充計畫となつて現はれたのである(後述)。従つて實際の補充計畫費は第一次分に止らないこと明かだ。

先づ節減額であるが、こゝで本項の最初に見た條約における協定事項を回想されたい。第三表はそ

(三) ロンドン條約による節減經費の内譯

項目	噸數	建造費
一、ワシントン條約により一九三四—三六年に完成しうる主力艦代換建造費の減額	八四、九六〇	三、二四八
二、同上一九三四—三六年に着手しうる主力代換の工程三分の一を終つたものと見たる場合の建造費の減額	八七、九六〇	七、三三三
三、主力艦一隻減少による維持費の減額二ヶ年分	二七、五〇〇	六六八
四、補助艦減少による代換建造費の減額	五〇、一〇一	二〇、〇四一
五、補助艦減少による維持費の減額一ヶ年分	五〇、一〇一	一、〇〇三
合計	五〇、一〇一	五〇、三三三

(備考) 噸當り建造費は主力艦二千五百圓、補助艦四千圓、噸當り維持費は主力艦百圓、補助艦二百圓とす。(四)に就いては倫敦會議當時の現有量のうち、一九三六年末までに艦齡超過となる噸數八萬一千八百噸なるを以つて、表示の噸數は大體に於て三六年末までに代艦されうるものと見る。

の節減額(但し繼續費の如き豫算化されてゐた數字でない)と前記の保留財源の場合と同じ)である。箇箇の説明は省略するが建造費、維持費を備考にあるやうに見れば、概算は表示の如くになり、節減總額は約五億三百萬圓に上る。即ち主力艦の代換延期、主力艦の隻數(一隻)減少、補助艦の縮少等によつて、一九三一年度より一九三六年度迄の六ヶ年間にこれだけの輕減をなしうることになつたので

(四) ロンドン條約による列國の節減額(萬圓)

國名	(一) 主力艦		(二) 主力艦		(三) 補助艦減少による		計
	代艦延期による減額	維持費の減額	減少による維持費の減額	建造費	維持費	建造費及維持費の減額	
日本	二八、五八一	六八八	二〇、〇四一	一、〇〇三	五〇、三三三	二〇、〇四一	一〇八、六六八
日吉	七、三三三	三、三三三	一、七四二	一、三三七	一〇八、六六八	八五、八六四	二六、二五〇
英吉利	六四、三三三	一、七四二	九四四	—	二六、二五〇	—	二〇、四一六
合衆國	二六、二五〇	—	—	—	—	—	—
佛蘭西	二〇、四一六	—	—	—	—	—	—
伊太利	—	—	—	—	—	—	—
合計	二二、五五五	五、六四三	五、六四三	三、二八四	三九、四七一	—	—

(備考) 筆者の推算並に東亞經濟調査局『軍縮會議とその波紋』による。(一)はロンドン條約による一九三—三六年度に完成しうる主力艦の代艦に要する筈の建造費の減額と、同じく一九三四—三六年度に着手しうる代艦の工程三分の一を終つたものと見たる場合の建造費減額との合計。(二)の減少額は二ヶ年分。噸當り經費は第三表備考に同じ。各國夫々事情異れど大體同一と見做して右の基準による。

ある。尙同様の推定方法によつて英、米、佛、伊の節減額を(註)見れば——各國の事情によつて建造費

維持費の如き夫々異なる譯であるが——第四表の如くであり、吾が國をも加へた節減總額は約二十九億圓の巨額に上るとなる(註)。

(註) 東亞經濟調查局『軍縮會議と其の波紋』八九—九三頁参照。

この節減額が現實に現はれ、それが國民の負擔輕減を齎らしたとするなら、蓋し軍縮會議の效果は偉大である。だが然し、吾々は暫くこの『理想』を棄てなければならぬ。

列強は以上の如く一應經費の節減を計つたものゝ、同時に他方に條約によつて、夫々可なりの補助艦を代換或ひは新造するとした。『國防』に必要なといふのである。ところがこの補助艦の建造のために、前記の節減額の可なりの部分は、忽ち右から左へと消えてしまふ有様だ(第五表参照)。即ち建造量は一九三六年迄に完成しうべきもの七萬三千四百噸、一九三六年後に艦齡に達するもので三六年前に繰上起工しうべきもの(所謂造船能力維持により)三萬二千九百萬噸であるが、この建造費は夫々二億六千七百五十萬圓、四千七十萬圓(これは三六年前に工程三分の一を終へると見る)を要することゝなり、兩者で約三億八百萬圓見當に上る。併しなほこの外に當時建造中の補助艦の建造費が約六七千萬圓に上るから(註二)、一九三六年迄の補助艦建造費は總計約三億七、八千萬圓に達する筈であつた。然しこれだけに止らない。以上は凡て條約の範圍内のものであるが、條約における制限以外

(五) 倫敦會議後の補助艦代艦及新建造費

一、一九三六年末迄に完成し うる代換の建造費	噸數(噸)	建造費(百圓)
内譯甲級巡洋艦	七三、四〇〇	二六、六六七
乙級巡洋艦	三五、六五五	一〇、六〇九
驅逐艦	二五、七四五	一〇、二八八
潛水艦	三三、〇〇〇	五、七六〇
二、一九三六年後に艦齡に達す もので一九三六年前に繰上 起工しうるもの代換建造費	三三、九〇〇	四、〇六九
内譯甲級巡洋艦	—	—
乙級巡洋艦	一五、三〇〇	一、五三〇
驅逐艦	一〇、四〇〇	一、三六七
潛水艦	七、二〇〇	一、二五三
合 計	一〇六、三〇〇	三〇、二六六

(備考) 建造費は噸當り甲級巡洋艦二千六百圓、乙級巡洋艦三千圓、驅逐艦四千八百圓とする。
(二)の代換建造費は、その工程三分の一を終つたるものと見る。

よるものだが、然し注意を要するのは航空兵力充實費と内容充實費(第六表のII及びIII)の一億二千七百萬圓である。これは全然制限外の兵力充實費だからだ。従つてこの經費だけは先きの補助艦建造費三億七、八千萬圓に加算すべきだ。そうすれば、一九三六年迄に約五億圓前後の經費が必要となる。

のものにも相當多額の費用が、既に決定、實施に移されてゐるのだ。而かもこの制限外のものに對する費用は、條約による兵力の不足を補ふ意味が多分に含まれてゐるから、こゝに併せ考ふべきである。これに就ては、こゝに海軍第一次補充計畫に就いて一言する必要がある。この海軍第一次補充計畫は先きにも一寸觸れておいた如く、倫敦條約による我が海軍力の不足を如何に補充するかについて、尨大なる海軍側の要求の約半ば(三億七千四百萬圓)を容れて決定したものであり、十一年迄の六ヶ年繼續事業である。其の計畫内容のうち艦艇製造費は大部分條約に

(六) 海軍第一次補充計畫(萬圓)
(昭和年6度より11年度)
(迄の6ヶ年繼續事業)

I. 艦艇製造費	24,700
(内 制限外 2,000萬圓)	
1. 8,500噸級6吋砲裝巡洋艦 4隻	
2. 1,400噸級驅逐艦 12隻	
3. 潜水艦9隻(1,900噸級1隻, 1,300噸級6隻, 9,000噸級2隻)	
4. 5,000噸級敷設艦 1隻	
5. 掃海艇5隻, 小型敷設艇3隻, 水雷艇4隻	
(註)(4)(5)は制限外艦艇	
II. 航空兵力充實費	8,200
1. 航空隊 12隊	
2. 艦載飛行機 8機	
3. 航空研究費	
III. 内容充實費	4,500
1. 既成艦の改装近代化	
2. 特定修理費, 教育訓練用消耗兵器等	
計	37,400

これだけで済めば、節減額五億三百萬圓に比し極く僅少ではあるが剩餘を來たすことになり、條約の結果財政上の負擔が輕減せしめられたといふことは認められよう。だが然し最後にも一つ閑却出來ないのは、海軍第二次補充計畫の問題だ。これは第一次補充計畫(昭和五年)から豫想されてゐたこと既述の如くだが、果然昭和八年の豫算編成に當り、これが計畫總經費四億六千萬圓(昭和八年度より同十一年度に至る四

ヶ年繼續事業)と云ふところが略々明かにされたのだ(第三部第三節一六四頁参照)。今後なほ多少の變更があるかも知れぬが、相當多額の費用を要することは確實であり、而してこれは倫敦條約期限内に用ひられる筈だ。これらの事情を考慮するならば、倫敦會議後の海軍補充計畫は、先きの保留財源の五億八百萬圓、或ひは第三表に見た推定節減額五億三百萬圓を遙かに超過して、實質的には、減税もほ

んの一時の糊塗に過ぎなく、それどころか増税さへせねばならぬといふ有様だ。

こゝでこれ以上の説明は不要であらう。軍縮による經費の節減も、現在の事情の下では、後から後から節減額を抹殺する軍部の要求に追はれて居る。そしてこれらの事情が軍縮の『意義』を教へる。

なほ英、米兩國に於ても、現實にはさう節約出來たとは思はれない。即ち條約による補助艦建造費

——我が國の場合(第五表参照)と同じ方法で概算——は英國九億一千三百萬圓、米國は十億七千九百

(七) 倫敦會議後の英、米兩國補助艦代換及新建造費

	英吉利		合衆國	
	噸數	建造費(萬圓)	噸數	建造費(萬圓)
一、一九三六年末迄に完成しうる代換の建造費	三七、四二〇	八三、三六四	二八、四七〇	一〇三、八四六
二、一九三六年後に艦齡に達するもので一九三六年前に繰上起工しうる代換の建造費	七五、七九五	七、九四三	(三七、九七〇)	(二四、八九七)
計	一一三、一四五	九一、三〇六	三三、〇三〇	四、二三八
			(一五、〇〇〇)	(二、四〇五)
			三七、五〇〇	一〇七、九八四
			(三三、九七〇)	(二七、三三二)

(備考) 第五表と同じ、合衆國分括弧内は選擇權行使の場合。

八十萬圓見當の巨額に上る。更に當時建造中の經費が前者で約一億五千萬圓、後者で約三億圓ばかり要ることになつてゐた(註二)。これを先きに見た節減額、英國十億八千六百萬圓、米國八億五千八百萬圓と對照するときは、英國に於てはやうやく二千萬餘圓の剩餘を捻出しうるが、米國ではなほ五億

圓もの不足を來たすことになる譯だ。概算ではあるが、これが大體の結論だ。

(註一、二) 東亞經濟調査局、前掲書八三頁参照。

かう見て來ると一方で浮んで節約額も他方で奪はれ、従つて軍縮による經費節減と云ふ意義も極はめて局限されたものたることが分る。然し、放置しておけばヨリ増大したであらう軍事費が、會議の結果、その増加を一應阻止せしめられたことは否定出來ないだらう。更に國際關係の惡化を緩和し、一時的ながら平和の維持に貢献したこともその功績である。或ひは制限方式を確定せしめ、潛水艦の使用命制限を規定したこと等もその收穫であらう。かくして軍縮の目的は、ある程度までは達せられた。以上の意味に於いて、吾々は軍縮の『意義』を認める。

四、倫敦會議に於ける日・英・米と倫敦會議後

倫敦會議に於ても米國は主動的な立場にあり、日、英は依然受動的な立場にあつた。日、英に於いては國內事情——經濟不況、財政困難、失業増大等——を建て直す一手段として、出來るだけ軍事費の負擔から免れる必要に迫られて居り、勢ひ受動的ならざるをえなかつたのである。米國とてこの例外ではなく、會議の直前にはかの取引所恐慌に見舞はれるの有様であつたが、戦後の米國の國際的

地位は同國の主張を略々成功せしめた。米國の大艦主義が英國の小艦多數主義を讓歩せしめた協定の結果はこの間の事情を示す一例である(註)。

(註) 英國は植民地が多いから、それらの保護のために多數の艦船を要する。従つて米國と保有量等しければ自ら小艦多數主義を採らざるを得ない。米國はこの點英國と異なるので攻撃力に富む大艦主義を採る。

次に會議後の情勢であるが、其後の恐慌深化と財政困難とは流石に無暗な造艦競争を、一應阻止せしめた。ただ條約に多くの不満を有つた日本は、華盛頓會議後に於けると同じやうに、又しても列強補助艦競争の先端を切つた。既に述べた第一次海軍補充計畫による巡洋艦四隻、驅逐艦十二隻、潛水艦九隻の建造着手がそれである。これに對し英國は今日迄に、巡洋艦六隻、驅逐艦十八隻、潛水艦六隻の建造に着手した程度であり(條約による代換建造量は日本の約三倍である)、また米國は巡洋艦四隻、驅逐艦五隻の建造に着手したばかりで、條約の許す範圍内に於いてなほ百三十五隻を残してゐる。尤もかうした中にも英國が在東洋海軍勢力を漸次増大せしめつゝあること、米國が滿洲事變後、日本の第二次補充計畫を契機として新たに建艦計畫をなしつゝあることは注目すべきだ。なほ倫敦會議で協定不成立に終つた佛伊に於ては、依然建艦の進められつゝあることは、前掲の海軍艦艇製造費(第二節(二)第二表)に見て窺知出來よう。

第二節 軍備に於ける擴張・充實の方向

武器を準備する事を廢めない限り、戦争の起る可能性は無くならぬ。而して武器と之を使用する人間を組織的に準備する事は巨額の費用を要する。各國は爲す可き事が甚だ多いに不拘、この經費のかゝる軍備を擴張したがる。國際軍縮會議に依つて、幾分にも此經費を減らそうと努力するが、各國の軍部當局は、減らされた範圍内に於て出来る限り武器の精銳を競ひ、更に新武器の擴充をさへ要求する。

華盛頓會議及び倫敦會議で制限縮少されたものは、海軍のみであり、陸軍空軍の如きには何らの制限方法もとられてゐない(但し開催中の一般軍縮會議で討議中である)。また海軍に於てもあらゆる方面に制限が行はれたと言ふ譯ではない。

こゝに、一方における軍備縮少は、他方に於ける擴張によつて補はれるといふ餘地が十分残されてゐる。三枝博士の如きもこの點について「軍備制限協定採擇の結果、協定に違反せざる範圍内に於いて新たな軍備競争の激成する傾向のあることは吾人の特に力説せる所なり」(三枝博士、前掲書九八五頁)と指摘してゐる。事實、制限外の軍備に於て自由なる擴張充實が行はれつゝあるとは今日注目す

べき事實となつてゐる。従つて軍備縮少の意義をヨリ全般的により明確ならしめる爲には、これらの事實をも併せて見る必要がある。以下要點について述べよう。

一、海軍、陸軍、空軍について

海軍 華盛頓と倫敦の二度の軍縮會議で、保有總噸數、各艦基準排水量、備砲等(主力艦、航空母艦補助艦に就いて)が制限されたので、各國の軍備政策は、他の方法に於ける質的な戦闘能力の充實へと轉換した。こゝに會つての大艦巨砲に於ける量的競争に代つて、造艦技術上の質的軍縮競争が海軍力擴張の日程に上つてゐる。即ち限られた噸數備砲の範圍内に於いて、如何にして戦闘能力を増大せしめんかと云ふのだ。例へば船體構造の改良、砲門數の増加、彈丸の發射度數及初速(彈丸が砲を出る時の一秒間の速度)の増加、備砲仰角の引上げ(砲身の上仰角度を増して彈丸を高く上げ、射撃距離を長くする)速力の増加等は、何れも質的向上、戦闘能力の増大を齎してゐる主なるものである。こゝにたつた一つの例であるが、大戰當時貿易破壊船として極度に怖れられた小巡洋艦「エムデ」^Nと今日の米國の「ペンサコラ」とを比較すれば、次頁のやうな發達を示してゐる。

平田晋作氏はこの比較を評して言つてゐる。「將來戰に於ける大巡洋艦の暴威が、そゞろに偲ばれる

	排水量(噸)	速力(浬)	燃料(噸)	備砲	水雷射管	航空機	甲板裝甲
「エムデン」	三、五四	二五	石炭 八五〇	四・二吋 二〇	二	〇	二吋
「ペンサコラ」	一〇、〇〇〇	三・五	重油 三、〇〇〇	五吋高角 一〇	六	六	三吋

(備考) 平田晋策氏『海軍讀本』六五頁。

ではないか』(平田晋策氏『海軍讀本』六五頁)と。

陸軍 陸軍制限問題は、華盛頓會議に於いて協定が試みられたが、佛蘭西の反対で不成立に終つた。以來國際的な制限、縮少協定は行はれてゐない。海軍に比し技術的な困難もあるが、懸隔の甚だしい各國の特殊事情のため——結局『明日の戦争』の準備のため——協定など容易に出来ないのだ。ただ二、三の國々に於ては夫々部分的な縮少を行つてゐる。戦後の日、英、佛等に於ける現役兵員或ひは兵役年限の短縮の如きである(米、伊では兵員は戦前に比し増加)。主として財政上の困難によるものだ。然しこの縮少はやがて一方に於て國民の軍事教育、或ひは國家總動員計畫等となつて現はれ(これについては後に述べよう)他方に於いて所謂軍の機械化となつて擴張されてゐる。

軍の機械化、即ち來りつゝある戦闘方法に對應すべく、近代科學の粹を集めた新兵器の裝備に凡ゆる努力を傾けつゝあることは、今日列國共通の事實だ。これら新兵器の裝備とは凡そ次のやうなもの

である。(註)

- 一、火力裝備——輕重機關銃・各種歩兵砲、擲彈筒、大砲、特に各種重砲等の火力の最大能力を發揮するやうに裝置する。
- 二、機械化裝備——火力裝備が一應の限界に達した時、軍の機動性を増大せしめるために採られたのがこれである。戦車、裝甲自動車、自動車砲兵、瓦斯自動車等の如きを云ひ、機械化兵團なる特殊部隊が出来てゐる。
- 三、空軍の擴張及び防空——將來戦に於ける空軍の意義に就いては言を俟たない(後述)。
- 四、化學裝備——主に毒瓦斯の使用である。毒瓦斯はヘーグ條約にて禁止されたにも拘らず大戦中は使用され、華府會議でまたヘーグ條約を尊重することを協定したが、各國は目下盛んに研究に準備に多大の經費と努力を拂つてゐる。

(註) 陸軍大佐西垣新七氏『列國現在の軍勢』による。

かくして、人員にかなりの縮少を行つた國もあるが、質的の充實はより強化されてゐる。だから陸軍費(次頁第一表)の如きも見らるべき減少を示さず、國によつては漸次増大しつゝある有様だ。即ち日、英、米は近年若干減少してゐるが(日本に於ける三二年の激増は滿洲事變のため)佛、伊の増加傾向は注目すべきだ。

空軍 從來空軍の國際的制限、縮少協定の行はれて居ないことも周知の通りだ。華盛頓會議では航空機小委員會で、これが協定について審議されたが、軍用飛行機と非軍用飛行機との區別の基準なきと

商用及非軍用飛行機の軍用への使用を阻止する方法なきこと、或ひは商用飛行機に制限を加ふことは航空界の進歩から見ても好ましくならざること等の理由で、結局制限不可能といふ結論に終つた。倫敦會議では、巡洋艦の保有噸數二割五分以内の噸數には航空機着艦臺又は甲板の裝備を許すこととして(第十八條五項)、航空機の活動を明確に承認してさへゐる。

航空機が將來戰に於いて如何に決定的な重要性を有つかは、こゝに贅言を要すまい。それは單に戰場で活動するのみならず、國家の戰時全勢力(あらゆる物的的勢力)に決定的な影響を與ふるものだ。だから各國は財政困難にも拘らず、空軍擴張計畫を着々と實行し、その發展擴張に腐心努力してゐる。このことは各國の航空費の増加に見ても明白だ。参考のため航空省の獨立してゐる英、佛、伊における航空費をにかけて置かう。なほ空軍に關しては、列國における民間航空に對する種々の保護政策(云ふ迄もなく主目的は戰時における民間航空

(一) 列國陸軍費

年度	1925	1927	1929	1930	1931	1932
日本(千圓)	199,914	212,356	235,352	210,786	188,619	371,645
英吉利(千磅)	44,488	41,565	40,545	40,500	39,930	36,488
合衆國(千弗)	333,763	402,677	463,453	467,304	460,079	◎423,940
佛蘭西(千法)	3,446,304	5,074,879	5,745,917	6,278,542	6,401,015	5,218,699 (6,598,253)
伊太利(千利)	2,129,973	2,777,059	2,716,168	2,877,316	2,989,516	2,984,671

(備考) 海軍省「參考用圖表」による。×印追加豫算。◎印豫算。他は決算。佛蘭西に於ける1932年分は會計年度變更のため9ヶ月分である。括弧内はこれを一年に換算したるもの。

(二) 英・佛・伊・航空軍費

年度	1925	1927	1929	1930	1931	1932
英吉利(千磅)	15,508	15,550	16,270 × 760	17,850	18,100	17,400
佛蘭西(千法)	647,085	858,118	1,769,632	2,018,852	2,199,444	1,826,512 (2,435,319)
伊太利(千利)	448,616	700,000	700,000	718,000	752,890	754,200

(備考) 第一表に同じ

利用のためである)に關して注意を拂ふべきであるが、こゝには單にこのことを指摘するだけに止める。

以上極く限られた範圍で見たのだが、こゝに吾々は、一方における軍縮の一步前進は、同時に他方における軍擴の一步、否それ以上の前進となつて現はれてゐることを瞭りと見出す。而かもこれらが結果する所は、多額の財政支出の不生産的消費であり、戰爭の破壊性、殺戮性の増大である。平和への要求と軍備支出を削減して負擔を軽減し、若くは文化施設の増額を計ることが、例外なき各國々民の要望なるに拘らず、「戰爭」が利益を齎らすかの如き幻想が、各國の軍備擴張を抑へ難きものたらしめたのであつた。こゝに軍縮の一の限界がある。

二、列國軍事費の膨脹傾向

吾々が今迄に見た戰後の列國軍備の方向は、一方に於ける制限、縮少と、同時に他方における擴張、充實である。従つて前者による財政上の支出の減少或ひは不増も、當然後者による増加となつて現はれざるを得ない。ところで各國

の總軍事費（主として直接軍事費）はどんな推移を示してゐるか。次頁第三表（それは華盛頓會議後の傾向を示す）を見られたい。

こゝでは軍事費の検討に關する他の問題は暫く措き、その推移だけに就いて見よう。表で先づ氣のつくことは——各國の事情は夫々異なるも——大體に於いて華盛頓會議後一時減少した軍事費が、近年また漸次増加しつつあることだ。殊に日本（日本軍事費の推移については第十一輯第二部参照）、佛蘭西、伊太利に於ける増加傾向は注目される。その結果——歳出總額の増加にも拘らず——歳出總額中に占める割合も高くなつてゐる。ただ英吉利に於いて僅かに減少傾向が見られる。然しこれも恐慌後の貨幣價值騰貴を考慮するならば、軍事的施設が實質的に縮少されてゐるとは考へられない。従つて軍事費の傾向から見る限り、何れら國と雖も實質的には軍備の擴張を行つてゐることを示してゐる。これは數字からの結論であるが、前米大統領フーヴァーの如きも、かの世界軍備三分の一縮少案で、『國際間の軍備は一般的且つ相互的關係に於いて増加した』と云つてゐるのは注意すべきだ。戦後の世界思潮の大きな流れの一つに平和運動があつたが、同時に並行的に軍備擴張を伴つてゐる點は看過すべからざる事實だ。

(三) 列國歳出の推移

	總額	行政費	軍事費	國債費	同上割合(%)		
					行政費	軍事費	國債費
日本(百萬圓)	1922 1,466	689	647	130	47	44	9
	1923 1,376	722	484	170	53	35	12
	1928 1,709	933	488	290	55	28	17
	1929 1,681	915	483	282	54	29	17
	1930 1,609	864	474	271	54	29	17
	1931 1,477	808	455	213	55	31	14
	1932 1,944	1,025	659	260	53	34	13
佛蘭西(百萬法)	1922 24,690	7,817	4,225	12,646	32	17	51
	1923 23,402	6,799	4,595	12,008	29	20	51
	1928 42,445	11,856	8,482	22,107	28	20	52
	1929 45,266	12,634	10,001	22,731	28	22	50
	1930 50,398	16,991	11,020	22,387	34	22	44
	1931 50,641	18,790	11,400	20,451	37	23	40
	1932 41,098 (54,797)	15,277 (21,369)	9,456 (12,608)	16,364 (21,818)	37	23	40
英吉利(百萬鎊)	1921 46,955	27,966	3,474	15,516	60	7	33
	1928 9,671	8,483	706	485	88	7	5
	1929 10,079	8,948	663	466	89	7	5
	1930 12,079	10,476	622	981	87	5	8
	1931 10,713	9,206	600	908	86	6	8
	1932 8,219	6,601	674	943	80	8	12
伊太利(百萬里拉)	1922 910	437	138	335	48	15	37
	1923 817	345	122	350	42	15	43
	1924 760	277	115	369	36	15	49
	1929 742	274	113	355	37	15	48
	1930 787	317	110	360	40	14	46
	1931 804	339	110	355	42	14	44
	1932 848	457	104	286	54	12	34
北米合衆國(百萬美元)	1921 24,496	16,307	4,008	4,181	67	17	16
	1923 18,182	—	3,737	—	—	21	—
	1928 18,178	9,127	4,422	4,629	50	24	25
	1929 19,446	10,180	4,649	4,618	52	24	24
	1930 21,088	11,927	5,071	4,090	57	24	19
	1931 20,464	10,695	5,258	4,513	52	26	22
	1922 3,506	1,290	871	1,344	37	25	38
	1923 3,181	1,248	637	1,295	39	20	41
	1928 3,557	1,582	764	1,212	44	21	34
	1929 3,790	1,791	805	1,193	47	21	32
	1930 4,103	2,013	836	1,245	49	20	31
	1931 4,286	2,408	828	1,050	56	19	25

(備考) 内閣統計局「列國國勢要覽」による。一部分邦貨にしてあつたもの（一九二一年或は二二年）は外貨に換算し直す。佛蘭西における一九三二年度は會計年度變更により九ヶ月分、括弧内は一年分に計算したもの。

三、戦後における國家總動員計畫の發展

將來戦に於ける軍備は、單に平時軍備の戦時編成に止まらず、老成なる國家全體の戦時編成を必要とする。今日列強に進められつゝある所謂國家總動員計畫は、この戦時編成に備へんとするものだ。そしてそれは明かに今日における軍備の一部（潜在的軍備、軍事潛勢力等とも云はれてゐる）を構成してゐる。だから吾々の筆もこの點にまで進むべきであらう。

國家總動員計畫の意義と、それが過ぐる世界大戦中に於いて如何なる形態に於いて採られたかは、會つて吾々が見た通りだ。（第八輯第一部、國家總動員計畫に関する調査）戦後に於けるその計畫の發展は、世界大戦中の教訓に出發してゐるが、同時に他方それは、戦後の財政困難の故に最小限度に止めざるを得なかつた平時兵力を、戦時に如何にして效果的に補ふかといふ點に一つの重要な意義を有つてゐる。特にこの後者は軍備縮小問題と密接に關聯する所であり、時に平時兵力における制限（一般軍縮會議に於いて對象となつてゐるものは平時兵力である）を效果少なきものにさへするものだ。

かうした動員計畫は戦後何れの國に於ても熱心に研究準備されてゐるが、特に米國、佛蘭西における計畫は注目される可きであらう。

米國の國家總動員に關する法令は現在國防法があるばかりであるが、一九二四年米國産業動員法案が議會に提出されて以來、該法案は議會の問題となつてゐる。それは未だ協賛を見るまでになつてゐないが、然し動員計畫は着々と準備されてゐる。而かも先般參謀總長マックアーサー將軍が戦時方策委員會に述べたる所によれば、單に産業動員に止らず、人的、物的の凡てに關する動員計畫が如何にも自信を以つて進められつゝあるのである。同將軍の自信の程を聞いて見よう。（註一）

『戦時に對する準備並に戦時にとるべき政策に關して、吾々の爲す所總て、言ふ所を總てに於いて、瞬時も忘れてはならないことは、戦争遂行上の能率も望ましいことであるが、戦時目的の達成は絶對的なものであることである。』

『かゝる不時な場合（正規軍が全力を盡し、數箇の護國兵團から援助を受くる程度の緊急な場合）に對する吾國の諸計畫は非常に詳細に出來てゐて、隨時に起る如何なる要求にも應ずることが出来る。』
『我陸軍の現在の組織は大戦前のそれと全然似てゐない。今日では國民軍の骨組のみが存在し、國民全般の兵力を速に獲得するやうになつてゐる……又今日に於ては物質的方面に於てもアメリカの工業が戦争の要求に速に應じ得る計畫の下に、工業機構と軍部とは密接な關係を保持してゐる。』（傍點引用者）

即ち戦勝を絶對的のものたらしむるために、既に人的或ひは資源の凡ゆる動員計畫が出來てゐるといふのだ。同將軍はこの用意周到に出來てゐる動員計畫をこと細かく説明してゐるが、こゝには省略せざるをえない。たゞ將來戦のために如何に周到な動員計畫が進められつゝかを注意しておかう。

佛蘭西の國家總動員法案は一九二七年代議院を、一九二八年に元老院を通過、目下下院に廻付されてゐるが、やがて制定公布を見るに至るであらう。該法案の提案理由中には、佛蘭西が大戦中如何に苦難の道を経たか、而して將來戦に於て國家總動員なるものが如何に決定的意義を持つかが到る處に強調されてゐるが、その最後に次のやうに言つてゐる。(註二)

『全國民は直接間接に戦争又は國防に關係あるを以て、單なる戰團部隊編入を目的とする兵役義務に代るに「國防義務」を全國民に課し、其の活動の全範圍(經濟、社會、政治等)に及ぼした。體性、年齢、地位を如何の間はず齊しく各人に對してこの義務は課せられ、其の完全なる遂行を期するがため志願又は強制によつて各人を其の體性、年齢、體力、知力、技能等に應じて適當の位置に就かしむるのである。而してこの義務は單に個人のみならず、私的團體、公共團體にも亦及ぶものである。』

『尙「國防義務」は決して戦争によつて初めて生ずるものに非ずして、之に先行し之に續行する永久的のものである。』

『是に於てか總ての個人、私的團體、公務員たるものは單に「戦争に従事する」のみならず又「之に對する準備」をなす義務がある。』

こゝに人々は、戦時への準備が、極めて大膽率直に語られてゐるのを見出すであらう。該法案は六章四十五條に亙る長文のもので、人的、物的資源の利用、戦時に於ける主管機關の任務手續、及び地方機關、其他罰則などを詳細に規定して居る。

更に伊太利に於ても既に一九二六年國家總動員令が公布されて居る。

我が國の戦時動員に關する法律としては、戦時中に制定された軍需工動員法があるが(第八輯第一部参照)其後昭和二年、動員事業の統轄及諮詢機關として資源局及び資源審議會の設置を見た。爾來資源局が主となつて動員計畫を進めてゐる。

(註一)資源局『資源』第二卷第二號の譯文による。(註二)資源局『研究資料』第二輯の譯文による。

吾々は以上で、過去に於ける軍備縮少の意味、效果及びそれを打消す現象に就て述べた。かうした歴史に續いて、今また會てない大規模な軍縮會議が開かれてゐる。吾々は次にこの會議に移らう。

第三節 一般軍縮會議の意義と情勢

一、會議の意義と經過

國際聯盟主催の一般軍縮會議は、一九三二年二月二日——遙か極東の地に聞ゆる大砲の轟きと爆彈炸裂の音を伴奏として(リトヴィフ)——『平和の都』ジュネーヴで開かれた。以來討議を経つゝ目下進行中に屬してゐる。

この會議は、國際聯盟多年の計畫になるものであるが、その規模の大なるとその重要性に於いて、パリ平和會議以來の歴史的な國際會議である。參加國は聯盟加入國及び非加入國を合して五十八ヶ國（屬領を加へて六十四政府）の多數に上つてゐるが、就中新興獨逸並びにソ聯邦の參加（同時に其の軍縮態度）は種々の意味に於いて注目されるべきだらう。會議の目的は、陸軍、海軍、空軍の常備兵力（並びにそれに準ずる團體）に就いて、その人員、機材（艦船、各種兵器、航空機等）國防費等を制限、縮少（註）しようとするのである。現在の國際情勢から見て、言ふ迄もなく會議が結果する（或ひは結果しない）政治的經濟的意義は極めて重大である。

（註）會議における討議は軍縮準備委員會の手になる軍縮條約案（卷末附録參照）を基礎して進められてゐる。

會議の意義、重要性については會議の劈頭、議長ヘンダーソン氏の述べた開會の辭が、極めて適切にそれを表現してゐる。だから吾々の言葉を以つてするより、氏の言葉について聞かう。

「……本會議には十七億の人の代表者が參列して居り、一九一八年世界大戰の終焉以來最も重要な國際會議である。吾人は本會議に於て世界の國民が再び陥らんとしてゐる循環的誤謬を打破せねばならぬ。不安の念は軍備擴張を招來し軍備擴張は更に不安の念を増大するものである。故にこの循環的誤謬を打破せざる以上其の進行は必然的に擴大して軍備の負擔過重に悩む各國民は、遂に相互的猜疑から脱

するを得ず、公然衝突を惹起するに至るであらう。」

「……世界各國が現在其の最後の解決に苦慮してゐる重大なる經濟的財政的危機に際會し、今更軍縮問題の喫緊なる所以を囀々する必要があるであらうか。軍備及び過去の戰爭の爲め蒙つた財政的負擔こそ、實に世界的危機の重要な原因の一つである。」

「……余は吾人の努力が失敗する可能性すら考へることを拒否するものである。何となれば若し吾人にして失敗せんか、忌むべき結果が其後に起ることは豫言出來ぬ迄も、世界が再び無益にして危険なる軍備競争、軍備擴張の危険に陥ることは火を賭るよりも明かである。之は決して誇張の言でなく、本會議が失敗した場合起る吾人の直面せねばならぬ唯一の嚴肅な事實である。」（以上圈點筆者）

即ち會議はいま恐慌第五年を迎へた『重大なる經濟的財政的危機』のさ中に開かれてゐる。而して恐慌の克服、延いては多年の世界的懸案たる賠償・戰債問題が會議の大きな任務となつてゐる。而かも前途に大きな危機を孕む現在の國際政治情勢を見る時、會議は更に大きな重要性を有つてゐる。

然しかうして重要性にも拘らず、今日までの會議の進行は甚だ思はしくない。何故であるかは次に見るとして、こゝに經過の簡單なる素描をしておかう。

◇各國の軍縮方針——一九三二年二月開會後先づ行はれたものは參加國の軍縮に對する根本方針とも言ふべき

演説乃至提案である。五十四ヶ國の主張は一致點少なく雜然たるものであつたが、そのうち佛蘭西の聯盟中心主義に立つ國際軍設置案、軍備平等權乃至軍備撤廢を基調とする獨逸、ソ聯邦等の徹底的軍縮（乃至撤廢案）、日、英、米等の軍縮を漸進的に行はうといふ所謂漸進主義等は、大きな主流をなすものであつた。

◇景的問題より質的問題へ——復活祭で三週間休會して、四月再會後は米國の提案により量的問題より質的軍縮（攻撃性、國防破壊性、民衆脅威性の武器を禁止或ひは制限せんといふ）の問題に入る。その後專門委員會で審議されたが、各國の意見全く區々で、纏つた結論を得ず。

◇三ヶの決議案採擇——此の間今後軍縮問題の討議に當り必要なる、軍縮會議の指導原則とも言ふべき三ヶの決議案——『軍縮の原則』『漸進的軍縮の原則』とも言ふ、要旨——軍縮は一舉には出來ないから漸進的に行ふ』『軍縮の基準』（要旨——軍縮は自國の安全及び國際義務を遂行しうべき最低限度まで縮少する）『質的軍縮の原則』（要旨——所有若くは使用を禁止するか、或ひは國際化すべき一定武器を撰擇する）——を採擇した。

◇フーヴァー三分の一軍縮案——五、六月に亘つて獨逸（バーベン内閣成立）佛蘭西（總理及及びエリオ内閣成立）の政變、並びにローザンヌ會議等のため注意を轉ぜられ、會議の影愈々薄くなるの感があつたが、フーヴァーの三分の一軍縮案が提出されて會議やゝ蘇る。

◇軍縮本會議の決議——次いで七月二十三日暑休前最後の本會議で、一の軍縮決議案が採擇され、次いで休會に入る。この決議案に於ける半歳に亘る成果は、空中攻撃、毒瓦斯、バクテリア類の禁止、戦車の最大單一噸數の制限、陸軍砲口径の制限、一九二二年九月決議された軍縮休日案の更に四ヶ月延長等に過ぎなく、而かも之れは單に一般原則を認めたもので、無成果と評せられてゐる空疎な決議案に止つてゐる。

◇獨逸の會議脱退、復歸と各國の提案——休會開けは九月中旬國防委員會に初まつたが、獨逸は軍備平等權に

關聯して會議の脱退を聲明、列國はこれが引止め策に奔走等のため會議一向進まず。十二月十日漸く獨逸の軍備平等權を認めた五國（英、米、佛、獨、伊）協定成り、獨逸は會議に復歸した。此の間十一月十四日に佛蘭西軍縮案、十一月十七日に英國軍縮案、十二月七日に日本軍縮案が會議に提出さる。十二月二十一日より休會。◇佛案、英案の討議——本年は二月二日に本會議再會、佛案討議に上る。三月十六日英國再度の新軍縮案を提出、同案は四月二十四日より討議に上り目下討議中。

大體以上の如くであるが、具體的な成果はまだ殆んどえられてゐない。而かも會議は遅々として進まず、前途を危まれること再三でないといふ状態だ。

二、各國の軍縮提案の概要

吾々は本稿の冒頭で、この會議の前途は頗る多難であると述べた。果して如何なる情勢を辿るか今日の大きな關心事となつてゐる。然し會議半ばにして前途の明確なる豫斷は許されない。だが主要諸國の軍備縮少に對する態度を吟味することは、或程度此の問題に答へることとなるであらう。で、以下既に會議に提出されて居る提案を中心に、各國の主張し、要求する所を概観して見よう。

(A) 米 國

前米大統領フーヴァーの提案になる三分の一軍備縮少案の要點は凡そ次のやうなものである。

- 一、陸軍——(a)一切の戦車、化學兵器及び大移動式重砲の廢止、(b)所謂警察部分を越ゆる陸軍兵力の三分の一減。
- 二、空軍——爆撃機を全廢し、同時に空中よりのあらゆる爆撃を禁止する。
- 三、海軍——(a)主力艦の條約協定隻數及び噸數の三分の一減、航空母艦、巡洋艦、驅逐艦の條約協定噸數の四分の一減、及び潜水艦の條約協定噸數の三分の一減。(b)五大海軍國は以上の比率を定むるにあたり、主力艦、航空母艦に就いては華盛頓條約を基礎とし、巡洋艦、驅逐艦、潜水艦に就いては倫敦條約(佛、伊は一九三一年三月の協定に基き倫敦條約に加入したものと見る)を基礎とする。

これらの要點に見る如く、大體に於いて量的縮少に重點をおく所の(陸、空軍では質的軍縮も提案されてゐるが、海軍では潜水艦の單艦基準噸數の縮少しか企圖されてゐない)三分の一天引主義であるが、こゝに米國の國際的進出の意圖が如實に反映されてゐる。元來米國はその地理的關係上、陸軍及び陸上空軍に對してはそう多くの關心を有つてゐない。自國としても陸軍は南北大陸を制するに足りるだけあれば、一應先づ事足りる。然し乍ら他國をしてこれを縮減せしめるとは、米國の海外に對する政治上經濟上——戰債問題、を有利に導き、或ひは多くの海外投資を安全な地位に置く等——から云つて極めて必要なことだ。だから自國にあまり影響のない陸軍問題に先づ關心を集めてゐるのである。特にこの三分の一軍縮案が戰債問題を有利に解決するための提案なることは注意すべきだ。他方海軍問

題に關しては、華盛頓會議及倫敦會議で世界的覇權を確立してゐる米國にとつては、これを基礎として延長せしめることは極めて有利な方法だ。殊に三分の一或ひは四分の一といふ如き同一率を以つて縮少することは、用兵上から云つて、大軍備を有する國の(従つて米國の)軍事的勢力を相對的にヨリ優越ならしめる。この案に對しては徹底的軍縮の態度をとる獨逸、ソ聯邦、伊太利等は贊成的態度を採つた。然し實現は容易ならざるべく、英、佛等は保留的態度を持し、日本は斷然たる反對的態度を明示した。而かも提案は當時問題になつただけで、今日まで放置されたまゝになつてゐる。

(B) 佛 蘭 西

佛蘭西の軍縮案は、多岐複雑に互つてゐるが、根本的な主張はその傳統的政策たる自國の安全保障と、國際聯盟主義を基調とする國際軍の創設である。主要點は、

- 一、歐洲における特別組織——(a)世界全體に通ずる解決策の實現は困難なるを以て、先づ歐洲に關する限りの政治的軍事的特別組織を創設する。(b)攻撃又は侵略せられたる國は聯盟理事會に援助を請求する。(c)援助の供與は、攻撃又は侵入の事實確認により聯盟理事會が決定する。
- 二、陸軍——(a)陸軍は右の歐洲組織に基づいて規定される。(b)先づ歐洲大陸諸國の本國々境に置く陸軍兵力は不意の攻勢をとりえない様な一般の單一形式(短期服役且つ制限せる人員を以つてする國防軍の形式)をとる。(c)大威力移動兵器、特に永久築城の攻撃に用ひられるもの(大威力砲及大威力戦車)は禁止する。

(d) 歐洲組織の規定による共同動作の目的のために組織された特別部隊を國際聯盟に常備する。
 二、海軍——(a) 歐洲組織により影響されず一般條約による(但し地中海協定の如きものが出来ればより有效なりと云ふ)。(b) 質的軍縮は最攻撃的なりと認められたる特種艦艇に行ひ、量的軍縮は、十萬噸以下のものに對しは特別方式を用ひ、其他のものに對しては一九三一年の現狀報告に示されたる總噸數を基礎とする(この點伊太利に對する優越を保持せんためと言はる)。(c) なほ海軍力を有する各締約國は、被侵略國を支持するため國際聯盟の要求により緊急援助を行ふ。

三、空軍——(a) 歐洲組織によつて影響されず一般條約による(但し地方的組織を見るに至らばより有效なりといふ)。(b) 空爆を禁止し爆撃機を廢止する。(c) なほ空軍につき、歐洲に關しては特別協定(特別協定では、歐洲に於いて「空中輸送歐洲聯盟」の如きを創設し、歐洲に於ける空中輸送の管理及監督を國際聯盟に委任し、民間航空の軍用轉化防止を保障する)により補足する。(d) また歐洲に於ては必要な場合、直ちに干渉しうべき特別空軍兵力を國際聯盟に供與する。(e) 更に右の觀念を進め、聯盟により組織せられたる常設國際航空軍を創設する等。

佛蘭西が、自國の安全保障なければ、軍備縮少は不可能であると多年主張し來たつたことは周知の通りだ。これは主として獨逸の勃興に備へんがためであるが、今日に於てはこの必要が益々強くなりつゝある。そこで佛蘭西は國際聯盟をより強化せしめ、それによつて歐洲の平和、自國の安全を維持しようと思ふのだ。國境軍備の制限の如きは言ふ迄もなく自國國境の現狀維持を目的としたものである。何れにせよ佛蘭西の歐洲に於ける制覇確立が主要目的だ。だが國際軍の設置の如き殆んど不可能と

されてゐるし、第一に侵略國決定の如き極めて至難なことだ。此佛案が討議に上るや、英、獨、伊、ソ聯邦等の痛撃に遭ひ、英代表の如きは「安全保障に對し現存以上の義務を新たに負擔する意なし」と述べた。

(c) 英國

英國は昨年(一九三二年)七月ポールドウィン氏が下院で英國の軍縮案について聲明したが、該案は軍縮會議には正式に提出されなかつた。超えて十一月十七日、獨逸の軍備平等權を認めた軍縮案を提出したが、更に本年一月十六日、會議停滯の難局打開のため、再度新軍縮案を提出した。こゝにはこの最後のものに就いて見よう。

- 一、不戰條約に違反する國がある場合、不戰條約締約國は締約國會議を開き處置を講ずる。
- 二、陸軍——(a) 陸軍兵力の縮少は歐洲諸國に限り、獨逸二十萬、佛蘭西四十萬(内二十萬は國內に駐在)伊太利國內兵力二十萬、植民地兵力五萬、波蘭二十萬(國內及び植民地兵を包含す)ロシアは五十萬(國內及び植民地兵を包含する)。(b) 戦車の大きさを十六噸に制限する。(c) 海岸防備砲の口径は四〇五ミリに制限する。
- 三、海軍——(a) 華盛頓及倫敦兩條約當事國の軍備は、依然該條約に由來する制限をうける。(b) 一九三六年末迄主力艦の起工若しくは取得を中止する(但し伊太利には一の除外例あり)。また一九三六年末迄は倫敦條約により許容されて居る場合を除き、一五五ミリを越ゆる備砲の巡洋艦の建造或ひは取得を中止する。(c) 獨逸はベルサイユ條約規定による海軍軍備制限の條項より解放せられる。但し同國現在の海軍力は事實上一九三六年の終りまで現在程度に於いて決定せられて居るものとする。

四、空軍——(a)空襲を禁止し、且つ日、英、米、佛、伊、露各國の軍用飛行機數を五百臺に制限する。(b)陸海軍飛行機は無搭載のままにて三噸を超えることを禁止する。但し軍備輸送用の航空機はこの限りにあらず。

英國の提案は可なり具體的になつてゐる。陸軍及び空軍に就いては夫々各國の保有すべき數字を明示してゐる點などさうだ。(但し自國の陸軍兵力に就いてはふれてゐないのはどうした理由か?)更に佛蘭西の安全保障の要求を或程度まで認め、同時に獨逸の軍備平等權をも容れて、共に妥協的態度を示してゐる。軍縮の達成によつて歐洲大陸の平和を維持し、自國の國內情勢の打開を計らんとする意圖の現れだ。然し英國が最も關心を有つ海軍に就いては、華盛頓及び倫敦條約に基礎を置いてゐる。處で之が意味する所であるが、それは現狀維持に満足せんとはいふよりは(倫敦條約に於て小艦多數主義を米國の大艦主義に讓歩した英國は明かに不滿を有つてゐる)、將來に於て自國多年の主張である小艦多數主義を實現せんとする意圖だとも云はれてゐる。こゝに消極的に守らんとする老帝國の苦悶がある。

一般に英國案には比較的妥協的態度が見られるが、然し乍ら問題は、該案に對する各國の態度如何といふことだ。獨逸の勃興を恐怖する佛蘭西の反對は明かだ。獨逸は既に重大なる修正案を提出して會議の前途に暗影を投じさへしてゐる。日本も全面的に反對である(後述)。

(D) 獨逸

獨逸はその軍縮提案覺書で次の様に言つてゐる。

『獨逸はヴェルサイユ條約の結果武裝を解除されるに至つた。獨逸の軍備撤廢は他の一切の聯盟國の軍備撤廢への方向を示すものとは思ふされぬ。獨逸政府はこの點に關し聯盟國一切の平等を要求するものである。獨逸の軍縮提案は、軍備の縮少には一切の諸國に平等に適用しうべき唯一の軍縮體系が存在しうるのみとの原則を基調とする……』

雖伏十餘年、片務的軍備縮少に重壓されてゐた獨逸の當然の要求であらう。獨逸は先づ徹底的な質的縮少を主張する。その主要點は次の如くである。

- 一、陸軍——(a)義勇兵制度を採用する。(b)將校數を制限する。(c)各種軍事團體の制限並びにその軍事的使用を禁止する。(d)陸軍砲制限、(e)要塞に對する制限等。
- 二、海軍——主力艦を六千噸以上一萬噸六吋砲、巡洋艦を八百噸以上六吋砲、驅逐艦を八百噸以下四吋砲に制限し、航空母艦、潜水艦を全廢する。
- 三、空軍——(a)空軍の全廢、(b)民間航空の軍事的訓練、軍事的裝備を禁止する。
- 四、化學戰——化學戰に對する一切の準備を禁止する。

勿論、この獨逸の提案に他の列強が應ずるなどは今の所夢である。従つて獨逸は、當然他國との軍備の平等を要求する。この要求が容れられなければ會議を脱退するに何の躊躇もない。既に一度は脱退

した。其後も脱退の危機は再三だ。若し獨逸が脱退してしまへば、佛蘭西或ひは波蘭の軍縮は行ひえざるべく、波紋は全歐洲延いては全參加國に及ぶ。今後妥協の餘地が何處迄見出されるかが問題だ。

(E) ソヴェート聯邦

『軍備の撤廢こそ實に戦争及びその慘憺たる結果を防止する唯一の有效なる法方である』——これがソ聯邦の軍縮會議に對する根本方針だ。然し四圍事情上、撤廢案に代へ次のやうな提案を行つた。

- 一、陸軍——タンク、長距離砲を全廢する。
- 二、海軍——一萬噸以上備砲十二吋以上の軍艦及航空母艦を全廢する。
- 三、空軍——軍用航空船、重爆撃機、空中爆撃用の爆彈を全廢する。
- 四、其他——化學的及バクテリア並に放火薬による戦争の手段を全廢する。

言ふ迄もなくソ聯邦は、この一般軍縮會議に参加する多數國のうち、國家體制を異にする唯一の國だ。人はソ聯邦の軍備撤廢或ひは徹底的縮少案に對して、ソ聯邦自ら軍備を擴張して居ながら、甚だしき矛盾だといふ。然しこのとは資本主義列強に於ても正しく妥當してゐる所であり現在の情勢の下に於て何ら不思議でない。そのとは既に吾々が見た通りだ。兎に角、かくの如く軍備の徹底的縮少が行はれるならば、軍事費の重壓に苦しむ民衆はその負擔を軽減され、平和はより維持されて行くであらう。

(F) 日 本

最後に『最も公正合理的にして且つ實際的なる解決方法』として提出された我國の提案を見よう。我が國の提案は海軍に關するもののみであり、陸軍、空軍に就いては何等ふれてゐない。

海軍に就いては先づ各艦種の保有總噸數、艦型（各艦基準排水量）及び備砲に關する制限縮少を提案してゐる（具體的な數字に就いては後に米國との比較の場合に見よう）。然し中には（潜水艦の如き）各國の保有量を従来より却つて増加せしめんとしてゐるものもある。だが更に問題は、かうした點よりも、我が國が要求する保有量の比率である。吾が國が華盛頓及び倫敦條約に如何に不満を有つてゐるかは既に幾度も見た所であるが、今回は、従來の比率を修正して、新たな比率を求めんとしてゐる。英米に對して、條約による海軍力では甘んじ得ないといふのだ。意圖はこゝで一々言ふ迄もないだらう。更に航空母艦は攻撃性、國防破壊性、脅威性を有するものとして全廢を主張してゐるが、他方潜水艦は防禦的武器であるとかといつて、前述の如くその保有量の増大を要求してゐる。これが果して『公正合理的』かどうか。海軍少佐石丸藤太氏はこれを評して曰ふ。『これ明かに羊頭狗肉式であり、識者の嘲笑を買ふに過ぎない。日本の航空母艦全廢の主張に對して、米國は、然らば日本は潜水艦を全廢するかと反問したら、日本は如何に答へんとするか。』（註一）と。なほ日本は、一般協定のみでは不十分だから、各國の地理的地位及び特殊事情を考慮に入れて『一般協定』の外に『特別協定』

(太平洋組、大西洋組、歐洲組、南米組に區分す) を設けんことを提議してゐる。

(註一) 東洋經濟新報、昭和八・一・二二、石丸藤太氏論文『滿洲事變より日米軍備競争へ』

三、提案に於ける日・英・米の関係

以上は各國の提案概要であるが、更に我が國の軍縮提案乃至態度が、利害關係の深い英、米の提案と如何なる關係にあるかを簡単に示しておかう。我國にとつて特に重要な問題だから。

(A) 相容れない日、米海軍案

最も問題になるのは、我が國の對米海軍力の比率である。これについて具體的數字の揃つてゐるのは日本案、米國案だけであり、英國案は不揃ひだから、こゝには、日、米の提案數字について比較して見る。

即ち次頁表示の如くであるが、こゝには、日米互に相容れない主張が交錯して居り、このまゝで行けば衝突は不可避だ。衝突點は大體次の四點である(石丸藤太氏前掲論文による)。

一、米國案は華盛頓及倫敦條約による對米比率中、主力艦と甲級巡洋艦は殊更低下したが、日本案は反對に之を上げた。

日米の軍縮提案比較表

艦種	華盛頓及倫敦條約によるもの		日本提案		米國提案		同上比率	
	英	日	英	日	英	日	日・英	日・米
主力艦	315,000	272,000	200,000	250,000	210,000	280,000	6.2	5.8
航空母艦	81,000	135,000	全廢	60,000	60,000	60,000	6.0	6.0
甲級巡洋艦	108,000	146,000	80,000	90,000	101,500	100,000	6.0	6.0
乙級巡洋艦	100,000	145,000	96,000	110,000	115,000	100,000	8.3	5.8
驅逐艦	150,000	143,000	150,000	150,000	150,000	150,000	1.0	1.0
潛水艦	53,000	53,000	75,000	75,000	35,000	35,000	1.4	1.4

備考 一、主力艦、甲級巡洋艦の實際保有量は、改装、或ひは現在の噸數から見ても括弧内の如くになり、従つて實際の比率は表示の如くなる。

二、日本案は各艦の艦型備砲を、主力艦—二萬五千噸十四吋砲、甲級巡洋艦—八千噸八吋砲、乙級巡洋艦—六千噸六・一吋砲、驅逐艦—千五百噸五・一吋砲、潛水艦—千八百噸五・一吋砲とす。
三、日本案は航空母艦全廢と共に艦船に飛行機着艦用臺又は甲板を裝備することを禁ず。

第三節 一般軍縮會議の意義と情勢

- 二、米國が對日作戰上に重視する航空母艦は日本はその全廢を主張した。同様に米國が重視する艦船に飛行機着艦用の臺又は甲板を裝備することも日本は之を禁止した。
- 三、日本が對米作戰上に重視する潜水艦は、日本案はその保有量を、倫敦條約の五萬二千七百噸から七萬五千噸に増したが、反對に米國は三萬五千噸に低下を主張した。
- 四、米國が太平洋の渡洋作戰上重視する三萬五千噸十六吋砲の主力艦、一萬噸八吋砲の甲級巡洋艦は、日案では何れもその艦型の縮少及び主力艦の備砲口径の縮少を主張した。

かくして、日本案は華盛頓及倫敦條約による對米比率を更に高めんことを企圖してゐるに對し、米國案は正反對に、これを低下せしめんとしてゐるのである。而かも日本は、倫敦條約は「一九三六年迄の暫定的のもので、それ以降にわたりてまで該條約によつて拘束せられることは、帝國國防上斷じて許すべからざることである」(東朝七・六・三〇)との意向さへ有つてゐる。この兩提案が、今後如何に妥協するか、或ひはし得ないかは、人々の大きな關心事たるであらう。

(B) 日本は英國に全面的に反對

次に日本は、英國の提案(三月十六日の新提案一一三頁参照)に對して如何なる態度を採つてゐるかを見るに、これまた問題の重點には全面的に反對的態度を表明してゐる。主要點は次の如くだ。(東日八・三・二一及び八・四・二五による)

- 一、安全保障 第一條より第五條に互るものであるが、これは國際聯盟規約に抵觸し、内容極めて不合理なるが故に、日本としては現下の情勢に鑑み必要を認めず。
- 二、陸軍人員制限 歐洲諸國にのみ適用する具體的數字を記載せるも、東洋諸國のものはなく、従つて積極的意見を述べる必要はない。
- 三、海軍軍備 海軍軍縮に關しては依然華盛頓及び倫敦條約に由來する制限を受くるとあるも、我國は一九三六年迄の條件付で賛成し居るものなれば、それ以後に及ぶ場合は、當然反對すべく、かへつて兩條約の更改を要求する。
- 四、空軍軍備 空中爆撃を禁止するも、日本としてはその先決條件とも言ふべき航空母艦の全廢、陸海軍の兵力量が決定せざる限り、空中爆撃の使用禁止等の制限及び數量の制限に對しては賛成を保留する。航空機の自重に對しても、わが國の如き海岸線長き國土に於ては、除外例として大型の使用を要求する。

英國が行詰つた局面打開の切り札として出した提案に、我が國はこの全面的反對だ。其他にも相當反對國があり、提案當時の批評に「いづれにしてもイギリス案が全般的討議後細目的審議に付される際には多大の修正を加へられ、ほとんど原形を止めざるに至る恐れあり」(東日八・三・二六)と前途を憂ひられてゐたが、この批評が當らなければ幸ひだ。

四、結 語

さて、吾々は以上で大體、主要諸國が開催中の軍縮會議で、如何なる程度に軍備の縮少を意圖し、

又如何なる軍備を要求してゐるかを見た。同時に其處に見出したものは、各國間の協調妥協といふよりは、寧ろ多くの對立相剋である。開會後一年餘の今日、殆んど無成果の状態にあるのも敢て不思議ではない。然しまた今日の國際政治情勢の下では當然の過程でもあらう。

ある人々は既に前途を絶望しさへしてゐる。然しかうした重大なる協定が一朝にして成立するものでもなく、協調妥協の種々の手段は今後の問題であらう。だがそれにしても、會議の経過に見れば多くを期待するとも困難だ。最近の情報は時に前途の好轉を傳へてゐるが、然しこれらの情報は日々左し右し、若干の希望と多くの不安との間を彷徨してゐる。而かも各國は夫々種々の口實に籍して軍備の充實に努めてゐるといふ今日の情勢だ。幸に協定が成立する場合を考へても、多數國の妥協の上になる協定が、形式的なものに終りはしないかと考へられる可能性は多分にある。よし最上の場合を豫想しても、それが齎らす意義、効果は過去の經驗の教ふるが如くであらう。

かくの如く『明日の戦争』を豫想せねばない現在の情勢の下に於いては、軍縮の前途に積極的な効果を期待することは六ヶ敷しい。だが然し吾々はもう一度言つておかう——人々は軍備擴張が齎らす結果と、戦争による限りなき慘禍を十二分に知るべきであると。そして民衆は軍事費の負擔軽減と、平和とを心から希望してゐるのだと。

第三部 各經濟部面の分析と見透

第一節 日本經濟の一般情勢

一、多事なりし三個月

一九三三年第一四半期(昭和八年一—三月)は、多事なりし近年に於ても、亦特に多事を極めた三個月であつた。即ち其一月元旦には、昨年五月我軍の上海撤收以來少康状態にあつた日支軍事關係が俄然山海關に於て惡化して、衝突を開始した。他方滿洲事件に對する國際聯盟の空氣も、昨年來の松岡代表等の努力に拘らず、今年に入りて急惡化し、遂に二月二十四日の總會は我國(反對投票及シヤム(棄權)を除く出席四十二國の一致を以て、規約第十五條第四項に依る勸告書を可決した。而して一時は或は騎虎の勢、規約第十六條に依る制裁規定(所謂經濟封鎖)をさへ我國に加ふるに至るのではないかと云ふ憂慮に世界を動搖させた。然るに我在滿關東軍は、聯盟の此總會の開かれた翌二十五日武藤軍司令官の聲明を發すると共に、却つて熱河討伐に着手した。而して三月四日には早くも熱河省都

承德を陥れ、同日には完全に長城線を略取し、遂に張學良氏をして下野外遊を聲明するより外なきに至らしめた。此間我政府は、二月二十四日の總會前に於て最後の決心を固めた國際聯盟脱退に就て諸般の國內的手續を運び、三月二十七日其通告を正式に聯盟に提出すると共に、之を一般に公表した。斯くて我經濟界は、第一四半期中絶えず外交悪化の不安に脅されたのである。

然るに我國に取りては寧ろ幸にも、三月の初め以來、世界は最早多くの注意を滿洲及聯盟の問題に向つて拂ふ餘裕を見出し得ない状態に陥つた。と云ふのは、滿洲及聯盟の問題よりも一層直接深刻に世界の、殊に歐米の諸國を脅す大事件が二月の半ばから突如として起つたからである。大事件とは他ではない。米國の大金融恐慌と、之に引續ける米國の金本位停止とである。否、嘗に歐米諸國ばかりでない。我國自身にも三月三日、三陸地方に大地震と大津浪とが起り、廣範な區域に至つて、慘害を齎したが、之も亦たま／＼同時に起つた米國の金融恐慌問題の重大性の爲に打消されて、多く世人の注意を呼ばずにしまつたと云ふ状態であつた。滿洲問題が世界の注意から脱した事は善いが、併し米國の問題は我國をも亦新たな不安に陥れた。斯くて我々がこゝに執筆せる五月の初めに於ては、世界の諸國民の視聽も、我國の視聽も、六月十二日より開催せらるべき世界經濟會議と其ワシントンに於ける準備商議の進行とに殆ど全く集中せられた有様であつた。

二、インフレーションの進行

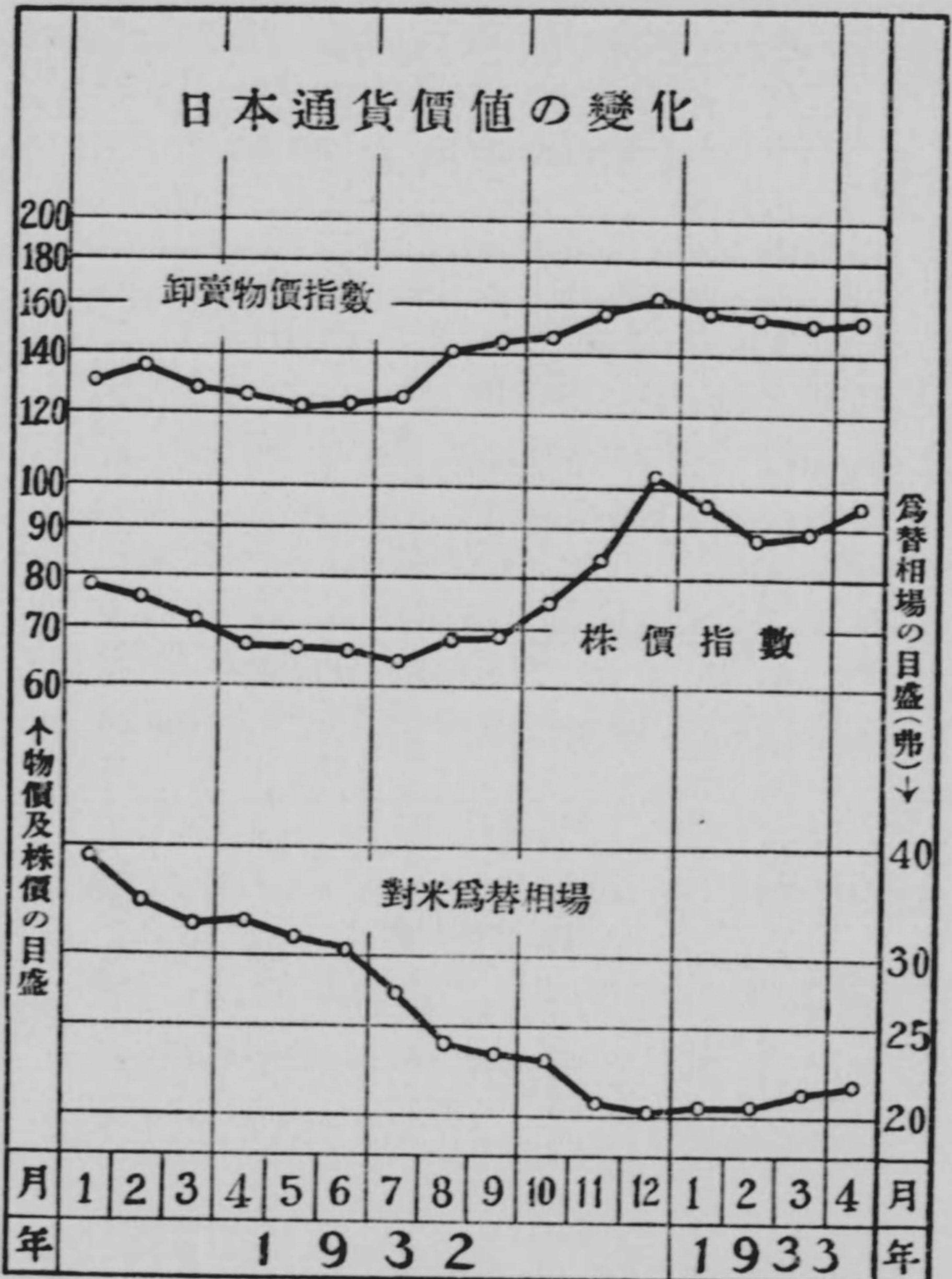
以上の如く本年第一四半期は大事件が續發し、従つて經濟界も絶えず不安に脅され、人心は動搖した。併しそれにも拘らず、他方我國内のインフレーションは、前年に引續いて進行した。インフレーションの主なる源泉は、云ふまでもなく政府の發行公債が日本銀行に依つて引受けらるゝ所から發するのだが、其公債の本年第一四半期に於ける純發行高（一——三月中に發行せられた新規公債額から、大藏省證券の償還を差引ける額）は約二億六千萬圓に上つた。而して其日本銀行の純引受高（日銀の全引受高から、所謂オープン・マーケット、オペレーションに依り更に市中に賣却せる分を差引ける額）は一億一千八百餘萬圓を算した。即ちそれだけのインフレーションが財政の上から此一——三月中に行はれたのである。無論斯様にして日銀から出された通貨の或部分は、政府又は民間の預金として其儘日銀に止まり、或部分は又過去に於ける民間銀行の日銀からの借金の返済に當てられた。併し何れにしても、此結果は金融を緩慢ならしめ、金利の低下を促した。そして所謂インフレ景氣の進行を刺戟した。

斯様にして本年第一四半期の我經濟は、一面に於ては滿洲事件、聯盟問題、及米國の金融恐慌等の

諸事件で、屢々不安に戦慄させられながら、他面に於ては又斷えず國內インフレで鼓舞せられると云ふ錯綜せる経過を辿つた。併し大體から云ふと、不安材料の方は、一時恐怖せられたほどの悪結末にはいつも幸に陥らなかつた。のみならず最後に起つた米國の金融恐慌の如きは、我々が、東洋經濟新報に於て早く豫言した如く、却つて世界經濟會議の成功を期待せしむる契機をさへも作つた。爲めに本年第一四半期の我經濟の大勢は、より多く國內インフレの力に支配せられ、前輯の此場所にも述べた如く、世界一般の益々荒れ狂へる恐慌の渦中に於て、引續き景氣の『孤立的上昇』を示した。

三、貨幣價值低落の中斷

一九三三年第一四半期の日本經濟は、前述の如く、大勢として引續き景氣の上昇を示したと認められるが、併し茲に一つ注意せらるゝは、昨年第二乃至第三四半期(此兩期に於ても我經濟は景氣の孤立の上昇を示した)の狀況とは、著しく異つた特徴があると云ふことである。それは他ではない。昨年第二及第三四半期の我經濟の景氣上昇は、主として價格部面、即ち物價、株價等の騰貴に之が現れたが本年第一四半期に於ては、却つて價格部面には下落の傾向が示されたと云ふことである。云ひ換へれば本年第一四半期に於ては、我貨幣價值の下落が中斷せられた。



(備考) 物價は大正2年1月=100株價は大正2年平均=100

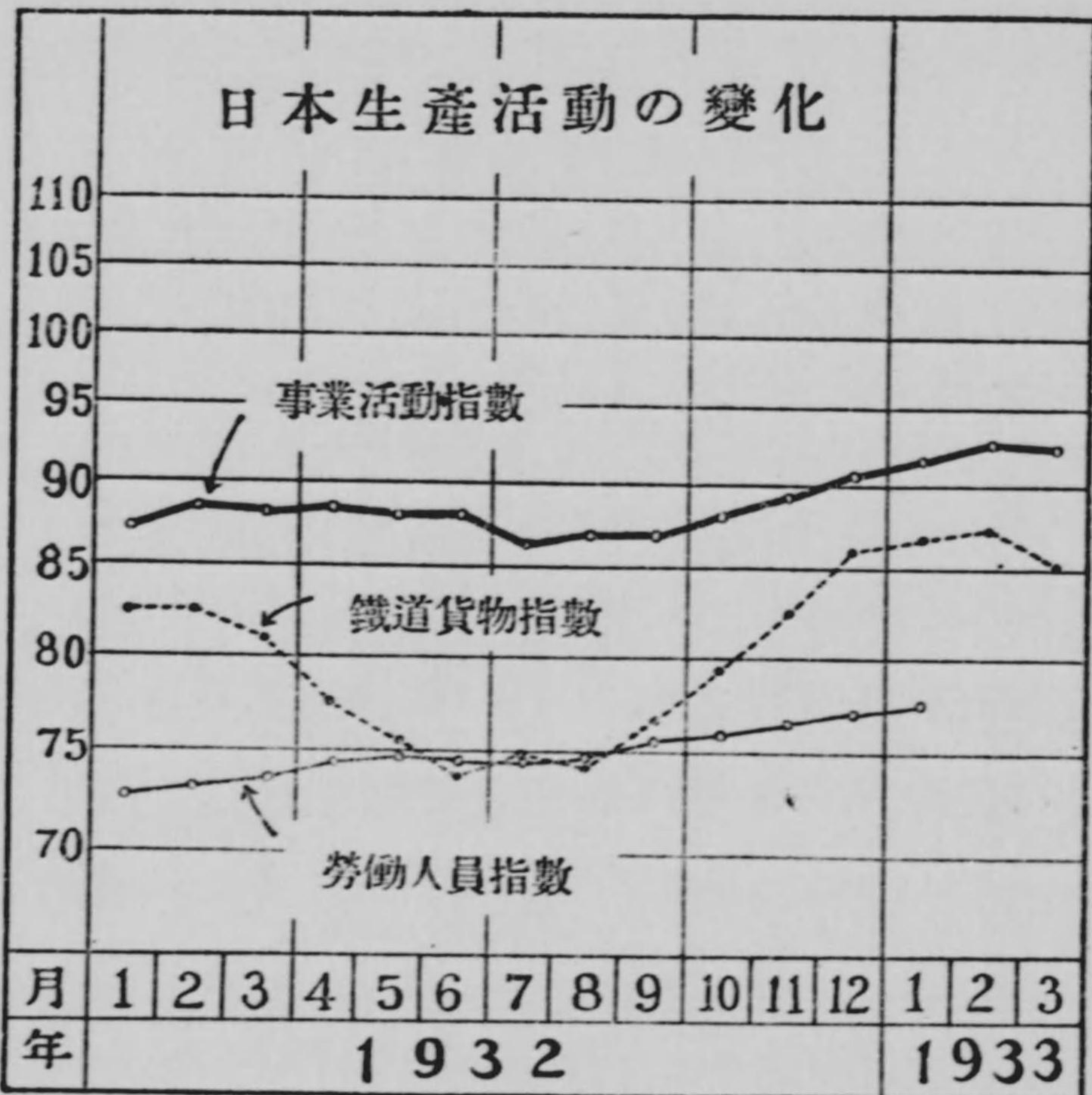
即ち之を次掲の圖表及卷末の夫々統計表に依つて見るに、先づ物價(東洋經濟新報調査東京卸賣物價指數一九一三年一月二〇〇)は昨年五月の二二一・八から九月には一四四・〇に更に十二月には一六〇・七まで騰貴した。然るに本年一月にはそれが一五八・四に下り、引續き二、三、四月と低落して、四月末は一五一・八を示した。昨年十、十一月の中間の位地に

戻つたのである。

次に株價(東洋經濟新報調査、東京市場株式實物氣配相場指數、一九一三年=100)を検するに
 昨年七月の六三・八を低落の底として、九月には六九・四に、而して十二月には一〇〇・三と蕩騰した。
 然るに本年に入るや、一月には先づ九四・七、續いて二月には八七・三と下り、而して三月、四月とは
 戻したが尙ほ昨年十二月の位地には及んでゐない。

然らば國內に於ける我貨幣價值低下の此中斷は、對外的には如何に現れてゐるか云ふに、之は前
 圖中の對米爲替相場(東京市場相場毎月平均)に見る如くである。昨年は一月の三十九弗から、毎月殆
 ど一直線に下つて、十二月には二十弗二九七までに落ちた。併し本年は一月が二十弗七三四、二月が
 二十弗七六九、三月が二十一弗一三四、四月が二十一弗八五二で、昔に昨年以來の下落が阻止せられ
 たばかりでなく、若干騰貴傾向を現した。無論三月、四月の對米爲替騰貴は、我貨幣價值の騰貴と云
 ふよりも、米國の金本位停止から起された同國の貨幣價值の下落(即ちドルの下落)といふのが正しい
 言ひ表し方である。併し二月までの状況で觀察しても、我對外爲替(即ち我通貨の對外價值)の低下が
 停頓し、微弱ながらも却つて回復の氣勢を示してゐたことは明かだ。

日本生産活動の變化



(備考) 事業活動指數は常態=100 鐵道貨物指數は昭和
 2-4年平均=100 (季節的變化除去) 勞働人員指數は日銀
 調にて大正15年=100。

四、生産活動の増進

然らば一九三三年第一四半期に
 於ける我經濟の景氣上昇は何に依
 つて示されたか。それは前記の價
 格部面に於ては、經濟活動そ
 のものゝ増進に於てはあつた。之
 に就ても亦卷末には諸種の統計が
 示されてをるが、先づ一例として
 事業活動指數(東洋經濟新報調査
 常態=100)を見るに、之は昨年
 七月の八六・五から次第に活動の
 増進を示し、十二月には遂に九〇・

九までに至つた。然るに本年に入つて、其傾向は尙ほ續き、一月が九一・六、二月が九二・四、三月も

略ぼ同位地を示した。

次に就業労働人員から見た經濟活動はどうかと云ふに、日銀調査の指數(一九二六年=一〇〇)に依るに、昨年一月の七二・九を最低として、爾後増加の傾向を現し、十二月には七七・〇に上つた。而して本年一月は、更に進んで七七・四を、また二月は七八・五を現した。年末は、元來季節的に労働人員の殖えべき折であるが、之に比して一、二月の労働人員の一層増加した事は、産業界の景氣の相當根強きものなるを反證する材料である。

商品取引の繁閑を示す全國鐵道貨物の移動狀況も亦良好である。即ち之を發送數量に依つて見るに昨年八月を界として、次第に應數を増加して來たが、本年一月も四百九十三萬噸、二月も五百七萬二千噸、三月も五百八十九萬三千噸に上り、昨年同期に比し夫々五萬一千噸(一%)、三十四萬噸(七%)、三十八萬噸(六%)を増加した。昨一九三二年初は、我國の金本位停止直後に當り、物價騰貴見越しから、荷動きの急増を來した時期である。此事を考慮に入れると、之を更に凌駕する本年第一四半期の商品取引が如何に活況を取戻しつゝあつたかと察せられる。

五、注目すべき新投資増加の傾向

前項に述べた如き産業活動の増進を示す指標は、他にも尙ほ幾つか挙げられる。併し其等は次節以下にも觸るゝ機會が起るであらうし、卷末には統計も掲げてあるから、茲には略さう。が唯だ本節に於て是非讀者の注意を促して置かねばならぬと思ふ事項は、最近の我投資市場の推移である。

元來經濟界に何うして景氣不景氣の波瀾が起るかの原因に就ては、昔から學者の間に多くの議論のある所で、今俄かに狹隘の見解を以て、輕率の判斷を下すべきではない。併し明治初年以來我國に數次現れた景氣の變動に見ても、常に氣着かるゝ一の事柄は、此變動と新投資(即ち新事業計畫)との間に重要密接な關係が存することである。何故左様の關係が存するか。それは蓋し理論的にも説明し得る所である。極く簡単に云ふなら、新投資は、取りも直ほさず、それだけの物資の需要を意味するのである。故に新投資が多ければ、多きに伴つて、物資の需要は増し、従つて景氣は良化する。其甚だしきに至れば、物資の供給が間に合はず、物價は暴騰し、經濟界は所謂ブーム(馬鹿景氣)の現象を呈するであらう。之に反し新投資が減少すれば、物資の需要も伴つて減少する。従つて景氣は下向く。而して新投資が、其社會に於て生産し得る物資の全量を消費せざるに至るまで激減し來れば、所謂生産過剰の現象を呈して、經濟界は不景氣に陥る。斯う云ふわけで、景氣不景氣の生ずる最初の動機は何にあるにしても、新投資の増減は、景氣不景氣に密接な關係を有し、少くも其波瀾を擴大し激化す

る。而して此新投資の減少が、一九二九年(昭和四)以來の我國の不景氣にも、第一表の如く明白に現れてゐるのである。

(一) 銀行會社新設及擴張計畫資本半期別

年次	上半期	下半期	計
一九二六	六五、二八五	七四、八八〇	一、四七、一六五
一九二七	七〇、八八六	三三、三三二	一、〇四二、三〇〇
一九二八	三三、七五八	三三、三二一	四五六、九九九
一九二九	三〇、三三〇	二五、〇五五	五五七、六四五
一九三〇	一四、九二三	二四、五六五	四三九、四九九

(備考) 本表は日銀調査の數字に依る。

此數字は所謂計畫資本、即ち發行又は拂込が計畫せられた株式及社債の資本額であつて、未だ實際に投資せられた金額を現したのではない。併し右統計の金額が増減する時は自ら實際の投資も、之に伴ひ増減する。従つて間接にそれは新投資の盛衰を表示する。そこで之を見るに、一九二九年(昭和四)上半期まで、每半期七億圓前後を保つた計

畫資本は、同年下半期に俄然半額以下の三億三千三百萬圓に激減した。而して爾後其減少は繼續し、昨一九三二年上半年期の如きは僅かに一億四千五百萬圓餘を算するに過ぎぬに至つた。之は如何に一九二九年以降の不景氣が深刻であつたかの象徴であると同時に、又如何に此新投資減に依り、其不景氣が益々深刻にせられたかを物語るものである。然るに此傾向は、昨年下半年、殊に十一月から遂次改善せられた。即ち第二表に依つて、昨年十一月の計畫資本は四千九百萬圓を示して、前年及前々年同月を凌ぎ、而して爾後毎月同様の好調を呈し本年三月の如き、特殊の事情にある滿鐵の増資計畫が主

たる原因をなせりとは云へ、實に三億九千四百萬圓の巨額を算した。

(二) 銀行會社新設及擴張計畫資本月別

月	昭和五	昭和六	昭和七
四月	四三、〇六五	五、六五	三、九六六
五月	三六、三〇五	三、七〇〇	三三、一五〇
六月	三六、九三三	八七、五八〇	三三、六三〇
七月	三、一四七	四三、三〇〇	四九、六六五
八月	一八、七四五	二九、二〇〇	八、〇三九
九月	八三、三〇〇	一八、二三五	二七、四三三
十月	一六、二六五	一六、三五〇	一四、五〇八
十一月	二四、五六〇	三三、七〇〇	四九、〇三五
十二月	五〇、一六四	二六、三三〇	三、九三五
昭和六	昭和三	昭和三	昭和三
一月	三〇、九〇〇	二六、〇五〇	四、五六〇
二月	二六、〇三〇	二〇、九八	三、三三〇
三月	五、七五五	二〇、一六	三、九四二

(備考) 日本銀行調査に依る。

以上の新設及擴張計畫資本に依つて見た狀況は、また社債及株式に對する月々の拂込金の變化の上にも明かに現れてゐる。第三表は、日本勸業銀行が毎月發表する統計から作製したものである。即ち一——四月の累計に依るに、一九二八、二九年は五、六億圓の社債及株式に對する拂込を示したが、一九三〇年から一億圓臺に激減した。然るに本年一——四月は、それが三億五千餘萬圓に急増した。此中の社債は、まだ大部分舊債借替のものには違ひないが、それにしても傾向は、計畫資本の金額に現れたと、全く等しい。

之は日本經濟が愈よインフレーションの好影響を受けて、本式に立直り始めた證據に外ならない。幸にして今後政府の政策を誤らず、且つ海外の經濟情勢も甚だしく悪化する如き事がなければ、引續き日本經濟の景氣回復は期して待つべきものありと信ぜられる。或人々は、一時インフレーション政策の初期に於て免れぬ所謂、通貨の空廻り現象を見て、其無效果

を頻りに論じた。併し本年第一四半期に於ける我經濟は、正に其通貨の空廻り時期を過ぎ、インフレを頻りに論じた。併し本年第一四半期に於ける我經濟は、正に其通貨の空廻り時期を過ぎ、インフレ

(三) 一—四月社債及株式拂込金

社債	株式	合計
一九六	四三、二四三	七、一九三
一九九	四三、二六	一六、三七
一九〇	七、九三	四九、九三
一九二	一五、三三	五、九六
一九三	六、七三	五、九六
一九三	二五、二四	三、八〇
一九三	二五、二四	三、八〇

六、大衆の生活とインフレーションの影響

以上の如く本年第一四半期の我經濟活動は確かに増進し、改善せられたが、其反面に於て大衆の生活状態には如何なる變化を見たであらうか。前に労働人員に就て引用した日銀の指數に

依るに、不幸にして労働者の定額賃金はまだ平均して騰貴する時期に入つてゐない。即ち該指數は前述の如く、本年一月に於て、引續いて労働人員の増加を示し、此點に於ては好調を表してをるが、労働者の定額賃金平均は尙ほ低下の傾向を改めず、一九二六年(大正十五年)を一〇〇として昨年十二月は八六・六、本年一月は八六・五、二月は八六・三であつた。併しさすがに實收賃金平均は一月が八九・五、二月が九一・〇に上り、之は昨年十二月の九二・一(十二月は季節的に殘業等が多いから、特別である)を除き、一昨年六月(九一・〇)以來の高指數であつた。精しき事は更に後節に述べる筈だから、茲には

略すが、要するに本年第一四半期に於ける労働者の狀況は、一人々々の定額賃金は平均してまだ減少の時期を脱しなかつたと云へ、就業者は殖え、實收賃金(即ち殘業等を加へた實際の收入)も平均して増し、階級全體としての収入は増加する傾向にあつたと認められる。即ちそれだけ其生活は良化した。併し等しく労働者でも、従事する事業の種類に依つては、未だ殆ど此恵みを受けぬ部分もあり、之に反し或事業の、殊に特殊の熟練を要する部分に於ては、早くも労働者の缺乏を來し、従つて其賃金も近年に見ぬ高率を現すに至つたものもある。景氣回復の初期に於ては、いつも見る斯様な凹凸は尙ほ暫く免れない。

俸給生活者の生活に就ては、其變化を窺ふべき信頼するに足る統計もない。併し本年三月の學校卒業生の就職狀況は、昨年又は一昨年等に比し概して良好なりと傳へられ、殊に工業學校卒業生には殆ど業を得難き者を見なかつた様子である。之亦俸給額の増加を來す時期には達してゐぬと雖も、就業者は一般に増したものと思はれる。

轉じて農業者の生活に就ては、勿論地方に依つて、著しき相違がある。併し一體に時局匡救事業は各地方とも相當に進行し、其好影響は、なにがしかづ、農村居住者の生活を潤した。養蠶地方に於ては、生絲相場が、昨年十二月を頂上として、本年に入り再び著しく低落せし爲め、甚だ前途が悲觀せ

られた。併し之も幸ひ四月に入り、米國のインフレーション見越して昂騰に轉じたので、最近は蘇生の思ひをなしつゝある。要するに國民大衆の生活は、未だ勿論困難の域を脱せぬ。が、大衆の生活にも亦インフレーション政策の好影響が及んで來たと云ひ得るのである。

七、米國の金本位停止と日本經濟

さて以上に記した如く、本年第一四半期の日本經濟は、實質的景氣上向を示したが、そこに米國の金本位停止と云ふ——半ばは豫期せられ、半ばは豫期せられなかつた——事件が勃發した。尤も米國の此事件は、別に本輯に詳述せる如く、既に三月初に起つたのだが、併し當時は米國自身も尙ほ金本位の完全な停止を決心せず、世界諸國も亦米國は恐らく何等かの形式で、不完全ながら金本位を繼續するであらうと考へた。従つてドルの對外價值も一時は若干低落したが、間もなく回復し、殆ど平靜に戻つた。然るに四月十九日ローズヴェルト大統領は突如として重大な聲明をした。そして米國は今後若干の除外例を認むる外、金の輸出を絶対に禁止し、且つ對外爲替の取引を嚴重に取締るのみならず、爲めにドル相場が國際爲替市場に於て低落するも、之を回復する政策は行はず、又ドル下落の爲め國內物價が騰貴すれば、却つて望ましき現象として、其成行に放任する旨を公にし、同時に此方針

に隨伴せる必要な立法の手續きを運んだ。米國はこゝに全く完全に金本位を離脱したのである。ドルは爲めに急激に下落した。而してドルの下落は、云ふまでもなく英米、英佛爲替等を騰貴せしむるが、また日米爲替をも騰貴せしむる。然るに近來我國には、昭和六年十二月の金本位停止以來の經驗から、日米爲替は下りさへすれば我國内經濟に好影響を及ぼし、上りさへすれば之に反して惡影響を與へるものとの誤つた考へが廣く抱かるゝに至つた爲め、米國の金本位停止は、一時此理由から悲觀せられた。三月六日及七日の我株式其他の清算市場は、米國大統領の銀行休業及金輸出制限布告に驚いて休會した。四月十九日の米國の完全なる金本位離脱に際しては、さすがにそれ程の狼狽ぶりは示さなかつたが、併し株式相場は一時急落した。例へば短期新東は、四月十九日の高値百八十四圓が、翌二十日には百七十七圓五十錢まで下り、二十二日も百七十二圓八十錢の安値があつた。

併し斯様な不安乃至恐怖は、もとより事實に根據なきものである。と云ふわけは、米國が金本位の完全なる離脱を聲明して以後、ドルの低落を來したのは、決して單に米國が金本位を停止したからではない。それは全く米國のインフレーション政策聲明から、同國の物價の騰貴——換言すれば米國內に於けるドルの購買力の低下——を豫想した結果に外ならない。されば、例へば日米爲替は、本年二月の平均約二十一弗から五月八日には二十四弗三七に、即ち約一割六分を騰貴したが、此間紐育の株

式相場は、鐵道株二十種平均に依るに約二十七弗から三十四弗に、工業株三十種平均に依るに約五十六弗から七十六弗六三に、即ち前者は約三割、後者は約三割七分を騰貴した。株式相場は、無論一般物價とは等しくないが、併し其騰貴は、米國の將來のインフレーションを豫想せるもので、やがて一般物價の上にも其影響の現るゝことを前兆してゐる。否、既に物價に於ても、例へば我國に最も關係の深き生絲を見るに、其紐育定期先物相場は二月の平均一弗一五が五月八日には一弗四三を示し、五月の初めには一弗五三までを現した。一弗四三として、二割四分餘の騰貴である。日米爲替の騰貴一割六分よりも遙かに大きい。従つて横濱市場の生絲相場(清算先物)も、二月の平均七十圓九七が、五月九日には七十六圓(五月三日には八十四圓六〇)に騰貴した。日米爲替は上つても、我市場は何等の打撃を受けないばかりか、却つて好影響を蒙つた。而して此傾向は、今後に於ても、米國が其インフレ政策の遂行を躊躇し或は中止せぬ限り、繼續すべきものと思はれる。又若し米國がインフレ政策に躊躇し、或はそれを中止するに至らば、ドルの對外價值は必然下落を止めて、回復すべく、従つて日米爲替は再び低落するであらう。勿論左様の事が起れば米國の經濟界は如何なる激しき恐慌に見舞はるゝかも知れず、世界全體も亦非常の動搖を受くることは明かだ。併しそれはドルが下落して、爲めに日本の乃至世界の經濟が打撃せらるゝ事とは違ふ。

第二節 世界經濟の展望

一、景氣狀勢の分裂は續いた

前輯に於て吾々が明にした如く一九三二年後半期の世界經濟を特徴づけたものは國別狀勢の分裂化であつた。即ち世界景氣は二つの部分に分れた。一方は尙金本位を維持してゐるアメリカ、フランス、獨逸等を含む景氣狀勢である。他方は既に金本位を離脱して一年餘り、爲替が三〇—六〇%の下落を示してゐる日本、イギリス等を含む景氣狀勢である。

各國別による景氣狀勢の分離は三二年九月までは餘り顯著でなかつた。アメリカも英國も日本も物價、株價の上に共通して可成り大きい上昇を示したので、此時には世界景氣が全體として立直るかの狀勢を呈した。尤も此時と雖も佛、獨の物價、株價は殆ど反撥らしいものは見せなかつたが、一時小康が見られた。然るにローザンヌ會議の成功が齎らしたこの世界的の秋高人氣も、第四々半期に入ては明かに解消し、アメリカの景氣は崩れ、ドイツ、佛蘭西に於ける小康は最早見られなくなつた。之に對し、金本位停止國の景氣狀勢は大體に於て正反對な方向をとりて金融基調は革り、物價、株價、

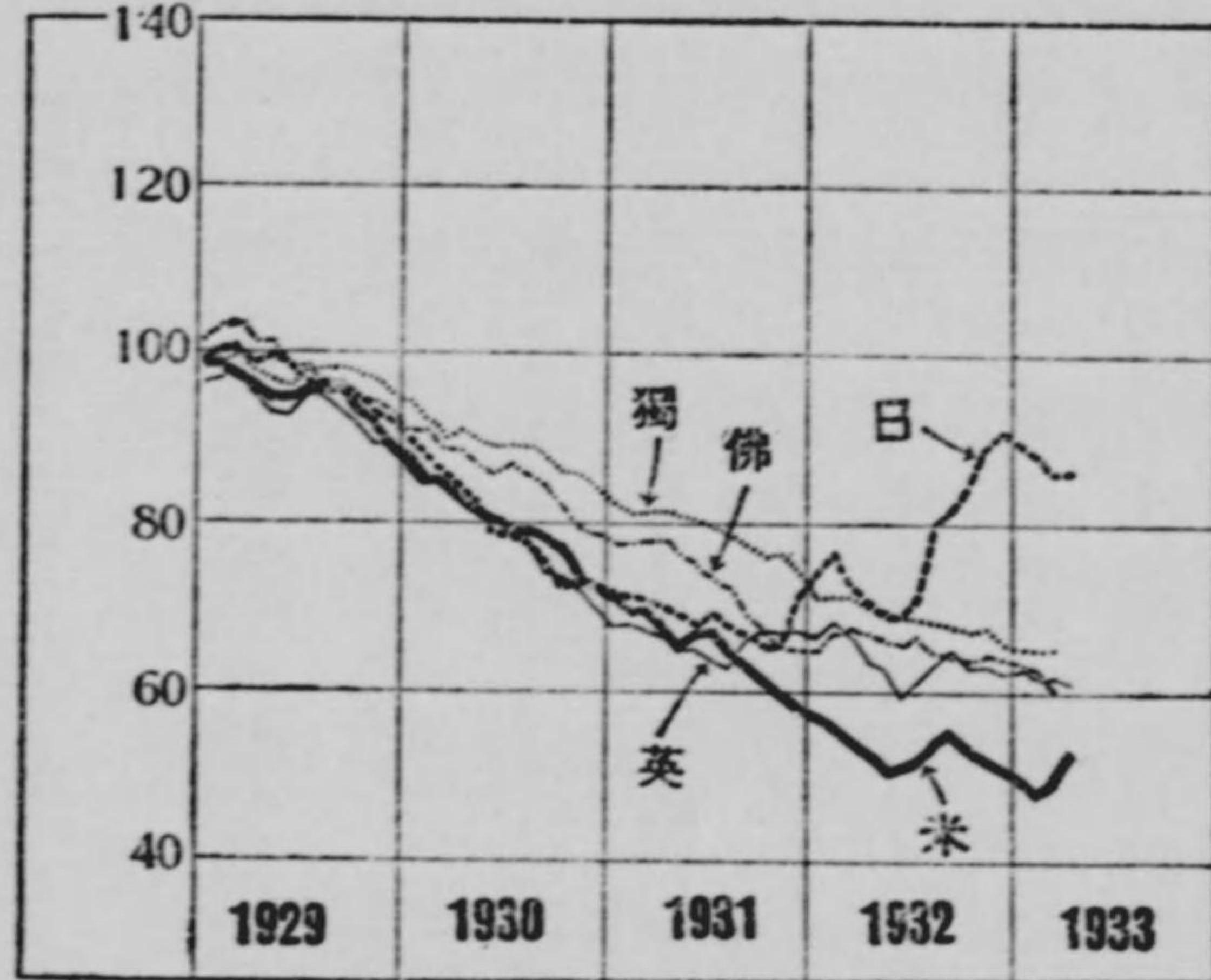
貿易生産は好化した。この景氣の分離現象は、一九三三年に持ち越した。

二、英國は漸徐として改善

金本位停止國の中心的勢力をなす日、英兩國のうち、日本の景氣狀勢の孤立的上昇に就ては、第三部の各節に於て、之を明にしてゐる。

同じく金本位停止國と雖も、英國の如きは日本の情勢と著しく様態を異にする。英國に於ては一部マンチエスターを中心に、或は達識なる金融業者の間に、インフレーション論が強いが當局の爲すところは頗る保守的だ。

第一圖 主要國卸賣物價指數



備考 日本東洋經濟、米國ブラッドストリート、英國エコノミスト、佛蘭西一般統計局、逸聯邦統計局調

英國は金本位停止後も、磅の低落を犠牲にする決定的な物價引上を拒んだ。英國の金本位停止後の

經濟政策は之を財政の均衡化への努力、爲替の激烈なる騰貴及び下落の防止を目標とする爲替平衡資金の設定等々に見るも瞭なる如く、大體過去に於て所謂定石と考へられた安定政策であつた。英國の物價は騰るところか三月末には金本位停止前よりも却て約八%を下げた。保守黨の絶對的優勢な國民内閣の下に於ける老大な債權國たる英國としては當然想像せらるべき政策であつた。

(A) 磅の動搖防止と其効果

保守政策の遂行は磅の信賴を高め、逃避資本の歸還を主にして、英國への資金流入を促した。米國の金融不安、佛蘭西の政情不安は更に之を助長せしめた。若し之を放置すれば、磅は著騰し、物價は相當下落する。政府が爲替平衡資金を以て、磅買に應じたのはこの爲であつて、就中、米國金融恐慌前にはこの操作の結果相當に外貨手持を増し、更に之を換金して英國に持ち込んだ。

(一) 英國銀行勘定比較(千磅)

項目	一九三三年一月四日	一九三三年四月廿六日	一九三二年四月廿七日
紙幣流通高	三六三、五九九	三七一、九〇〇	三五三、八四〇
營業部在高	三一、一五九	三七、〇〇〇	四三、〇〇一
合 計	三九四、七五八	四〇八、九〇〇	三九六、八四一
金貨及地金	一九、七五二	一八、九〇〇	二〇、八五二
保證發行	二七五、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	二七五、〇〇〇
政府預金	一一、五二六	一〇、八〇〇	一三、五六一
民間預金	一六、三五五	一三、〇〇〇	一五、五七〇
割引貸付	四五、九九〇	二、六〇〇	二、五〇〇

第一表に於ける一月乃至四月の金増加はこの結

果である。而して、一千五百万磅の超過保證發行を消して平常に復した。金流入は大體不胎化された。

(B) だが産業活動の蘇活未だし

經濟政策の國家主義的傾向は益々濃化し、英國はその關稅政策を一層保護主義化し、自國産業の對外競争力の強化に努めたる外、年來の懸案たる帝國自治領及植民地諸國との連衡策に邁進してオツタワ協定にも成功してゐる。が肝腎の物價引上政策を執らないが爲に、産業の活動は未だ顯著に蘇活するに至らず、重要鑛産物の生産高の如きも第二表の如く頗る冴えぬ。

(二) 英國重要鑛産高(千吨)

年次	石炭		鉄		銅	
	十月	十一月	十一月	十二月	十一月	十二月
一九三一年	一九、九六	二八、八三	三〇二	三〇二	四七五	四七五
一九三二年	一八、八七	二八、八七	三三六	三三六	四七五	四七五
一九三三年	一八、九七	二八、八七	三三六	三三六	四七五	四七五
一九三三年	一八、八二	二八、八七	三三六	三三六	四七五	四七五
一九三三年	一八、八二	二八、八七	三三六	三三六	四七五	四七五
一九三三年	一八、八二	二八、八七	三三六	三三六	四七五	四七五

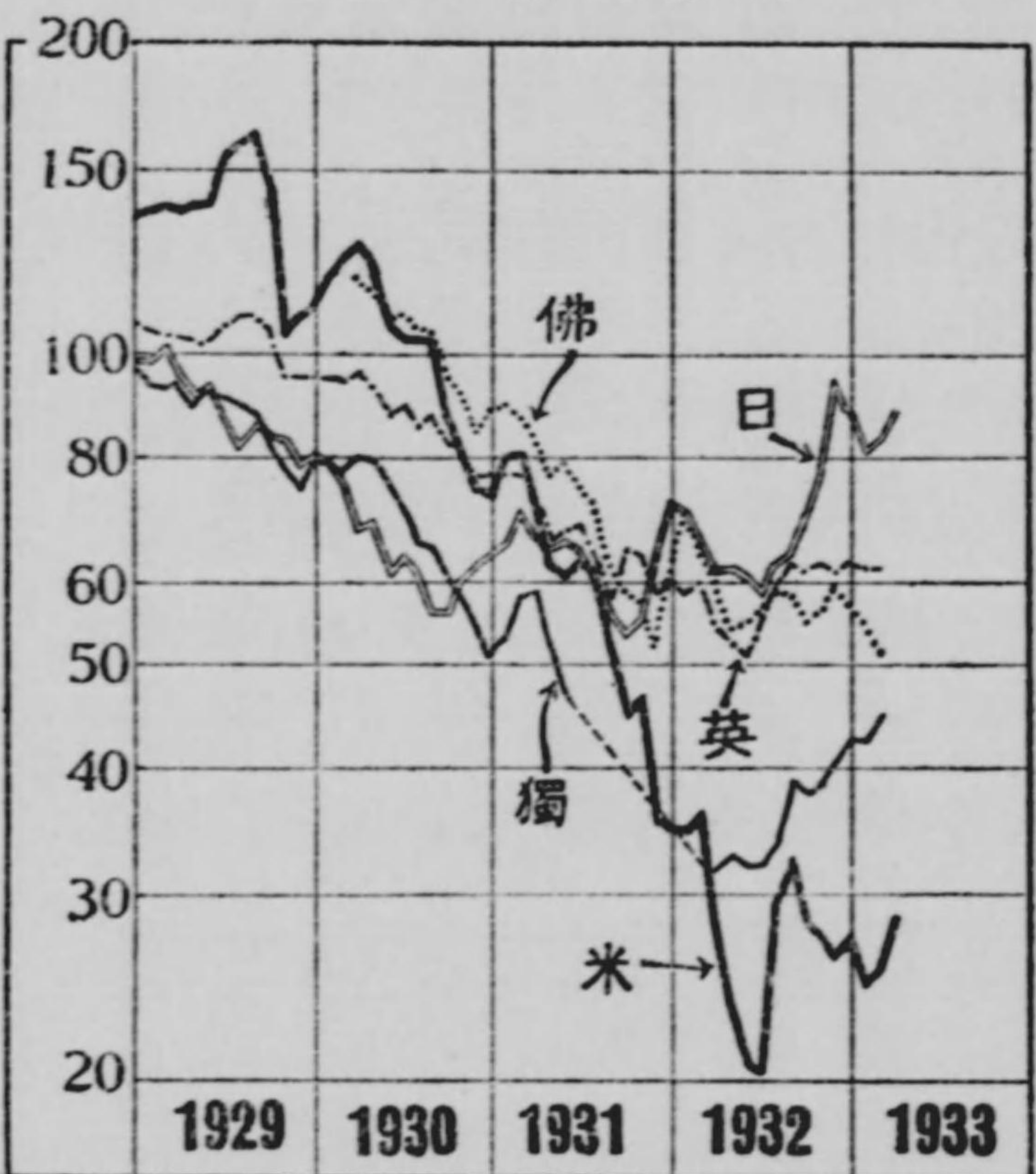
此低金利の効果は、證券利廻に影響して、證券價格を昂騰せしむると同時に、漸徐ではあるが、低

金利の一般化により、産業界は負擔を軽減され基礎的改善が進行しつつある。

三、世界的金本位制の崩壊

金本位の國際的維持は一種の貨幣同盟の締結であるが、有力なる金本位國の同盟脱退は、残余の諸國をしてその金本位の維持を困難とする。何故なら、金本位停止國の景氣狀勢は、多分に金本位國の景氣を犠牲にしてのことであつて、金本位諸國が何時までも此負

第二圖 主要國株價指數



備考 日本東洋經濟, 英國バンクース, 其他ヨーロッパ。

擔に堪へ得られよう筈はないからだ。遂にその破局はまづアメリカを見舞ひ、ドルを崩壊せしめた。次で來るものは残存せるフラン系統其他の金本位制の崩壊だ。アメリカの金本位拋棄によつて、佛蘭西その他一聯の残存金本位の金禁止はいまや殆ど決定的にまで豫定さるゝに至つた。

(A) 佛蘭西金禁止の必然性

佛蘭西は一九二八年六月の平價切下による金本位復活以來、斷えず金を吸収し昨年十一月末には、佛蘭西銀行の金準備は八百三十四億法に上つた。然し此金流入は全部必ずしも佛蘭西の國際收支の收調に依つて齎らされたものではない。最近の金流入は、佛蘭西の手持外貨手形を金に變へて持ち込んだものだ。第三表の如く一九三二年一ヶ年中に佛蘭西銀行の外國爲替手形は百五十億法を減じ、金保有が百十億法増して居ることは之を證するものである。この差、四十億法は佛蘭西の國際逆バランスの支拂に充當されたものに外ならぬが、大部分の外國手形の換金は、蓋し、弗不安の結果であらう。斯様な外國爲替の換金によつて、同國の在外資金は、三月末現在では僅に四十一億法に下つた。此程度の額は、佛蘭西の正常な國際貸借の決済上から云つても恐らく最少限度に必要なものである。然もその國際貸借はクォーター制度による輸入制限にも不拘、逆調の繼續で、第一四半期の商品入超額は三十二億四千萬法で前年同期より六〇%の激増であつた。恐しく國際經濟の基調に變化のない限り同國の國際收支が近く受取超過になり得る可能性は絶無である。加之、米國の金禁止によつて此傾向は更に激化するであらう。

従つて、國際收支尻を手持外國爲替に依つて決済せんとする事は、殆んど不可能であるから、勢ひ

金流出とならざるを得ぬ。佛蘭西は國際金融市場たらんとして、能はなかつた故に、外國短期資金の

(三) 佛蘭西銀行勘定比較(百萬法)

一九三二年	金	外國爲替	紙幣	準備率%
一月末	七二,七五	一八,八〇五	八四,七三	八四・五
二月末	七五,〇五	一五,二七	八三,一八	八〇・二
三月末	七六,八三	一三,六三	八七,七三	九一・九
四月末	七七,八三	一一,八〇〇	八三,七四	九四・一
五月末	七九,四七〇	九,〇〇一	八〇,四八	九七・六
六月末	八二,一〇〇	六,三三三	八〇,六七	一〇〇・八
七月末	八二,一六	五,四八二	八三,二八	一〇〇・二
八月末	八二,三三九	五,三八九	七九,九三	一〇三・九
九月末	八三,六八一	四,九七七	八三,四九	一〇〇・三
十月末	八三,九〇九	四,九八四	八三,二〇五	一〇〇・九
十一月末	八三,三四三	四,八五	八二,五五	一〇三・二
十二月末	八三,四八四	四,四八四	八五,〇六	九七・六
一九三三年				
一月末	八三,一七	四,四六	八三,三三	九六・六
二月末	八二,〇六	四,一三九	八三,九六	九六・五
三月末	八〇,六三	四,一三四	八四,三四	九七・七

だ。最近、四月二十八日現在によれば通貨は百四十八億九億法に上り、一月末に比し更に十六億法の増

加であるが、物價は一月の七九から三月には七八に僅かだが下げてゐる。經濟活動に基く通貨の増發で無い事が推測されやう。アンフォルマシオン紙の報告によれば、一九二六年末以來、一九三二年末に至る六ヶ年間に五百法以上の大額券は二百六十二億法より五百二十九億法に即ち二百六十七億法を増したが、百法以下の小額券は僅に三十五億法を増して二百九十八億法となれるに過ぎない。この大額券の増加の大部分は死藏せられたもので、その額は少くも二百五十億法を越ゆるであらうと云ふ。従てこの上佛蘭西が更に金に執着し、デフレーションを續行するとなれば、必然的にアメリカの轍を踏んで金融恐慌から遂に本位恐慌に迄迫ひ込まれざるを得ない。

(B) マルクの危機

獨逸の金本位制は現在擬制である。いまは短資引上中止協定と嚴重な爲替管理とでマルクは小康を保てゐる。二月の第三回在獨短資引上中止協定は、また一ヶ年の延長と決定した。前回の協定に比し變化したものは次の二點である。(一)銀行貸付利率は五%から四%半へ、商業手形信用は四%半から三%半へ引下げられた結果、獨逸は一億マルクの負擔軽減となつた。(二)然し一方獨逸は協定額の一四%即ち六億八百萬マルクを減ずる外にライヒス、バンクが金融恐慌當時國際決済銀行から借入れた短資の残額二億八千萬マルクの支拂を定められた結果、合計約八億九千萬マルクを償還せねばならぬ

くなつた。獨逸が本年度に八億九千萬マルクの償還が可能なりとして應諾したものでないことは、金準備と國際收支とを見れば明かである。

ライヒス・バンクの金準備は第四表の如く二月末から三月末へかけて、二七%四から二一%へ下つた。五月には一四%臺に下つたと報ぜられる。この上國際決済銀行へ拂へば、更に低下する。

(四) ライヒス、バンク勘定(百萬マルク)

一九三三年	金	紙幣	準備率(%)
二月末	七六九	三、五三六	二七、四
三月七日	七五〇	三、三九三	二五、八
三月十五日	七三九	三、三六六	二六、一
廿三日	七三〇	三、一七〇	二六、六
三十一日	七一九	三、五二九	二一、〇

即ち、國際決済銀行へ二億八千萬マルクを支拂ふと金準備率は僅に一四%といふ未曾有の低率になる。尤もライヒスバンクは金に換へ得る外國手形を持つてゐるそれも最近では一億マルク前後に減少してゐる。従つて現在の金準備状態からは、無理をせざる限り支拂は困難である。

尤もライヒスバンクの金準備が直に補充される可能性があれば、マルクの危機は一時的だが、獨逸にはその見込がない。昨年中獨逸は十億九千萬マルクの出超と二億マルクの貿易外受取合計十二億九千萬マルクの収入があつたが、對外支拂は債務償還利子その他で十五億五千萬マルクを算した。従つて二億五千萬マルクの不足分を生じ、之はライヒス・バンクの金によつて決済された。今年の國際收支は第一四半期の出超額は一億一千四百萬マルクで前年同期より既に六五%の激減だ。此有様では金

準備の補充どころか却て前年以上にライヒスバンクの金は減る。やがて金の無い金本位とならうが、それではマルクの非常時的維持も出来なくならう。かくして獨逸の金本位危機は切迫してゐる。

(C) フロリンの不安濃厚

最近、瑞西、和蘭、白耳義の金準備は瑞西一七〇%、和蘭九〇%、最も少き白耳義すら尙七四%の多きに達してゐるが、單に之だけで金本位維持の可能性は決せられぬ。この問題を決するのは、その金準備の多寡ではなくして國內の經濟事情が果して金本位維持に堪へ得るか否かにあるが、之等諸國の狀況は一様にその困難を裏書きしてゐる。就中、和蘭はフロリン維持の爲に唯一の植民地蘭領印度を犠牲に供してゐるが、かゝる高價な犠牲を拂つて飽く迄もフロリンを維持せねばならぬ根據が何處にあらう。

四、歐羅巴の危機と見透し

(A) ファツシヨ獨逸の投じた波紋

アメリカ金融恐慌と相並んで歐羅巴の經濟的、政治的危機は漸く表面化した。その禍根は云ふまでもなく經濟恐慌の激化だが、此處には政治情勢を簡単に述べよう。

最近の不安の刺戟者は何と云てもヒットラーの活躍であらう。一月二十九日シュライヘル内閣總辭

職の後を承けて、「ハルツブルグ戰線」を基礎とするヒットラー・パーベン内閣が成立した。ヒットラーは三月の總選舉には未曾有の大干渉を以て豫定通り議會に二八八名の多數を占め、一方に於て共產黨彈壓に異常な精力を示すと同時に所謂オートルキの主張を提げて對外強硬政策に進出してゐる。

歐洲の危機はベルサイユ條約の成立の瞬間から潜在してゐる。ベルサイユ條約は戰敗國獨逸に過酷な負擔を強ひた。然し獨逸は今日までそれを隱忍して來た。けれどもその廢棄は獨逸の傳統的希望であり、ヒットラーの政權掌握と共に此精神が實行に移されるに至つたのである。ローザンズ會議で賠償問題は解決したが、ベルサイユ條約の規定する軍備の不平等と對外經濟交渉の自由制とは依然として残つてゐる。今日の獨逸が全力的に求めつゝあるものは此殘された二つの制限條項の廢止であり、従てまたベルサイユ條約の解消である。

然し乍ら獨逸のこの主張はベルサイユ條約を生命線とする佛蘭西と全く相容れない。かくてナチスの獨逸支配によつて佛蘭西との對立は遂に表面化した。最近歐羅巴に見る多面的な對立は此獨逸の對立を基本的な伏線としてゐる。

(B) 獨逸と結ぶ伊太利

獨逸の對立は必然的にダニューブ諸國、伊太利をもそのうちに捲き込まざるを得ない。歐洲戰爭當

時聯合國として動いた伊太利の軍事的役割は相當高く評價さるべきであるに拘はらず、ベルサイユ條約によつて得た伊太利の收穫は殆どそれに相當するものがなかつた。従つて伊太利はベルサイユ條約の廢棄は當然であるとする。それによつて伊太利は何等の損害も亦危険も受けない。この限りまた獨逸の主張とも共通するのである。かくて此獨伊兩國はファシスト的オータルキーの精神のみならず對佛反抗精神に於ても強く結合され、ハンガリア、オーストリー、ブルガリア等の戰敗國を抱き込んでベルサイユ條約修正の共同戦線を高調してゐる。反之、佛蘭西、波蘭、チエツコスロバキア、ルーマニア等は現状維持を建て前として所謂佛蘭西ブロックを形成し、緊密な共同陣を張つてゐる。

(C) 調停者英國の努力

この歐洲危機打開に眞先きに乗り出したのは英國である。三月十八日マクドナルドはムツソリニエを訪問、歐洲破局防止の爲の英、佛、獨、伊の四國協定案(獨逸の軍備平等要求の承認を骨子とする)なるものを提議した。英國の役割は獨逸の軍備要求を、如何にして佛蘭西を納得せしむるかに在る。戦債問題、世界經濟會議の問題等々と錯綜して、複雑なる國際關係を如何に處理して行くかは、矢張り、英國のリーダーシップに俟たねばならない。時に獨逸を支持し、或は佛蘭西を懐柔し、更に米國と提携するなど英國の努力は、國際危機の打開に懸命である。

五、世界經濟會議開催の意味

(A) 世界經濟會議への要望

一九三二年七月九日、ローザンヌに於ける戦債賠償問題解決の爲の列國會議は、其華々しき劇的場面の裡に幕を閉じ、茲に所謂ローザンヌ條約の誕生を見たが、其附屬決議第五には、

『世界經濟財政會議は國際聯盟主催の下に之を招集す。會議地は追つて之を決定す。但し即時専門委員會を任命し、右國際會議に於て處理すべき財政經濟問題を研究せしむ。且該専門委員會には米國の参加を要請するものとす。』

と規定された。世界經濟會議の提唱は實に茲に始まつたものである。

扨然らば何が故に斯る要望が提言されたか。歐洲大戰終了に根ざし其後益々深刻化して、止まる所を知らず遂に一九三一年秋英國の金本位停止を契機として表面化した世界不況が其要望を生んだのだ。

一體、何が不況の原因だつたかと云へば、世界經濟會議も主題とした通り物價の一般的低落及び夫れに基く自國本位の經濟政策即ち商品及び勤勞の自由移動阻止が夫れだ。更に又、此不況に拍車をかけた因子は、經濟活動に基かざる債務辨済の強要即ち賠償、戦債問題だ。賠償問題は獨逸が金融恐慌を惹

起し愈々拂へぬ事明白となるに及んで昨春ローザンヌで解決を見た。謂はゞ一つの經濟休戦條約にも譬へらるべきものだ。然し單に休戦だけでは眞に不況を脱することは出来ない。そこで更に經濟戰爭を根本的に絶滅せしむる所の平和條約の締結が必要となる。此考へ方がローザンヌ協定決議第五に、世界經濟會議招集に對する要望となつて表はれたのである。

ローザンヌ條約に依り要請された國際聯盟は、直ちに、一九三二年七月十五日、世界經濟會議組織委員會を任命して、其開催準備を命じた。非聯盟國ではあるが世界經濟の中心として、米國も此組織委員會に参加を招請され、代表を派遣したが、議題中より、賠償、戦債、關稅問題を除き、且つ銀問題を通貨問題中に挿入することを條件とした。

組織委員會は英外相サイモン氏を議長とし、佛蘭西、獨逸、伊太利、日本、米國、白耳義、諸國、の八ヶ國代表を以て組織され、先づ専門家準備委員會を招集して世界經濟會議に於ける議題を起草せしめ、本會議開催地をロンドンに、期日を一九三三年五月頃と定め、議長を英首相マクドナルドに委嘱する等着々として諸般の準備を調へた。

(B) 専門家準備委員會

一九三二年七月十九日の世界經濟會議組織委員會の招集に依り、専門家準備委員會は、一九三二年十月卅一日より十一月七日迄に第一回會合を、一九三三年一月九日より同十九日迄に第二回會合を、

ジュネーヴに於て開催した。

同委員會は、和蘭銀行總裁トリツア氏を議長とし、(A)各國政府の任命した専門家十八名(獨二、白二、英二支一、米二、佛三、印一、伊三、日二—河合博之氏並に津島壽一氏)、(B)聯盟理事會の任命した専門家八名(財政問題四、經濟問題四)、(C)國際決済銀行の任命した専門家二名、(D)組織委員會の承認を得て準備委員會の招請した専門家一名から成立し、其他に國際労働機關代表三名、萬國農事協會代表者一名が參與した。

同委員會の任務は來るべき世界通貨經濟會議の爲めに、註釋附議題草案を準備するにあつた。而して其任務遂行に當つては、國際聯盟より付託された任務及びローザンヌ條約最終議定書中に記録された若干の豫備的討議を指針とした。決定すべき議題の内容は一言にして掩へば、「現在の世界不況の原因及び之を長引かす他の經濟的及び財政的困難を解決する方法」之であつた。

一九三三年一月十九日、同委員會は報告書を世界經濟會議組織委員會に送達して、一先づ其任務を終了したが、其の決定した議題は左の如くである。

- 一、通貨及び信用政策
- 二、物 價
- 三、資本移動の復活
- 四、國際貿易上の制限

第二節 世界經濟の展望

- 五、關稅及び協定政策
 - 六、生産及び貿易の組織
- (報告書の全文に就ては東洋經濟新報昭和八年四月特別三倍號第五二頁以下参照)

以上の如く國際聯盟は世界經濟會議に關し萬端の準備を整へ昨春秋其開催を期待したが、仲々其氣運が熟さず遂に本年に迄持越され、やがては此まゝ立消ゆるかに見えた。

其理由は、大戰以來英國にとつて代つて、世界經濟の中心となつた米國の不熱心なる態度にあつた。米國が、かくの如く、積極的に乗出さぬ原因としては、偉大なる債權國として自力更生の自惚を打棄て得なかつたといふともあつたであらうが、それよりも直接に米國の態度を硬化せしめたものは、歐洲列國がローザンヌ協定に於て示した、世界經濟會議の提唱の態度だ。歐洲各國は、同協定に依り戰債問題解決を試み、之に就いて米國に對し共同戰線を張つたのである。即ち

米國の戰債に對する態度如何を此協定實行の條件とした。同協定の蔭に存在する所謂四ヶ國紳士協約は、其第二條に於て『ローザンヌ條約の批准は本議事録假調印諸國(即ち、英、佛、伊、白の四ヶ國)が各自の債權國と満足なる協定が成るまでは行はざるものとす。』又同第五條には『若し各國が其債務に就き満足なる協定に到達し得ざる場合にはドイツとの協定(即ちローザンヌ條約)の批准を行はざるものとす。云々。』

と暗に米國の戰債に對する好意的讓歩を要望してゐる。此事實は表面的には世界經濟會議の招集を『現在の財界不況の原因及び之を長引かす他の經濟的及び財政的困難を解決する方法を決定する爲め』に、其手續を國際聯盟に要請した體裁であるが、其裏を謂へば、米國の戰債に對する態度如何に依り財界不況打開の

途がつくのだと、暗に不況打開の責任を米國に轉嫁したことは充分に窺知し得るのである。然し米國からすれば戰債問題は死活問題に等しき重大なるものだ。だからこそ一昨年六月末フーヴァー大統領は一ヶ年のモラトリアムこそ宣言はしたが、棒引乃至減額には絶對反對を表明したのであつた。又従つて米國としては世界經濟會議の開催には賛成したが、戰債問題は各國との個別的交渉に俟つべきものであるから、會議の議題にはならぬことを主張して、歐洲列國に對し對抗的態度を採つた型となつた。之に加へて、折柄米國大統領改選期に當つたことも原因となり、茲に世界經濟會議は期待薄となつて全く停頓状態を呈したのである。

然るに本年三月に爆發した米國金融恐慌とローズヴェルト新大統領の就任は矢庭に局面に急轉換を與へた。四十五億弗の金を抱いたまゝ、金本位を停止せしめた新大統領ローズヴェルトは、米國經濟界の救済と財政の均衡問題解決に就ては、其先決問題として世界全體の景氣回復を必要とし、且その爲に必要な戰債、關稅、軍縮等は正に其捷徑たり得る。而して之を開催するとせば自ら積極的に働き掛け、會議の音頭を取るとが、凡ゆる點に於て有利である。殊に世界經濟會議提唱の一側面は歐洲諸國の戰債問題に關する對米共同戰線の表現であり且又英佛伊獨の所謂四國協定が成立すれば、歐洲團結が將來米國を如何なる地位に陥れるかは分り切つたことだ、とすれば尙更然り。更に又専門家委員會報告も、世界經濟會議の成功を期する上に於て、豫備的商議が甚だ必要なることを提唱してをる。此際、米國が積極的に乗出すことは何れの點から見ても、正に絶好の機會であるのだ。そこで早速世界經濟會議の迅速且つ決定的成功を確保する爲めに、世界主要國代表をワシントンに招請し豫備商議としての華府會商を、自國に開催した次第である。先づ英米會商は四月二十二—二十六日に亘つて、英首相、米大統領の會談、又は英國のリンゼー駐米大使及び米國のハル國務長官を主班とする専門委員を交へた商議に依り行はれたが、同二十六日一段落を告げた。米佛會商は米大統領とエリオ佛代表との間に、同二十五

日より同二十八日にかけて行はれ、尙此間に於て英米佛三巨頭會談も實行された。更に同二十七日より二十九日にはカナダ首相ベネット氏を對手として米加會商が協議され、かくて漸く華府會商第一期の幕を閉じ、更に五月より第二期會談が續行されつゝある。

扱次に第一期華府會商の結果を觀るに、先づ大成功を收めたと謂ふことが出来る。其具體的成果は如上三會商の各最終共同聲明書に明確に表現されて居るが、其意見の一致を見た主要なる點は要するに、第一、世界的物價引上、第二、通商の自由、第三、金本位の回復、第四、戰債減額等の問題に外ならない。(右詳細に就ては東洋經濟新報昭和八年五月六日及び十三日號參照)

如此、専門家準備委員會の提唱したる重要な諸點に於て、一應の意見一致をみたことは、蓋し各國代表が世界經濟會議の豫備的商議として、華府會商が持つ重要性を、よく認識し、且つ理解したが爲めに外ならない。

尙茲に注目を要するのは、華府會商開催の直前、四月廿日、突如米國が金輸出絶対禁止を發令して完全に金本位を離脱したとである。之は必然に、世界的に金本位を愈々動搖せしめ、尙未だ金本位を維持し居る佛、蘭、白、或は獨、伊等其他若干國を極度の不安に陥れた。かくて國際的金本位の前途は益々暗澹たるに至つた。爲めに豫期せざる弗貨の下落を來し、各國の爲替關係は從來の不均衡状態を更に一層激化せしめられた。之が爲め、世界經濟會議は如上議題の外に完全なる金本位回復迄の暫定策として、爲替比率を決定する必要に迫られた。

(附言。我國は五月上旬世界經濟會議に石井菊次郎、深井英五の二氏を代表として派遣し、之に顧問門野彦九郎氏其他約十名の専門委員、隨行委員を隨行せしめたが、其訓令案の大綱は、(一)貨幣及び信用政策、(二)物價問題、(三)資本移動の再開、(四)國際貿易の制限、(五)關稅並に條約改正、(六)生産及び交易の組織化の六項目で、戰債、軍縮の問題を除き、世界經濟會議協議項目の殆んど全部を包含して居る。

(D) 世界經濟會議の開催と其成否

華府會商第一期終了と共に、主要國間に或程度の諒解が成立ち、其結果、世界經濟會議は兎も角も、開催の曙光を見出し、四月廿九日、組織委員會は、來る六月十二日より、英國サウス・ケンシントン地質博物館に於て、世界經濟會議正式には、國際通貨並に經濟會議を開催し、開會當日は英帝ジョージ五世陛下親しく臨御、開會を宣せられることを決定し、五月三日、聯盟事務總長の名に於て、ソヴェート聯邦を含む六十六ヶ國に對し、參加招請狀が發せられた。

然らば世界經濟會議は果して成功するであらうか。

以上述べたる如く、英米佛加の諸國は何れも、一致協同して、世界的物價の引上、通貨の安定、通商障礙の除去等世界不況打開の緊要方策の樹立に努力し、以て其重壓の裡より蟬脱せんと必死的に試みてゐる、其眞實さに至つては全世界會議史上稀に見る所と稱し得る。他の列國に於ても亦然り。急迫せる現下の政治經濟的諸事情の下に於ては、各國共、此世界會議を對岸の火災と觀じ去ることを許されぬ。火の粉の我が身に降り掛りつゝある焦眉の問題であり、且又來るべき會議が、資本主義經濟組織に於ける建直策の最後の切札的努力な

ることを痛感し、若し失敗すれば、『國際金融の全機構を其根底より動搖せしめ、生活水準は低落し、且つ吾人の今日知つてゐるが如き社會組織は最早殘存すること困難となるであらう。』(専門家委員會報告書第一部一、序言参照)との悲壯なる見透と決意とを以て、之に對してゐるものと觀てよからう。

従つて、來るべき會議に於ては、從來の國際會議に於て屢々分裂の原因となつた如き、各國の我利的立場より、或は空理空論に奔り、或は種々の身勝手なる故障を申出するが如きことは、極限されてゐる。俱に協同して國際協調の實を擧げんと心掛けることは、勿論だと謂ふことが出來やう。

次に又、此際絶大の注目を要することは米國側に於ける熱心な努力である。

未曾有の金融恐慌に見舞はれての止むを得ざる仕儀と申せば、身も蓋も無いが、兎に角、異常なる眞剣さを以て世界經濟會議開催の促進に努め、進んで其豫備商議を自國に開き、一應の成功を齎したことは、世界經濟會議開催に對する決定的要素だと謂ひ得る。

唯此上の問題として、戦債に對する米國の態度如何といふことがあるが、之とても、今次の米國の態度、殊に當局者たるローズヴェルト大統領の決意から推せば戦債減額の意圖は充分にある。蓋し豫備商議に於て、英も、佛も、相當なる満足を得たる所を見ても、又現に米大統領が戦債減額獨裁權を議會に要求せんとして居る點なども其證左と認め得るであらう。

斯く觀じ來れば、倫敦に於ける國際通貨並に經濟會議は充分に幸先良き見透しを以て、相當の成功を收め、世界不況打開に最初の斧鉞を加へ得ることは、之を推斷するに難くない、といはねばならぬ。

第三節 八年度豫算の決定と膨脹の諸要因

熱河討伐と國際聯盟よりの脱退とは、本年第一四半期に於て、非常時と云ふ掛聲に益々大なる力を持たしめ、第六十四議會に提出された七年度追加豫算、八年度本豫算及び同追加豫算は何れも此のバツクに支持されて極めて簡單に成立した。八年度本豫算が二十二億三千九百萬圓に上り、更にこれが十億に餘る公債發行によつて補はねばならぬ事實に當面しては、流石に何れの政黨も、之を丸呑みするに些か躊躇せるものゝ如くであつた。が併し大した論議も行はれず、附帯決議を附けたのみで、二月十四日衆議院を、三月八日貴族院を、共に政府原案のまま、難なく通過した。小川郷太郎氏が同豫算に對する賛意を表するに當つて、冒頭に述べた『昭和八年度の豫算は我が財政の基礎を危うするものであります。併し對外時局の重大なるに鑑み。私等は敢へて此豫算に賛成を致さうと思ふのであります』と云ふ言葉に、その最も直截な表現を見出し得るであらう。

一、七年度の二追加豫算

通過成立せしめられた歳出追加豫算七千三十二萬圓を加算すれば、その歳出豫算合計は二十三億九百四十一萬圓に達する。之を七年度のそれに對比すれば更に二億九千七百二十四萬圓、割合にして一四%八の増加を示してゐる。

八年度豫算をしてかくも膨脹を餘儀なからしめたのは、主として滿洲事件費、兵備改善費等、所謂軍事的支出の繼續乃至新規要求に基因し、農村經濟の破綻救済を眼目とする時局匡救事業の續行、爲替下落に基く貨幣交換差金、及び公債發行激増による國債利拂の増加は、その勢を更に助長してゐる。此等の要因に就ては、既に本年報第十輯(第三部第五節)に於て概括的な説明を行つたが、正確な數字を基礎として、更に之を再述する必要を感じる。蓋し、第六十四議會の審議は

(二) 八年度本豫算及追加豫算 (千圓)

	本豫算	第一次追加	第二次追加	計	對七年度增加額	同比	上率%
費省	4,500	—	—	4,500	—	(*)	0.5
室務	26,390	3,053	—	29,443	(*) 151	(*)	6.9
外務	218,429	17,612	2,468	238,505	(*) 15,410	(*)	21.3
内務	474,139	7,248	189	481,576	(*) 84,634	(*)	14.8
陸軍	447,883	190	50	448,123	(*) 57,708	(*)	31.6
海軍	372,606	31,035	130	403,771	(*) 97,006	(*)	5.2
司法	34,490	158	5	34,653	(*) 1,711	(*)	3.7
文部	151,846	264	61	152,171	(*) 5,469	(*)	24.8
農林	117,382	2,238	3,194	122,814	(*) 24,404	(*)	11.8
工商	13,778	65	161	14,004	(*) 1,479	(*)	1.6
商務	349,935	643	50	350,628	(*) 5,368	(*)	15.4
選拓	27,714	1,500	—	29,214	(*) 3,910	(*)	14.8
計	2,239,094	64,010	6,308	2,309,412	(*) 297,246	(*)	

八年度のみならず、其後の歳計をも制約する幾多の問題を提起したからだ。

(A) 兵備改善費

而して八年度豫算に最も大きな波紋を投げかけたのは、兵備改善費の名稱の下に要求された軍備擴張費であらう。それは昔に同豫算膨脹の最大原因を形成し、軍事豫算たるの性質を益々強めしめたのみならず、歳計の將來に對し少なからぬ不安を残したからである。先づその金額に就て見るに、當初の陸海軍兩省の要求額は著しく削減されたるに拘らず、尙ほ經常部及び臨時部を合せて、陸軍省一億一千四百六十五萬圓、海軍省九千五百三十三萬圓に及び、兩者の總計は二億九百九十八萬圓を數へる。老大な八年度一般會計總歳出に對比しても、その約九%に相當する。

だが、それよりも、更に重要性を持つものとして閑却し得ぬ點は、その多くの部分が八年度切りの經費でなく、九年度以降に至つても續いて國庫に負擔を課すべく、而もその金額は可なりの額に上るであらうことだ。例へば陸軍省所管經費に就て一瞥するに(第三表参照)、諸制度改善に要する經費として計上されたる千三百六十九萬圓は、昭和十二年度に至つて漸く平年度化される筈であるが、經常化された後も年約七百六十八萬圓に上る豫定である。また軍需諸品整備の爲の既定繼續費繰上げも、

昭和十六年度まで支出さるべき未使用總額四億一千二百八十萬圓（その使用濟額を合した總額は八億七千八百五十萬圓。三一七頁附録參考資料參照。）の繰上げ支出ではあるけれども、こゝ二、三年度間

にその全部を繰上げ使用する模様だから、その間巨額の同費目計上を見なければならぬであらう。

次に海軍省所管の兵備改善費にあつては、表面上その繼續性は陸軍省の如く明白でなく、何れも一年限りの經費として計上されてゐる。だが大角海相がなした議會に於ける答辯によつて、明にされた處によれば、補助艦艇製造費追加

	費(千圓)		
	經常部	臨時部	合計
(三) 兵 備 改 善			
陸 軍 省			
兵器の運用に必要なる補給教育費	9,035	100	9,135
諸制度改善費	6,964	6,722	13,686
在滿兵力充實費	2,101	2,443	4,544
軍需諸品整備の爲の既定繼續費の繰上	—	87,281	87,281
計	18,099	96,546	114,646
海 軍 省			
航空隊編成替及維持費等の經費	7,694	—	7,694
航空兵器維持費の増加	7,900	—	7,900
補助艦艇製造費追加	—	15,000	15,000
各工作廠整備費	—	5,189	5,189
軍需品貯藏設備費	—	3,600	3,600
航空隊編成替費	—	4,700	4,700
艦船改装費	—	25,648	25,648
航空兵器更新費	—	8,000	8,000
航空兵器其他	553	3,300	3,853
計	16,147	79,187	95,334
總 計	44,246	175,733	209,980

千五百萬圓は、四億六千萬圓（うち艦艇建造計畫三億六千萬圓、航空隊充實計畫一億圓）に及ぶ第二次補充計畫の頭となる筈だ。少くとも此の費目は九年度以降も繼續して要求されるであらう。

兵備改善費はかくの如く、單に八年度豫算膨脹の主要因をなす許りでなく、九年度の財政膨脹をも明かに約束せるものである。

(B) 滿洲事件費の繼續支出

上海事件に現はれた様な激戦が豫想されてゐないのと、熱河討伐を最後として滿洲に於ける對戦が一應落着の様を見させてゐる爲めか、八年度の一般會計所屬滿洲事件費は、七年度より一億二百四十萬圓を減少して一億八千六百三十三萬圓となつた。殊に海軍省所管同經費は、七千五百八十一萬圓から一千五百五十七萬圓に約六千二十四萬圓を激減し、同事件費總額減少の主因を成してゐる。が併し、尨大な兵備改善費の新規要求に加へて、尙ほ一億八千六百萬圓を超える支出を必要としたのだから、八年度豫算膨脹の一因をなしたと云ふまでもない。のみならず此の經費も、今後永きに亘つて消滅し得ない性質を具有し、昭和十年度以降に至れば漸く平年度化すると稱せられてゐるが、その後にも年七千萬圓を要すると、陸相は述べてゐる。

(C) 時局匡救費

第六十三議會に於て初めて時局匡救豫算が成立したとき、政友會は三ヶ年續行豫定の同事業を、極度に疲弊せる農村を救ふに手緩いとして、二ヶ年度間に短縮すべきことを附帶決議した。けれども前

記せる軍事費の増大に壓迫されて、此の附帶決議は全然省みられなかつたのみならず、三ヶ年間六億の支出を豫定し第二年度に最も主力を注ぐと云ふ方針に拘らず、八年度に計上された額は新規増加(四千七百七十二萬圓)、既定事業繼續費(一億五千九百二十八萬圓)、合せて二億七百萬圓に過ぎなかつた。

而して同費目の大部分は、説明するまでもなく、内務省所管の港灣河川道路の工事費乃至同助成費(一億八十八萬圓)、農林省所管の農業土木事業費(三千百萬圓)等、地方農村に現金給附を目的とする費目によつて占められてゐる。

(四) 滿洲事件費 (千圓)

	八年度	七年度	比較
一般會計	4,709	9,833	(-) 5,124
外務省	20,000	20,000	—
陸軍省	145,990	183,132	(-) 37,142
海軍省	15,574	75,810	(-) 60,236
逓信省	57	—	(+) 57
計	186,330	288,775	(-) 102,442
特別會計			
朝鮮總督府	1,275	440	(+) 835
關東廳	3,227	3,573	(-) 346
計	4,501	4,013	(+) 488
總計	190,832	292,788	(-) 101,956

地方土木費以外に於て金額の多い匡救費に、内務省所管失業應急施設費七百三萬圓、農林省所管農村經濟更生施設費三百二十三萬圓、同開墾事業助成費六百一萬圓、同船溜船揚場及び築磯設備助成費五

百四十六萬圓(以上二者は七年度からの繼續事業費)、逓信省所管八年度分船舶改善助成費五百五十萬圓、文部省所管尋常小學校費臨時補助費千二百萬圓等がある。

右の外、窮迫せる地方財政の負擔に於て、支出さるべき匡救事業費のあることを一言して置かう。

(五) 時局匡救費 (千圓)

	八年度		七年度
	總計	新規増加額	
省	—	—	100
務務省	115,141	113,938	60,839
務務省	6,123	5,200	3,715
務務省	—	—	18,500
務務省	—	—	18,440
務務省	1,493	90	951
務務省	14,511	1,620	12,520
務務省	56,751	31,005	42,724
務務省	439	439	396
務務省	6,943	1,382	2,398
務務省	5,602	5,602	2,820
計	207,003	159,276	163,404

その額は内地一億三千二百四十三萬圓、朝鮮及び臺灣二百九十九萬圓、計一億三千五百四十二萬圓(七年度の同支出は八千七百四十九萬圓)に達する。之に特別會計負擔の匡救費一千六百一十一萬圓を加算すれば、八年度中に費さるべき匡救事業費は三億五千八百萬圓となる。

削減されたとは云へ、以上の如き巨額の支出は、若し全部が困窮せる大衆の手に渡ることゝなるならば、或程度農村の救濟手段として役立つであらう。併し、或は政争の用具に供され、或は租税滞納の補充に當てられ、又は官吏の私腹を肥やす等の結果を招来しつゝある事實に鑑みれば(前輯二二三頁以下参照)、インフレーションを惹起せしむる材料たる以外、それが直接窮民を救ふ効果は可なり減ぜ

られねばならない。

(D) 爲替差損金と國債元利拂の増加

以上に見た積極的臨時的な経費の膨脹に對し、消極的ではあるが經常的な増加費用として注目されるべきは、爲替下落に由來する貨幣交換差損金と、國債元利拂との壓迫だ。前者即ち爲替相場變動に基く経費は、總計八千八百四萬圓に及び、うち七割までは、國債元利拂の増加によつて占められてゐる。國債整理基金への繰入増加は、後述する如く八年度に於て發行を餘儀なくされた十億に餘る公債の元利拂に基くものであり、その額は、追加豫算の分を合すれば、四千五百三十八萬圓を數へる。

米國の金本位停止以來、世界經濟會議の開催と共に、各國本位貨交換比率協定が云々せられるに至つて、第一四半期の末から圓爲替は稍々反騰した。斯る状態が持續されるならば、或は右の爲替交換差損金に減少を見るかも知れない。だが、此の損金は對米爲替を二十三弗として算定せるものであり、従つて假令圓爲替に幾分の反騰を見ても、損金の減少は蓋し輕少だと考へられる。また國債整理基金への繰入増額は、八年度公債利子を總て半ヶ年分と算定せる數字であるから、九年度以降に至つて、それが更に増大すべきは明白である。

(E) 計上された追加豫算

(六) 爲替差損と國債整理基金繰入増(千圓)	
爲替相場變動に基く経費	88,038
貨幣交換差金の増加	9,290
國債元利拂に要する貨幣交換差金	60,283
在勤俸其他臨時増給及物件費の増加	18,465
國債整理基金特別會計への繰入増	45,377
合計	133,415

(備考) 特別會計所屬分は含まず、追加豫算に於ける國債整理基金繰入増 6,183千圓を加算す。

八年度當初豫算が審議を終るや否や、更に二回の追加豫算計上を餘儀なくされた。而してその何れもが本豫算と同様軍事的乃至救濟的費用の増額によるものである。先づ第一次追加豫算六千四百一萬圓の内容に就て見るに、その半ばに相當する三千萬圓は海軍工廠擴張資金の補足として、同特別會計に交付されるものであり、殘額の大部分は北海道農漁山村振興に關する経費(五百五十二萬圓)、同水害及凶作施設費(三百八十八萬圓)及び府縣災害土木費補助(七百二十三萬圓)等の救濟費である。

議會終了間際に於て、更に追加された六百三十一萬圓の歳出は、三陸地方震災復興費として同地方に交付すべきものである。何れも不可避の経費にしる、それが八年度歳出の増大を一層助長したことは勿論だ。

三、八年度の公債發行額

(七) 第六十四議會通過八年度豫算
(一般會計、單位千圓)

〔歳入〕	部	當初豫算	追加豫算	計
〔歳入〕 〔歳入〕 〔歳入〕 〔歳入〕	常時	1,289,026	2,079	1,291,106
	部	950,068	68,241	1,018,309
	歳入	54,836	1,085	55,921
	普通歳入	895,232	53,852	949,084
〔歳出〕	部	前年度繰入金繰入	0	13,304
		計	2,239,094	70,321
〔歳出〕	部	常時	1,357,936	7,041
		計	881,158	63,280
		2,239,094	70,321	2,309,415

併し乍ら、七年度に於てさへ巨額の歳入不足を來した以上、右の如き老大な八年度歳出豫算に對しては、之を賄ふべき特別の財源のないことは勿論である。八年度經常歳入の見積りは、流石に財界好轉を織込んで幾分増加されたが、二千萬圓程度の増収では、到底間に合はない。いま歳入と歳出の不均衡状態を一層明白ならしめる爲め、之を一表に纏めると第七表に掲げる如くである。即ち、八年度經常部歳入及び臨時部普通歳入の合計額十三億四千七百三萬圓は、歳出經常部を賄ふに千七百六十五萬圓の不足を告げる有様であり、之を前年度剩餘金繰入にて補填するも、尙ほ四百三十五萬圓の不足を生ずる。自然、臨時部歳出に屬する九億四千四百四十四萬圓は、之を支辨する財源が全然ない勘

(八) 公債發行豫定額(千圓)

	七年度	八年度
一般會計	684,002	919,083
電話事業公債	14,790	13,280
電信事業公債	925	700
震災善後公債	7,570	18,783
道路公債	21,307	16,677
滿洲事件公債	288,519	186,331
歳入補填公債	350,897	683,312
特別會計	89,509	92,727
殖民地事業公債	29,494	40,226
鐵道事業公債	56,000	48,000
滿洲事件公債	4,015	4,501
計	773,516	1,011,810

(備考) 交付公債を含まず。

定だ。此の巨額の不足をバランスせしめるには、結局公債發行乃至借入金による以外方法がない。かくして八年度豫算は九億千九百八萬圓の公債と、三千萬圓の借入金とを以つて辻褄を合せることを強制されたのである。七年度に於ける一般會計負擔公債額六億八千四百萬圓に比較して、更らに二億三千五百八萬圓の増發に當る。此のほか、特別會計所屬の發行豫定公債が九千二百七十三萬圓に上り之れをも加算するならば、八年度の新規發行公債は、交付公債を除外しても、なほ十億千八百八十萬圓に達するであらう。

尤も此の公債は、名目上は、總てが赤字公債(歳入補填公債)として發行されるものでなく、所謂事業公債として處理されるものが、一般會計に於て四千九百四十四萬圓(電話事業、電信事業、震災善後及び道路の各公債)、特別會計に於て、八千八百二十三萬圓(各殖民地事業及び鐵道事業公債)を數へ、また滿洲事件費の調達は同名稱の公債發行によつて行はれる。此等を除けば、所謂赤字

公債として發行されるものは六億八千三百三十一萬圓に減少する。

だが、通貨膨脹の契機を形成する點に於て、勿論斯る區別は問題とならない。而して八年度豫算に於ける特色は、單にその歳出額が未曾有の老大きさを持つとにあるのではなく、寧ろ公債による填補額が斯く十億圓を超える點に存すると考へられる。蓋しそれは、インフレーションを發展せしむる主要因を形成し、従つて今後に於ける我產業界の活況をヨリ一層刺戟し、物價株價のヨリ大きな騰貴を將來に醸さしめる原動力となるからだ。七年度發行豫定公債は、年度末に於て僅に二千四百萬圓餘の未發行分を残せるに過ぎなかつたが、銀行の遊資過剰と之に伴ふ低金利とを背景として、オープン・マーケット、オペレイションによる日銀の統制は、可なりインフレーションの急展開を阻止する働きをなし來つた。けれども、それには限度の存すること云ふまでもなく、十億を突破する八年度の公債を、依然斯る方法を以て統制處理することは到底不可能であらう。

四、收支均衡の對策未だし

以上の如く、未曾有の膨脹を示せる八年度豫算は、巨額の公債發行と相俟つて、我國經濟界の一層の好轉を今後に約束する一方、同時にまた何等かの對策を講ぜざる限り、國家財政をして破綻に瀕せし

める危険性の濃厚なることも亦争ふべき餘地がない。而して此の危惧の念と之に處する對策として示されたものは、既に本年報の前十一輯にて紹介せる如く、増稅論又は行政整理の主張であつた。日本經濟聯盟は、一月廿六日の對政府財政意見書で、この方向を採る財政策を明確にした。併し乍ら、政府の採れる對策は今迄の處左の二項に過ぎなかつた。而も、その何れも、巨額の赤字を補填するに足らない。

(一) 恩給法改正による國庫負擔額の減少 其の詳細に就ては既に第十輯に於て述べた。これによつて今後應らさるべき國庫負擔額の減少は、左表の如くである。

施行後	歳出増	歳出減	差引純減少
第一年	二、一五〇	四、一〇五	一、九五五
第二年	二、〇八二	五、四八二	三、四〇〇
第三年	二、〇二四	六、二三五	四、二三一
第四年	一、八八四	七、〇三七	五、二五三
第五年	一、七四八	七、二二三	五、五五五

(二) 通信事業特別會計の設立に基く同収益の一般會計繰入額 三月十四日發表された數字に従へば、通信事業特別會計設立後、昭和九年度より向ふ十年間に、財政の窮迫を緩和する爲め一般會計に繰入れられる金額は、次の如く、毎年度七千七百萬圓乃至八千百萬圓を數へる。

昭和九、十年 度 七七七萬圓、自十一年度至十三年度 八〇百萬圓、自十四年度至十八年度 八一百萬圓、

此の繰入は、右特別會計にとつてかなりの負擔だが、之を果す爲に諸種の料金引上が考慮されてゐる。

尤も根本對策につき、全然手段が採られなかつた譯ではなく、昨年末即ち第六十四議會開會前に、高橋大藏大臣を首班とする非公式の『税制改正準備委員會』が設立された。が併し、その第一回會合の行はれたのは漸く去る四月十五日で、單に、左の二項目に關する決定を見たのみだ。畢竟經濟界の恢復に伴ふべき歳入の自然増加を待つと云ふ現内閣從來の方針を、一步も出でてゐないのである。

一、國税に關しては關税を除き直接税、間接税の全般にわたつて調査し、税制の體系、増税、新税の設置等各方面から考究すること

一、專賣事業に關しても間接國税の改正に伴ひ調査すること

一、地方税に關しても國税との關係を考慮しつゝ、全般的整理の研究を爲すこと

一、出来るだけ速かに成案を得るやう調査を急ぐこと

一、これを實行するや否やは全然政府の方針に待つこと

一、今後數回委員會を開いて、委員の自由なる意見交換を行ふこと

一、次に大藏省側幹事と内務省側幹事において、國税、地方税各別に調査し、適時委員會に報ずること

軍事費、時局匡救費等の不減により、八年度に比し膨脹するとも縮少さるべくもない九年度豫算は、かくして依然公債増發に俟たねばならぬ事を、愈々明白ならしめてゐる。

第四節 金融及び資本市場

一、財政インフレーションの進行

八年三月を以つて終了せる昭和七年度の財政は、七億七千萬圓餘の公債發行を含む膨脹財政であるが、その公債の大部分は八年第一四半期中に於いて發行された。次に要項を掲げる四分半利國庫債券の號額面二億圓一月二十一日發行及びは號額面三億千五百萬圓三月三十日發行合計五億千五百萬圓は即ち昭和七年度分の新規發行公債で、兩者共日銀引受のもとに發行されたものである。

(一) 四分半利國庫債券發行要項

(二) 五分半利附國庫債券發行要項 (一月二十一日發行)

發行額	額面二億圓
電話事業費の分	一四、七九〇
電信事業費の分	九三五
道路事業費の分	三三、三〇六
震災善後費の分	七、五七〇

樺太事業費の分 一、六五五

昭和七年度歳入補填の分 三三、〇六六

滿洲事件費及び朝鮮事業費兩借入金の借換分 三三、六六六

二、發行價格 額面百圓に付九十六圓五十錢

三、償還期限 昭和二十年三月一日迄

四、利率 年四分五厘

五、利子支拂期 三月一日及九月一日の二回

- 六、初期利子 (昭和八年三月一日渡) 額面百圓に付四十九錢
- 七、利同歩合 複利 四分八八
單利 四分九六
- (二) は號四分半利付國庫債券發行要項 (三月卅日發行)
- 一、發行額 額面三億千五百萬圓
- 昭內 昭和七年度歳入補填の分 (千圓) 二五、四六六
- 滿洲 滿洲事件費の分 四六、二二七
- 鐵道 鐵道事業費の分 二六、〇〇〇
- 臺灣 臺灣事業費の分 四、六四四

- 關東州事業費の分 六〇〇
- 昭和七年度各種新規公債に對する發行差減補填の分 三、一三三
- 二、發行價格 額面百圓に付九十六圓五十錢
- 三、償還期限 昭和廿一年三月一日迄
- 四、利率 年四分五厘
- 五、利子支拂期 三月一日及び九月一日の二回
- 六、初期利子 (昭和八年九月一日渡) 額面百圓に付一圓九十二錢
- 七、利同歩合 複利四分六六
單利四分六六

併し日銀引受のもとに發行された公債は決して右に止まらなかつた。いま第一四半期中に於いて日銀引受のもとに發行された短期長期一切の公債を集計すれば次頁第二表の如くである。

即ち第一四半期中に日銀引受のもとに發行された公債は大藏省證券、米穀證券等の短期債券をも合計して新規五億八千五百萬圓、借替四億七千七百萬圓、合計十億六千二百萬圓の多額に及んだのである。尙ほ、四月に入つて以來今日 (五月三日)迄に右以外に公債は發行されてゐないが、現在に於ける七年度分の公債未發行額は大体二千四百三十萬圓である。(註)

名稱	發行月日	額面 千圓	利率
第十七回藏券	1.14	* 15,000	日歩 7厘5毛
第十四分半公債	1.21	200,000	年利 4%5
第十八回藏券	1.24	* 100,000	日歩 7厘5毛
第十一回米券	2.1	* 62,000	〃
第十九回藏券	2.15	* 100,000	〃
第十二回〃	2.21	* 100,000	〃
第十二回米券	2.28	70,000	〃 9厘
第二十一回藏券	3.25	* 100,000	〃 6厘5毛
は號四分半公債	3.30	315,000	年利 4%5

計…… { 新借 585,000
規替 * 477,000
合計…………… 1,062,000

七年度分公債發行豫定額	七七三、四六五、三一二圓
六年度分道路公債未發行額	五〇、〇三〇圓
合計、七年度中公債發行豫定額	七七三、五一五、三四二圓
八年三月末日迄の發行済額 (額面)	八〇五、〇〇〇、〇〇〇圓
その内借替分	三二、六八六、四五〇圓
差引新規發行分	七七二、三一三、五五〇圓
この外政府のなしたる借入金	九、〇〇〇、〇〇〇圓
右二者合計 (實際上の發行済額)	七八一、三一三、五五〇圓
このうち發行差減額	三二、一六二、一八九圓
差引手取額	七四九、一五一、三六一圓
差引未發行額	二四、三六三、九八一圓

二、通貨膨脹遲々

併し乍ら、斯かる膨大な公債發行があつたにも拘らず、事實上通貨の膨脹したのは比較的僅少なものであつた。即ち之を第三表に見るに、本年三月三十一日を昨年四月二日に比較し、此間日銀の紙幣發行高は八千二百餘萬圓、其預金現在高は一億九千九百餘萬圓、合せて二億八千二百萬圓足らずの増加に過ぎぬ。七年度中の公債發行高は、前記の如く政府の手取金額で七億八千百萬圓にも上るのに其